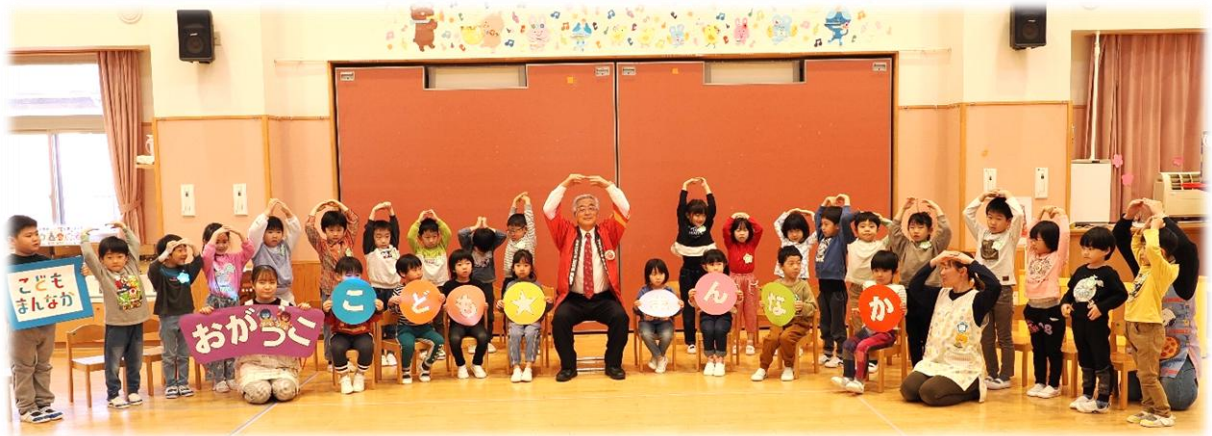


男鹿市こども計画



令和 8 年 3 月

男鹿市



宣言

こどもまんなか応援サポーター に就任します！

男鹿市は、「子育て環境日本一！」を目指し、さまざまな子育て支援に係る施策に取り組んでいます。
男鹿市は、こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、すべてのこどもたちが健やかで幸せに成長できる「こどもまんなか」社会を目指し、さらなる取組を推進し、ここに「こどもまんなか応援サポーター」として活動することを宣言します。

令和6年2月19日

男鹿市長 菅原 広二



こどもまんなか



男鹿市こども計画の策定にあたって

男鹿市では、「子育て環境日本一」を目指し、保育料や給食費、保育施設のおむつなど4つの無償化と、入学準備助成金といった5つの補助金・給付金などによる子育て家庭の経済的支援に努めてきました。また、こども家庭センターの設置による包括的かつ継続的な相談支援の強化や、保育園から中学校まで一貫した教育・保育の質の向上などの取組を進めてきました。

一方で、児童虐待や貧困といったこども・若者を取り巻く環境は深刻さを増しています。

こうした状況の中、国においては、こども・若者を取り巻くさまざまな課題に対応するため、令和5年4月に「こども基本法」を制定し、同年12月には、こども施策に関する基本的な方針や重要事項をまとめた「こども大綱」を公表しました。

本市では、これまで「第3期男鹿市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、多様化する子育てニーズに対応してきましたが、国の基本方針等に基づき、こども・若者の目線に立ち、さらに幅広く施策を推進していくため、こども・若者に関する6つの計画を一体的にまとめ、この度「男鹿市こども計画」を策定しました。

おがっちは男鹿の宝です。こどもの健やかな成長と、こどもの未来は、男鹿の未来でもあります。

男鹿は三方が海に開かれ、変化に富んだ海岸線や男鹿三山、寒風山など、雄大で美しい自然に恵まれているほか、伝統あるナマハゲ文化が息づくまちです。わたしたちには、先人から受け継いできたこの豊かで誇りある男鹿を、こどもたちに継承する責務があります。

今を生きるこども・若者が、自らの人生を喜びをもって築き上げ、さらにその先の世代に受け継いでいくことができる、そのような社会の実現に向けて、行政、地域、家庭、事業所など様々な主体が連携して本計画を推進してまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を賜りました男鹿市子ども・子育て会議の委員、関係団体並びに調査にご協力いただきました市民の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和8年3月

男鹿市長 菅原 広二



目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景と趣旨	3
2	計画の位置づけ	4
3	計画の対象者	5
4	計画期間	6
5	計画の進行管理	6

第2章 男鹿市のこども・若者を取り巻く現状

1	統計データから見る男鹿市の状況	
(1)	総人口	7
(2)	世帯数・世帯構成	8
(3)	婚姻・離婚の状況	9
(4)	有配偶状況	9
(5)	出生の状況	12
(6)	既婚女性の就業率	13
(7)	ひとり親世帯数	14
(8)	児童扶養手当受給者の状況	15
(9)	就学援助認定の状況	15
(10)	母子生活支援施設入所世帯数	16
(11)	18歳以下のこどもがいる生活保護世帯数	16
(12)	特別児童扶養手当受給状況	17
(13)	支援対象児童等数	17
(14)	教育・保育施設等の状況	18
(15)	小学校・中学校の学籍状況	20
(16)	放課後児童クラブの状況	21
(17)	小学校・中学校における不登校児童・生徒数	21
(18)	小学校・中学校におけるいじめ認知件数	22
2	計画期間中の人口推計	23
3	調査結果から見るこども・若者・子育て当事者の思い	26
(1)	子育て家庭の状況	29
(2)	教育・保育サービス等の利用	34
(3)	家計について	37
(4)	少子化の流れを変えるために重要なこと	38
(5)	子育ての環境や支援への満足度について	39
(6)	こども・若者アンケート結果	40
(7)	室内の遊び場へのニーズについて	53

第3章 計画が目指すもの

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
- 2 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
 - (1) こども施策の4本柱
 - (2) ライフステージ別

第4章 具体的な取組

- 1 こども・若者が健やかに成長できる環境整備・・・・・・・・ 59
 - 1-1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有
 - 1-2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
 - 1-3 こども・若者の心身の健康づくりと保健・医療の確保
 - 1-4 妊娠・出産にかかわる保健・医療の確保
 - 1-5 保育・教育体制の充実
 - 1-6 こども・若者を自殺、事件等から守る取組
- 2 男鹿の未来を切り拓くこども・若者への支援・・・・・・・・ 69
 - 2-1 就学支援、就労支援の充実
 - 2-2 地域の活力を担う若者への支援
 - 2-3 ライフデザインの形成と実現への支援
- 3 困難を有するこども・若者への支援・・・・・・・・・・・・ 73
 - 3-1 虐待や貧困などにより支援を必要とするこどもや家庭への支援
 - 3-2 いじめ防止と不登校のこどもへの支援
 - 3-3 障害児・医療的ケア児等への支援
 - 3-4 社会的自立に困難を有する若者への支援
- 4 子育て環境日本一を目指す取組の充実・・・・・・・・・・・・ 79
 - 4-1 子育てを支援する生活環境の整備と相談支援体制の充実
 - 4-2 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
 - 4-3 ひとり親家庭への支援
 - 4-4 共育とワーク・ライフ・バランスの推進

第5章 評価指標と数値目標

- 1 こども施策の4本柱の評価指標と数値目標・・・・・・・・ 84
- 2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方法 90

資料

- 1 男鹿市子ども・子育て会議・・・・・・・・・・・・・・・・ 108
- 2 男鹿市こども計画策定の経過・・・・・・・・・・・・ 108

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

国は令和5年4月、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子ども・若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し「こども基本法」を施行しました。そしてこども家庭庁を創設し、令和6年には、こども施策を総合的に推進するため、基本的な方針や重要事項等を定めた「こども大綱」を策定し、「こどもまんなか社会」の実現に向けて歩み始めました。

本市においては、平成27年より「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、多様化する子育てニーズに対応しながら「子育て環境日本一」を目指し、認定こども園の設置や小規模保育事業所、保育送迎ステーションの開設など施設整備するとともに、保育の質の向上、保育料・給食費等の無償化などの経済的支援、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援など子育てサービスの拡充に努めてきました。

さらに、令和6年2月には「こどもまんなか応援サポーター」として、こどもが心身ともにすこやかに成長できるよう、地域全体でこどもと子育て家庭を支援する体制を作っていくことを宣言するなど、さらなる取組に力をいれています。

現代の子ども・若者を取り巻く環境は、貧困、ヤングケアラー、子育てへの不安や孤立感など深刻さを増しています。本計画は、そのようなニーズに対応できるよう、こども基本法に基づき、こども大綱、秋田県こども計画を勘案し、本市の子ども・子育て施策に関する総合計画として策定するものです。

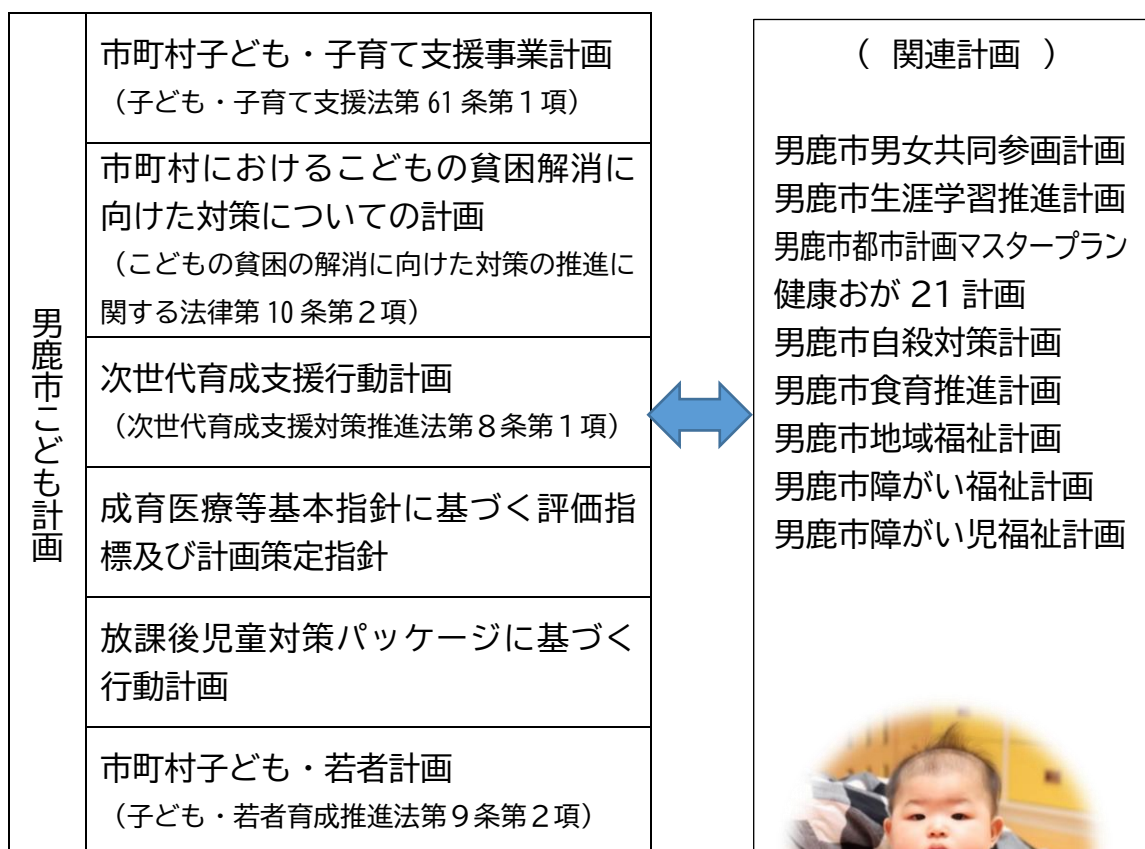
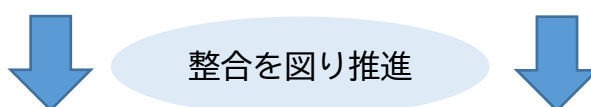


2 計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条第2項の規定に基づく計画として策定するものです。また、各法令に基づく以下の計画と一体的に策定します。

また、「男鹿市総合計画」を上位計画とし、こども・子育てに関連する市のその他の計画との整合性を保つものとしします。

(上位計画) 男鹿市総合計画



3 計画の対象者

本計画の対象は、次のとおりとします。

こども	心身の発達の過程にある者 ※ こども基本法の趣旨を踏まえ、対象者の年齢に上限は設けないものとします。 ※ 本計画では、原則「こども」の表記を用いますが、法令に根拠がある語や固有名詞を用いる場合については「子ども」の表記を用いる場合があります。
若者	思春期から青年期にあたる年齢の者 ※ ただし、社会的自立に困難を抱える 30 歳代の者も少なくないことから、この年代も含むものとします。
保護者	法的にこどもの保護を行う義務のある者（親権者など）
子育て当事者	保護者を含む子育てに係る者

また、ライフステージ別の定義は次のとおりとします。

幼児期	生まれてから義務教育年齢に達するまで
学童期	小学生の年代
思春期	中学生の年代からおおむね 18 歳まで
青年期	おおむね 18～29 歳



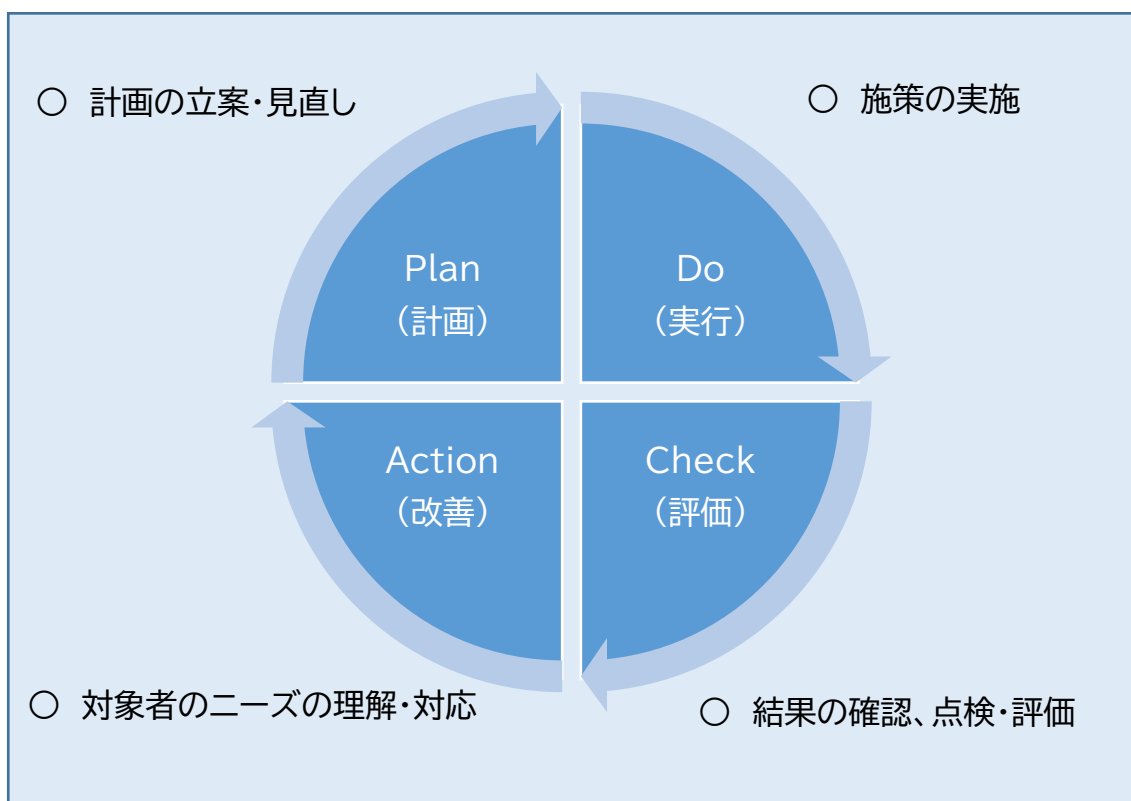
4 計画期間

本計画の計画期間は、一体的に策定する他の計画の評価年度を考慮し、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度の4年間とします。なお、計画期間中であっても、社会情勢等の変化に対応するため、必要に応じ見直しを行います。



5 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、施策の実施状況や課題・成果等を担当各課で確認し、PDCAサイクルを踏まえた点検・評価を行います。また、こども・子育て当事者・学識経験者等で構成する「子ども・子育て会議」において共有し、効果などについて検証します。



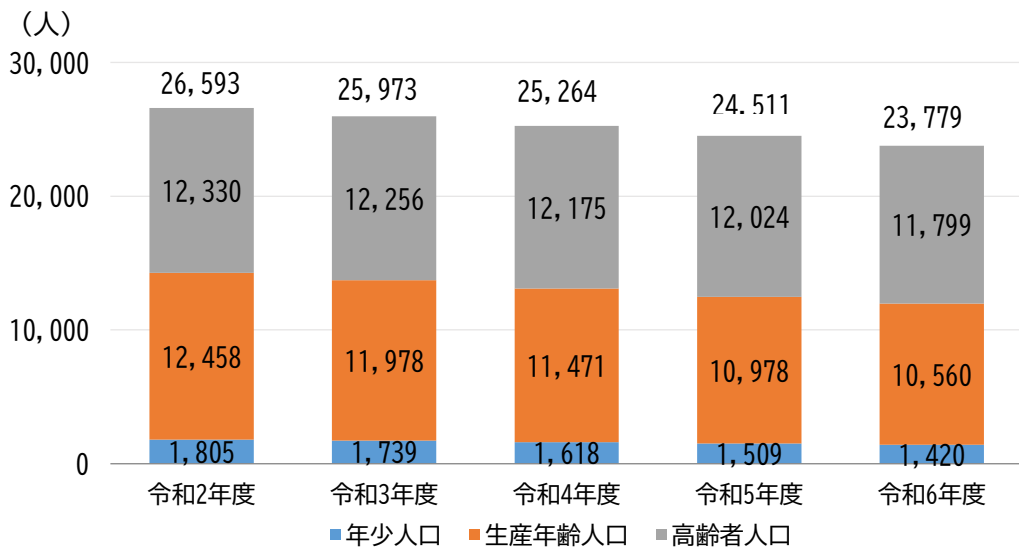
第2章 男鹿市のこども・子育て家庭を取り巻く状況

1 人口・世帯等の状況

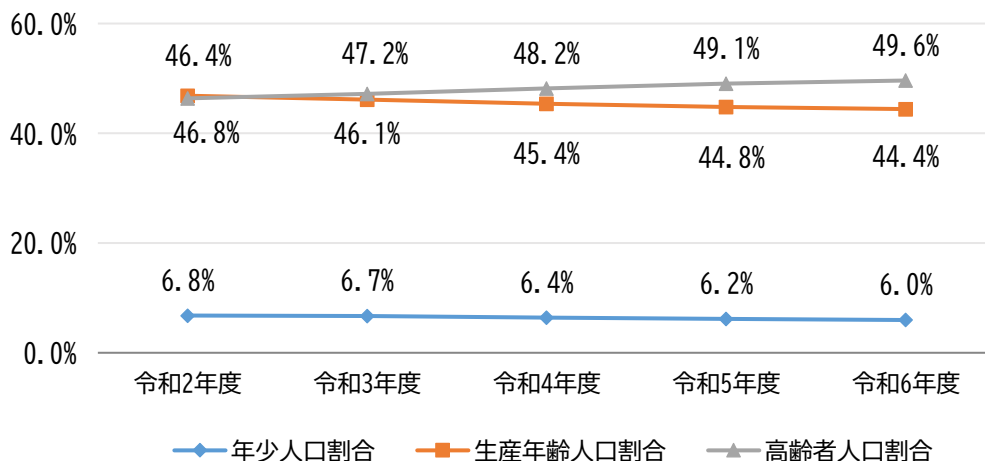
(1) 総人口

総人口は、令和2年度の26,593人から令和6年度は23,779人と減少し、年少人口は令和6年度に1,500人を下回っています。人口構成は、令和2年度は生産年齢人口割合46.8%、高齢者人口割合46.4%とほぼ同程度でしたが、令和6年度には生産年齢人口割合44.4%、高齢者人口割合49.6%となり、高齢者人口割合が人口構成の約半分をしめています。

【人口の推移と人口構成割合（各年4月1日現在）】



出典：住民基本台帳



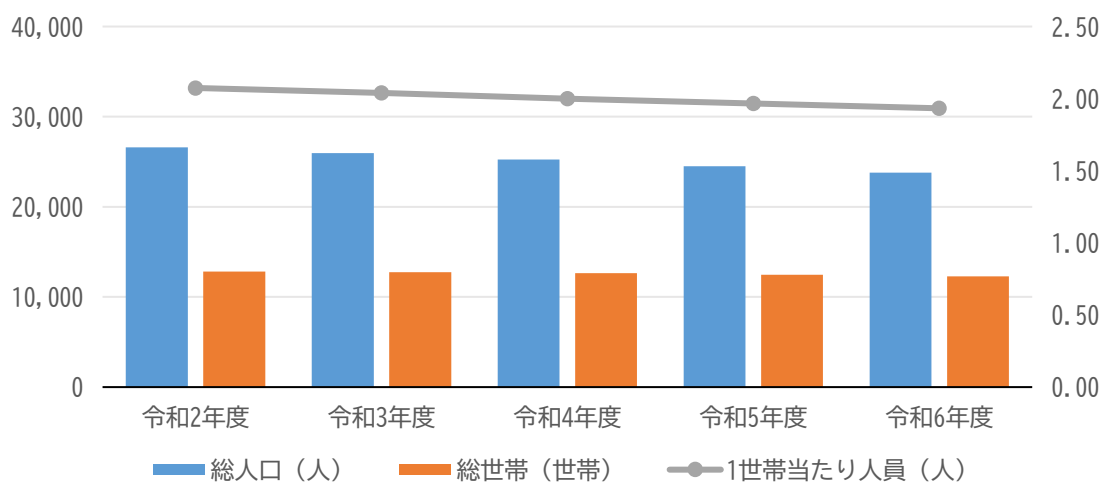
出典：住民基本台帳

(2) 世帯数・世帯構成

世帯数は、令和2年度の12,822世帯から令和6年度には12,301世帯に減少し、1世帯当たり人員も令和5年度には2人を下回っています。

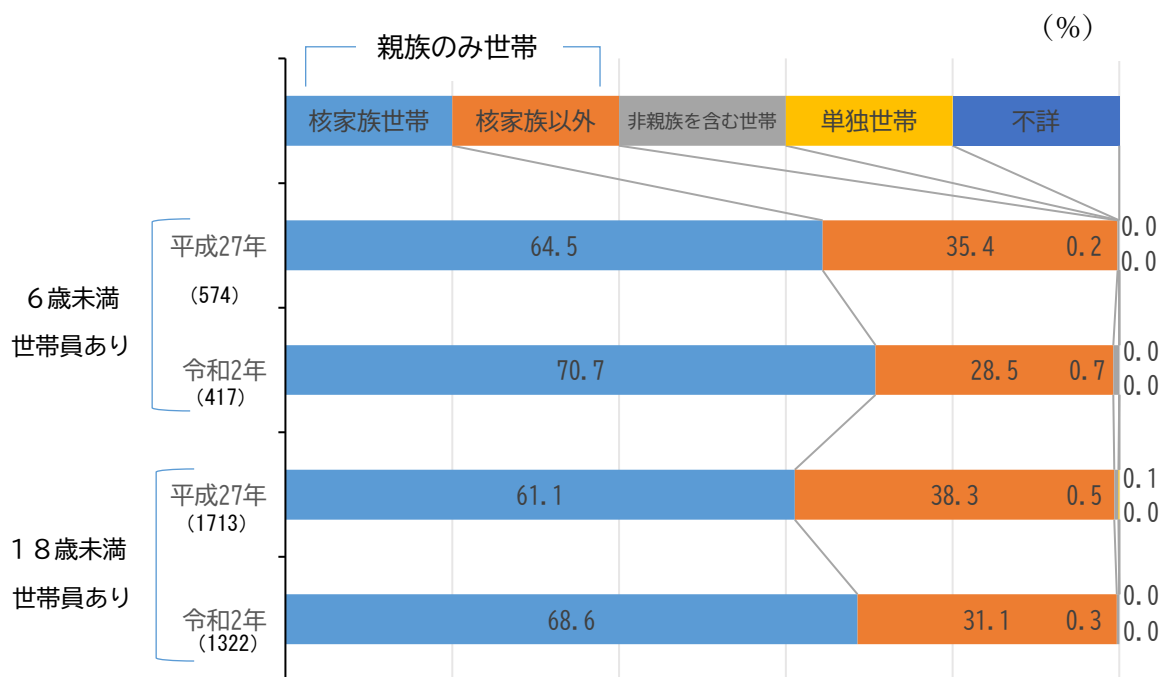
世帯構成は、平成27年度と令和2年度を比べると18歳未満のこどもがいる世帯では核家族世帯が61.1%から68.6%に増加し、核家族以外の世帯は38.3%から31.1%に減少しています。

【人口及び世帯数（各年4月1日現在）】



出典：住民基本台帳

【6歳未満及び18歳未満世帯員のいる世帯数（各年10月1日現在）】

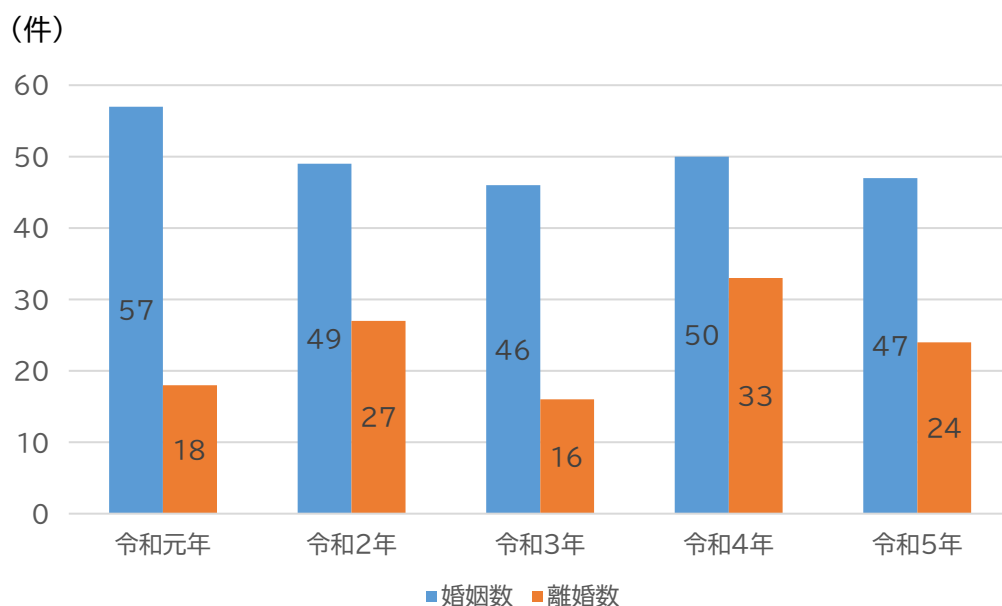


出典：国勢調査

(3) 婚姻・離婚の状況

婚姻件数は、令和元年以降 50 件前後で推移しています。

離婚件数は、10～30 件台で推移しています。



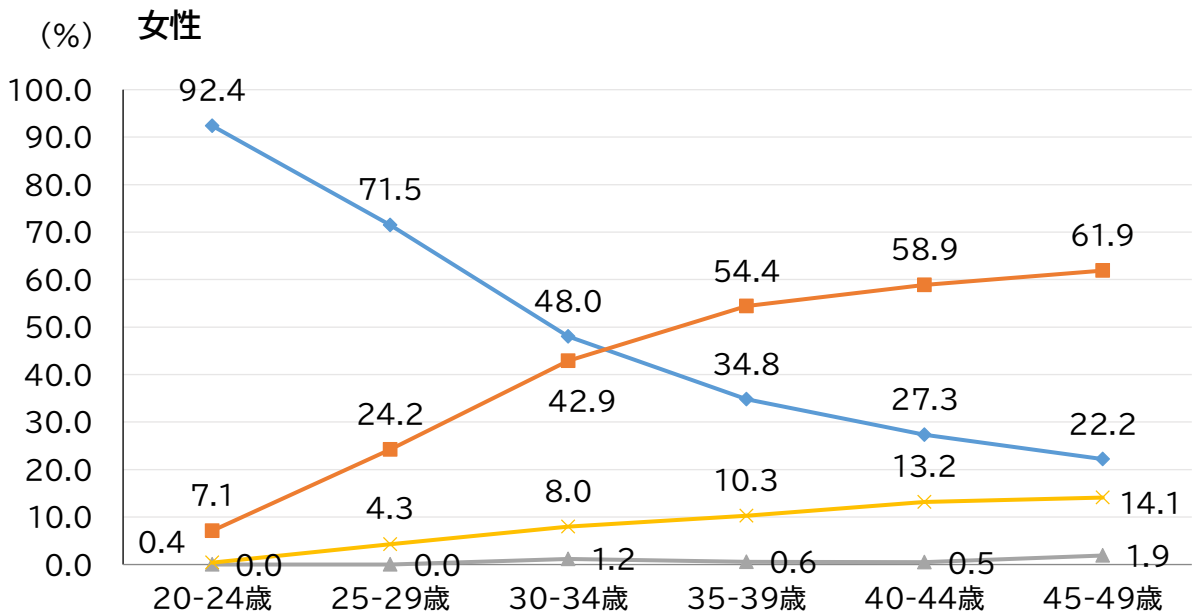
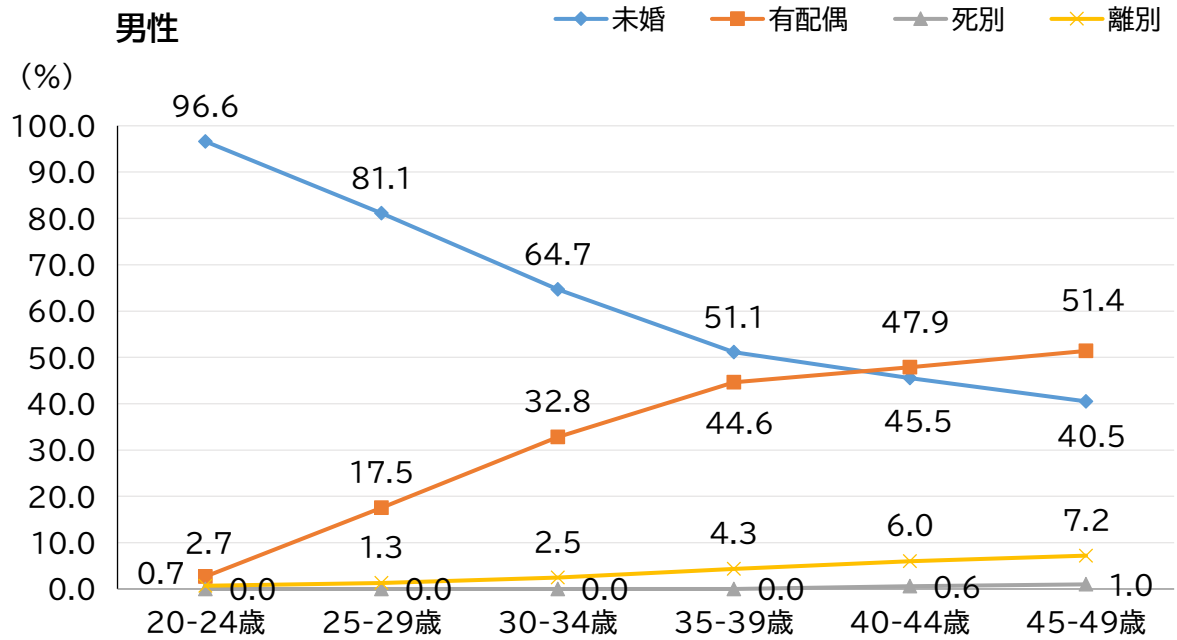
出典：秋田県衛生統計年鑑

(4) 有配偶状況

令和2年の婚姻状況は、男性が30代後半、女性は30代前半を境に未婚と有配偶の推移が逆転し、男性は40～44歳で未婚が45.5%、45～49歳で40.5%、女性の27.3%、22.2%より多くなっています（P10）。

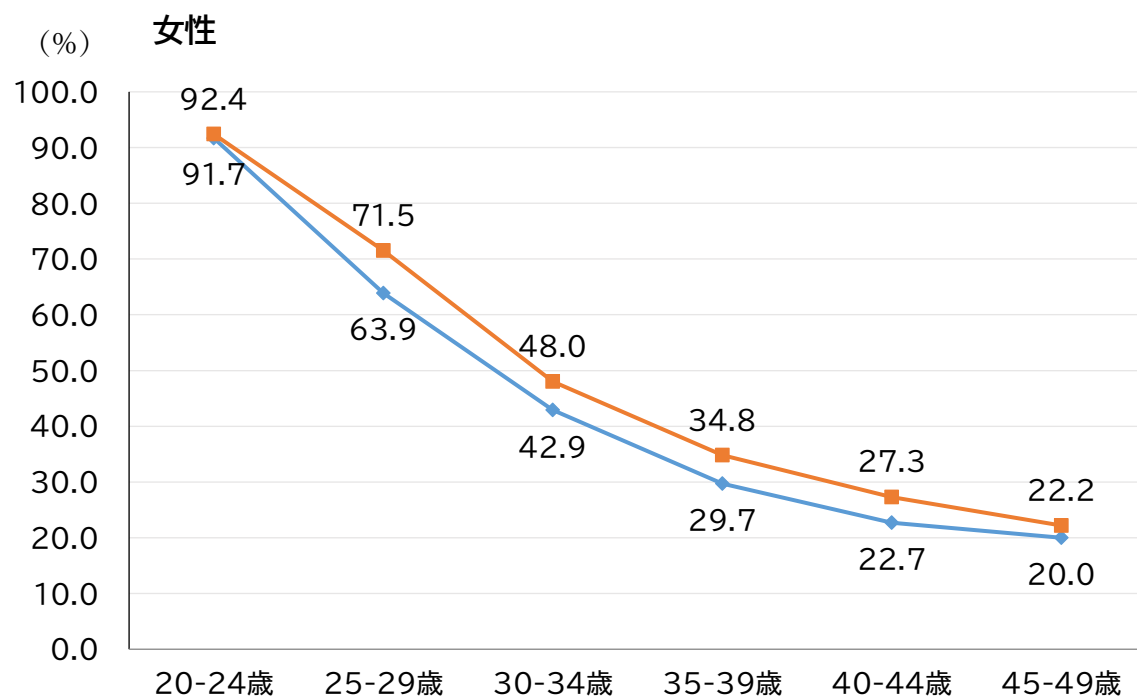
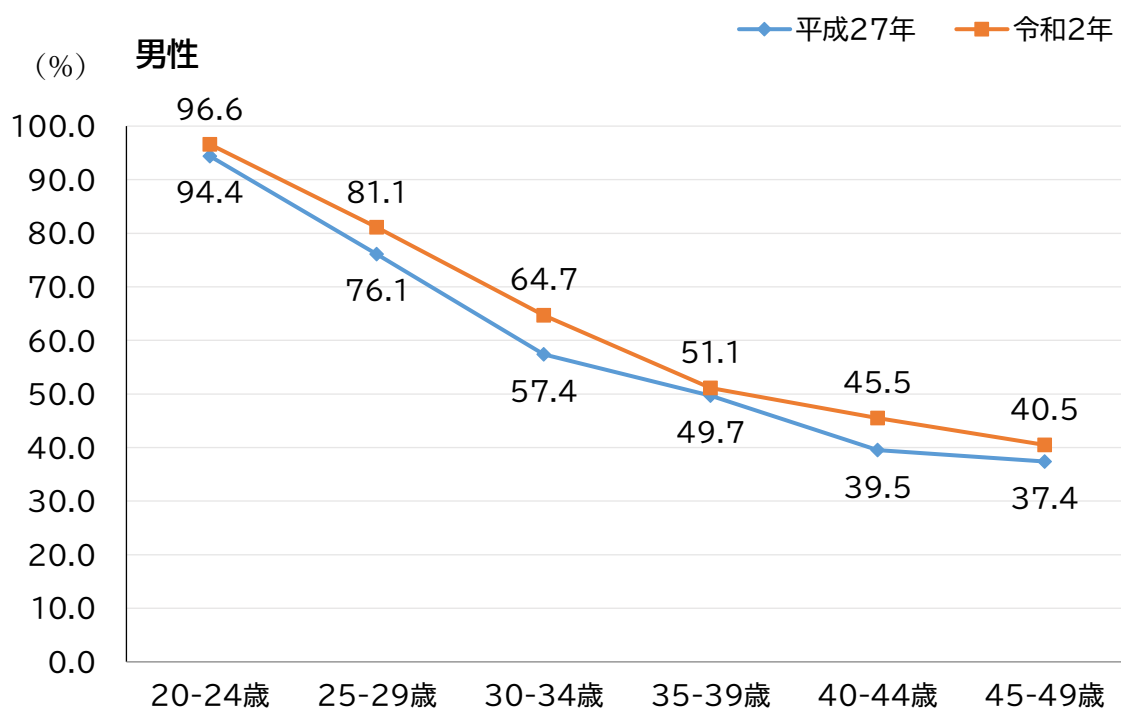
未婚率は、令和2年と平成27年を比較すると、男女ともに令和2年が高くなっています（P11）。

【男女5歳階級別配偶関係】（令和2年）



出典：国勢調査

【男女5歳階級別未婚率の推移】



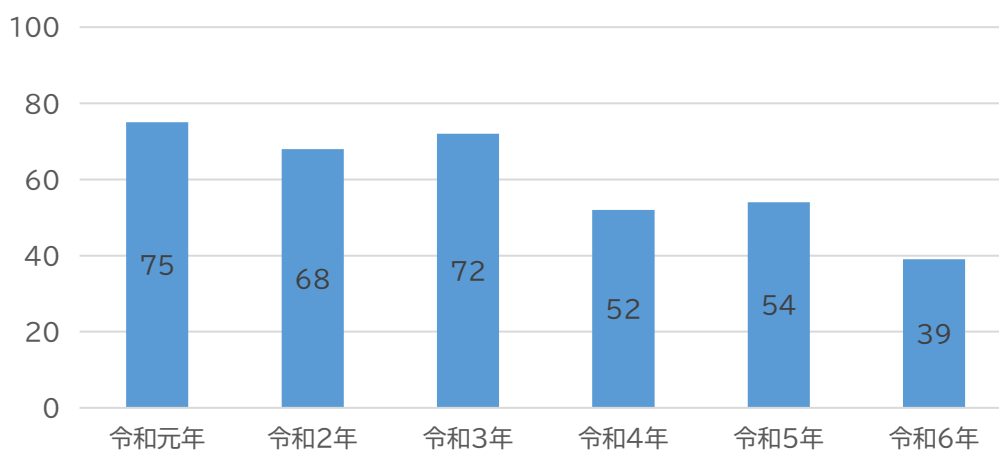
出典：国勢調査

(5) 出生の状況

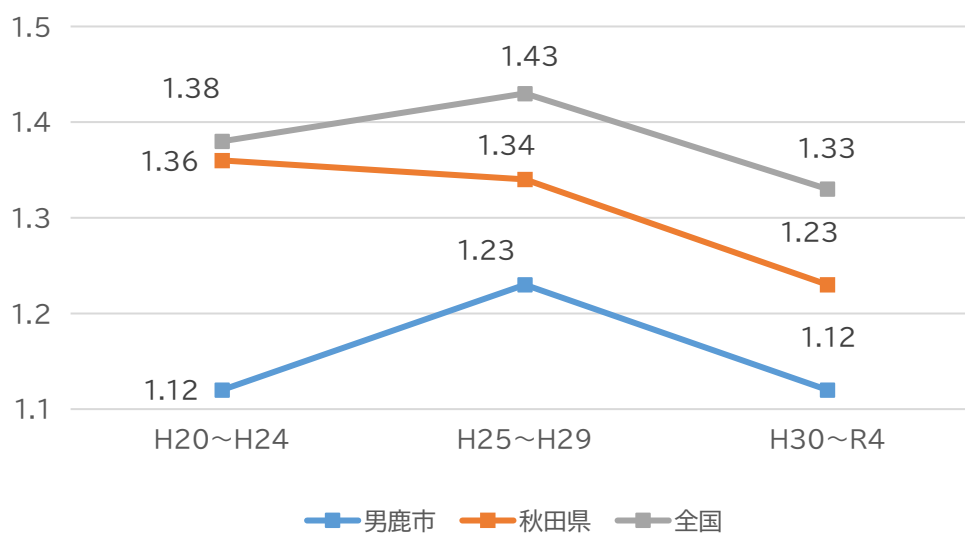
出生数は減少傾向にあり、合計特殊出生率は、全国及び秋田県の数値を下回る状況にあります。

※ 合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性
がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。

【出生数（人）】



【合計特殊出生率】

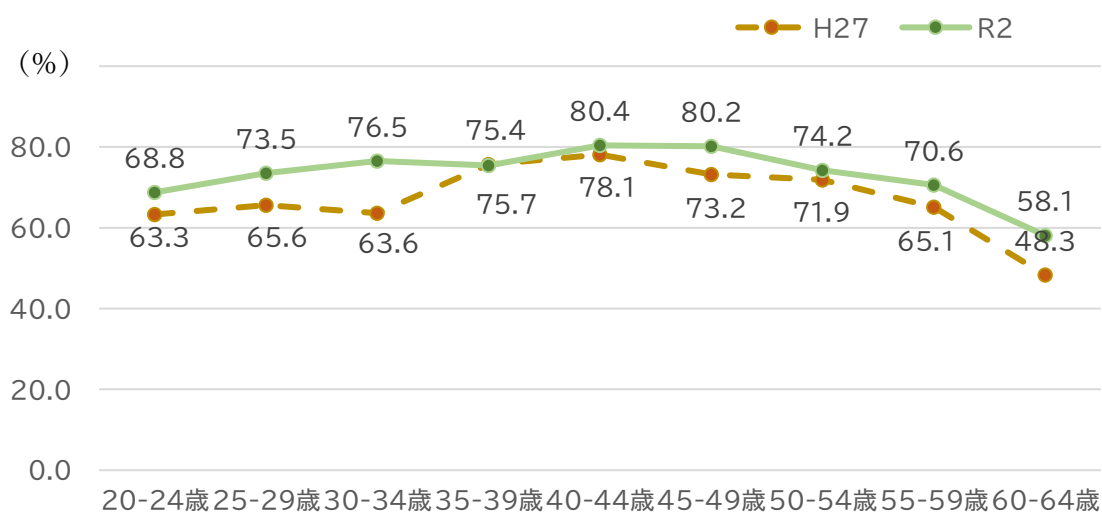


出典：人口動態統計特殊報告 人口動態保健所・市区町村別統計

(6) 既婚女性の就業率

既婚女性の就業率は、35-39 歳を除く各年代で令和 2 年が平成 27 年を上回っています。なかでも、40-44 歳、45-49 歳では、既婚女性の就業率は 80% を上回っています。

また、平成 27 年は、30-34 歳で就業率がいったん減少し 63.6% となっていますが、令和 2 年では、その減少傾向は緩やかになり、35-39 歳で 75.4% となっています。

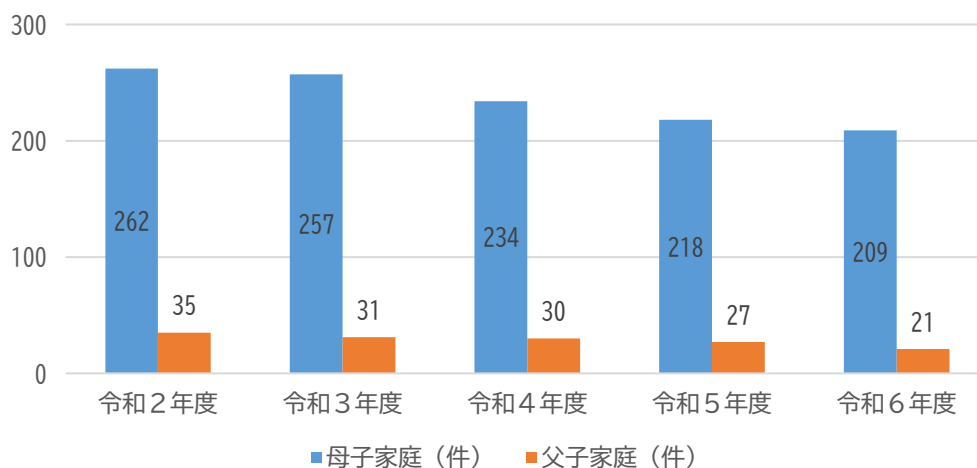


※ 国勢調査における数値を用いた算出値（就業者数/各年齢における人口×100 (%)）

(7) ひとり親世帯数

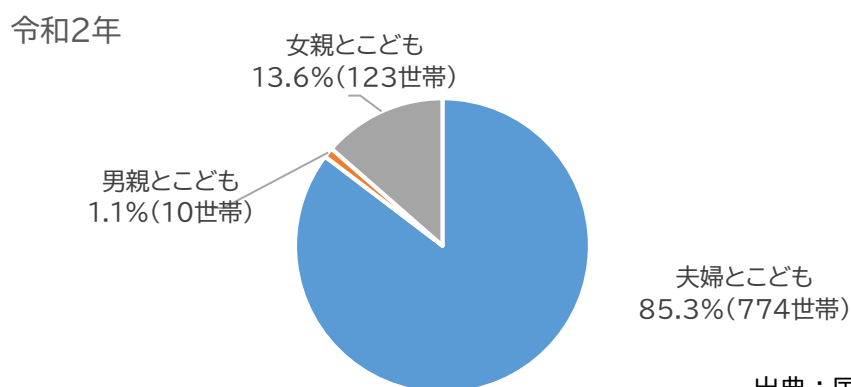
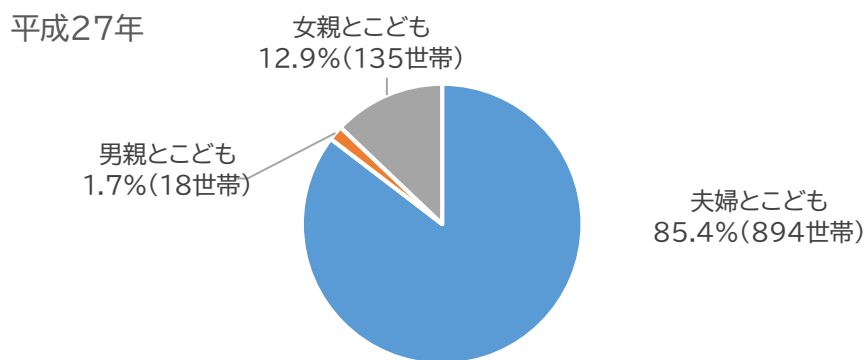
市全体の世帯数減少に伴い、ひとり親家庭の世帯数も減少傾向にあります
すが、割合では平成27年度と令和2年度で比較すると横ばいです。

(各年度8月1日現在)



出典：子育て健康課

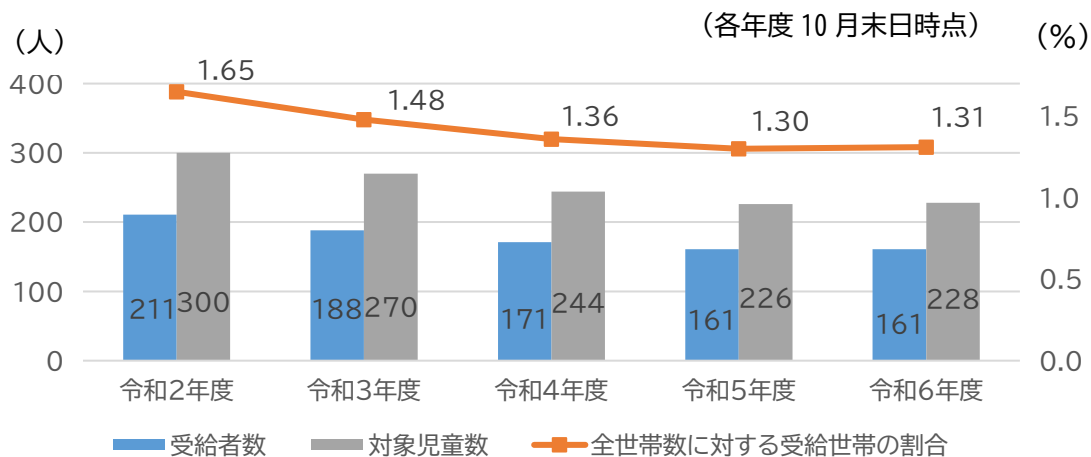
【18歳未満世帯員のいる核家族世帯の構成比 (各年10月1日現在)】



出典：国勢調査

(8) 児童扶養手当受給者の状況

令和2年度と令和6年度を比較すると、受給者数で50人の減、受給割合で0.34%の減と減少傾向にあります。



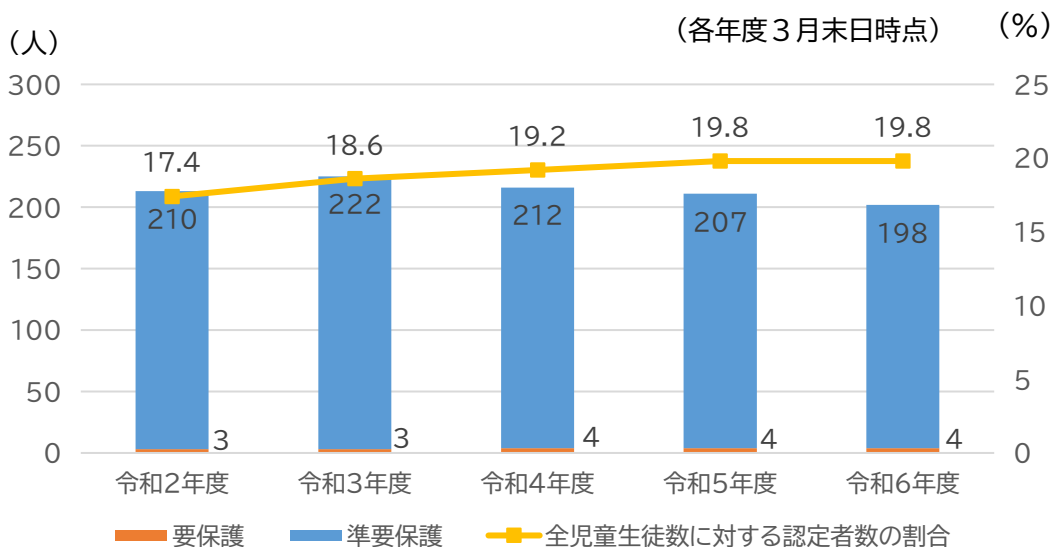
出典：子育て健康課

※ 児童扶養手当

ひとり親世帯など、父又は母と生計を同じくしていない児童の家庭の生活の安定と自立促進を目的とし支給される手当（児童扶養手当法）。

(9) 就学援助認定の状況

就学援助認定者数は、児童数の減少に伴い減少傾向ですが、その割合は、増加傾向です。



※ 就学援助制度

経済的な理由でこどもに義務教育を受けさせることが困難な保護者に対し、学校生活に必要な費用の一部を市町村が援助する制度（学校教育法第19条）。

(10) 母子生活支援施設入所世帯数

毎年、数件の世帯が施設入所されています。

年度	入所世帯数（件）
令和2年度	0
令和3年度	1
令和4年度	1
令和5年度	3
令和6年度	2

出典：子育て健康課

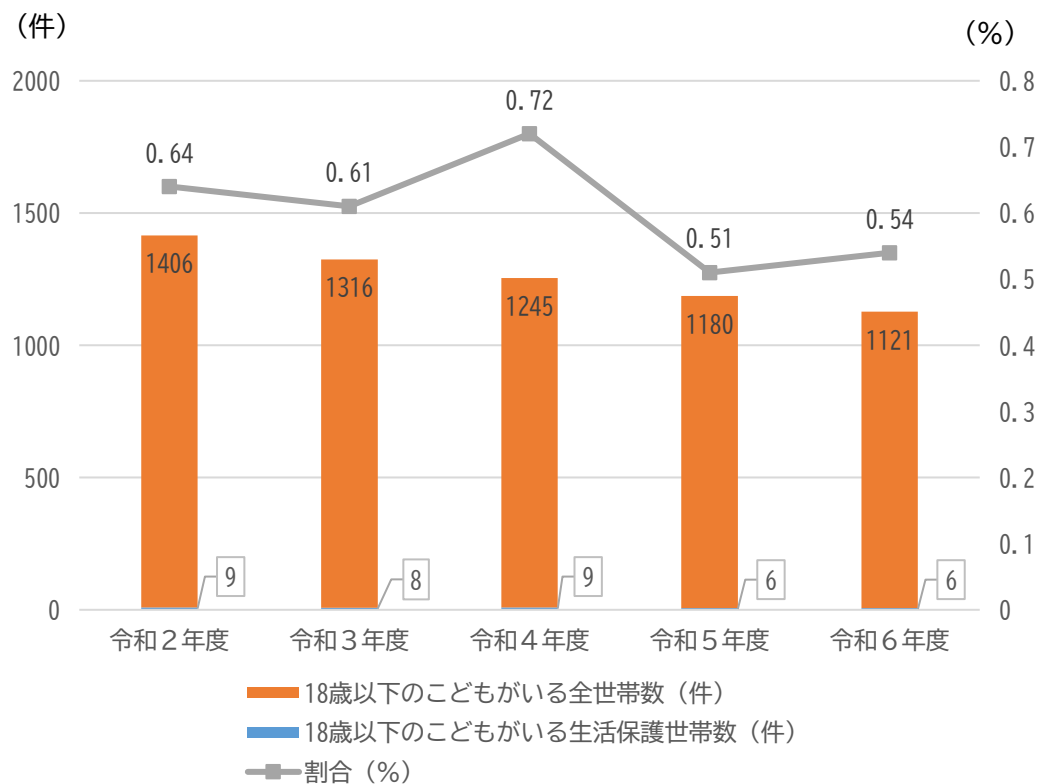
※ 母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育する母子家庭や母子家庭に準じる家庭の女性が、自立を目指し、子どもと一緒に入所できる児童福祉法に定められた施設。

(11) 18歳以下の子どもがいる生活保護世帯数

18歳以下の子どもがいる生活保護世帯数は、18歳以下の子どもがいる全世帯数のうちの1%以下で推移しています。

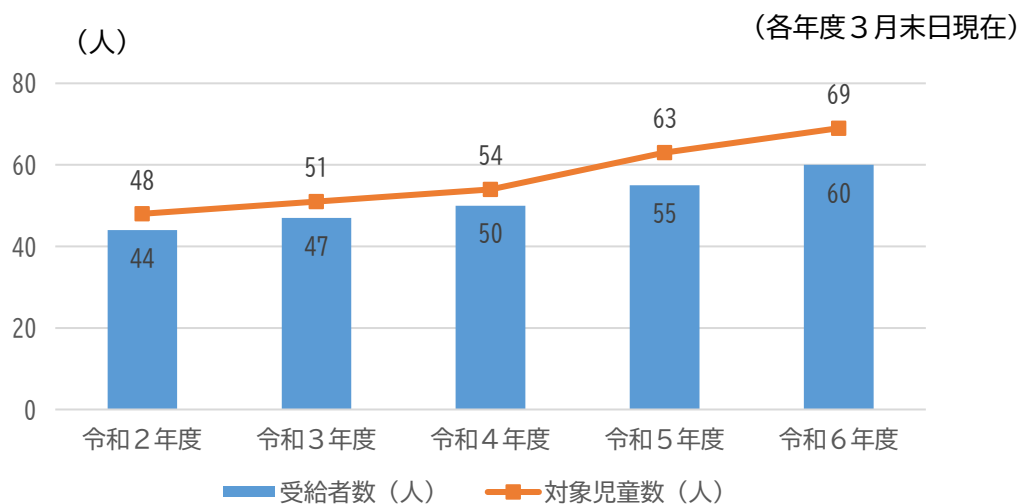
(各年度3月末日現在)



出典：福祉課、生活環境課

(12) 特別児童扶養手当受給状況

特別児童扶養手当の受給者数、対象児童数ともに、年々、増加傾向にあります。



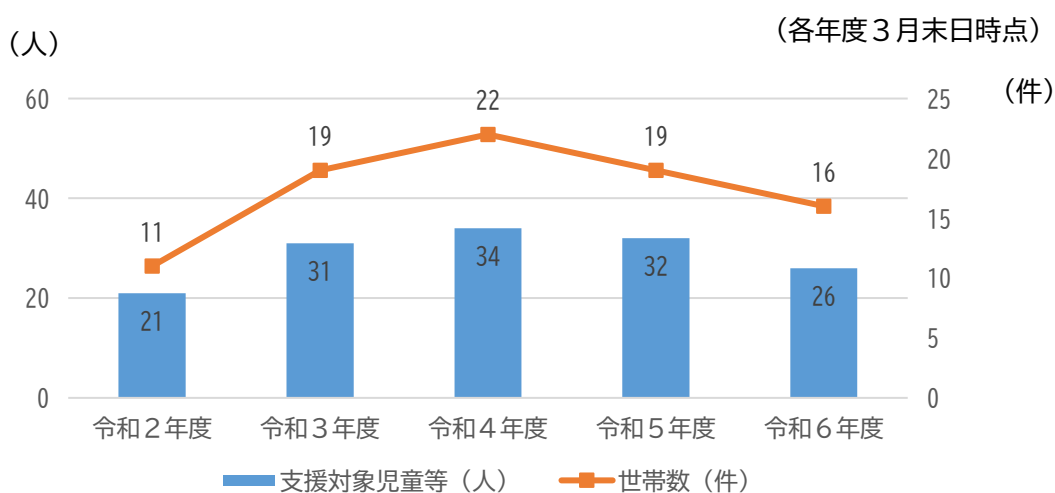
※ 特別児童扶養手当

出典：子育て健康課

児童の福祉の増進を目的とし、20歳未満で精神又は身体に法令で定める程度の障害のある児童を監護する父又は母、若しくは養育している方に支給されます（特別児童扶養手当の支給に関する法律）。

(13) 支援対象児童等数

毎年20人以上の児童等が支援対象児童等として支援を受けています。



※ 支援対象児童等

出典：子育て健康課

保護者への養育支援が特に必要と認められる児童（要保護児童）、保護者による監護が不適当な児童（要支援児童）、又は出産前において特に支援を行うことが必要と認められる妊婦（特定妊婦）をいいます。

(14) 教育・保育施設等の状況

① 認定こども園

認定こども園の通園児数は、保育認定は令和2年の72人から令和6年には60人まで減少しており、教育認定も令和2年は12人でしたが令和6年には3人まで減少しています。

(各年4月1日現在)

項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数(か所) 船川保育園	1	1	1	1	1
定員(人) (うち教育認定)	150 (40)	150 (40)	150 (40)	150 (40)	150 (40)
利用児童数(人) (うち教育認定)	84 (12)	82 (9)	74 (7)	74 (3)	63 (3)

出典：こども未来課

② 幼稚園

幼稚園の通園状況は、令和2年は53人でしたが、園児数の減少による若美幼稚園の閉園により、令和3年から40人台となりました。令和6年には34人と減少しています。

(各年4月1日現在)

項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数(か所)	2	1	1	1	1
定員(人)	140	60	60	60	60
利用 児童数 (人)	若美幼稚園	12	—	—	—
	いづみ幼稚園	41	49	46	42
	合計	53	49	46	42

出典：こども未来課

③ 保育所

保育園の通所状況は、全体で令和2年の314人から令和6年の231人と減少しています。2号認定は、令和2年は209人でしたが令和6年には138人まで減少しています。3号認定は、令和3年から100人台を切り、90人前後で推移しています。

(各年4月1日現在)

項目	区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数(か所)	—	6	6	6	6	6
定員(人)	2号	362	362	362	362	362
	3号	198	198	198	198	198
	合計	560	560	560	560	560
船越保育園	2号	102	87	93	75	73
	3号	53	51	45	39	59
	合計	155	138	138	114	132
脇本保育園	2号	46	44	35	36	31
	3号	20	23	21	22	16
	合計	66	67	56	58	47
五里合保育園	2号	7	8	9	5	4
	3号	4	2	2	3	1
	合計	11	10	11	8	5
北浦保育園	2号	12	8	7	6	7
	3号	6	4	3	4	3
	合計	18	12	10	10	10
若美南保育園	2号	35	39	30	25	20
	3号	19	13	14	12	11
	合計	54	52	44	37	31
玉ノ池保育園	2号	7	8	4	4	3
	3号	3	2	1	2	3
	合計	10	10	5	6	6
利用児童数 合計	2号	209	194	178	151	138
	3号	105	95	86	82	93
	合計	314	289	264	233	231

出典：こども未来課

④ 事業所内保育事業

市内にある事業所内保育施設は1か所で、令和2年から令和6年まで10人前後で推移しています。

(各年4月1日現在) (人)

項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
施設数(か所)	1	1	1	1	1
定員(人)	5	5	5	12	12
利用児童数(人)	6	8	11	9	9

出典：こども未来課

(15) 小学校・中学校の学籍状況

① 小学校

小学校の学籍状況は、令和2年の756人から年々減少しており、令和6年は641人となっています。

(各年5月1日現在) (人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1年生	97	127	94	101	97
2年生	131	96	128	93	101
3年生	138	133	95	121	93
4年生	116	138	130	97	123
5年生	138	117	139	129	97
6年生	136	138	116	136	130
合計	756	749	702	677	641

出典：こども未来課

② 中学校

中学校の学籍状況は、小学校と同様減少傾向で、令和2年の462人から令和6年は383人となっています。

(各年5月1日現在) (人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1年生	145	136	138	113	131
2年生	171	146	137	138	114
3年生	146	171	146	135	138
合計	462	453	421	386	383

出典：こども未来課

(16) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブの利用者数は、222人から244人の間で推移しています。

(各年5月1日現在) (人)

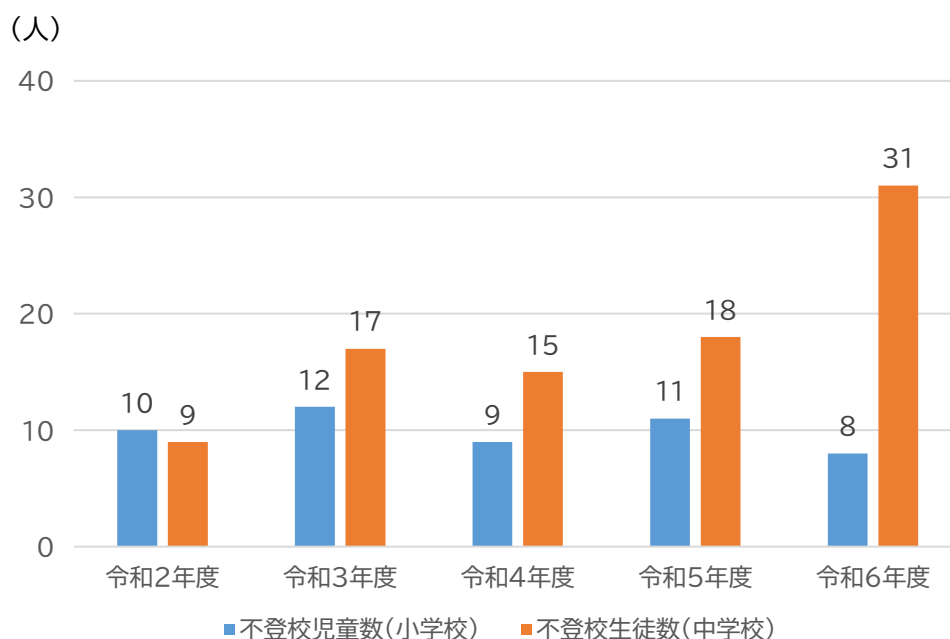
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
船川	36	38	33	37	39
船越	100	95	86	101	85
脇本	44	42	48	46	42
北浦	15	20	18	18	14
五里合	0	5	3	1	3
払戸	16	14	9	12	18
美里	18	18	16	18	21
野石	11	9	9	11	—
合計	240	241	222	244	222

出典：こども未来課

(17) 小学校・中学校における不登校児童・生徒数

小学校では10名前後の児童で推移していますが、中学校では増加傾向にあります。

(各年度3月末日時点)

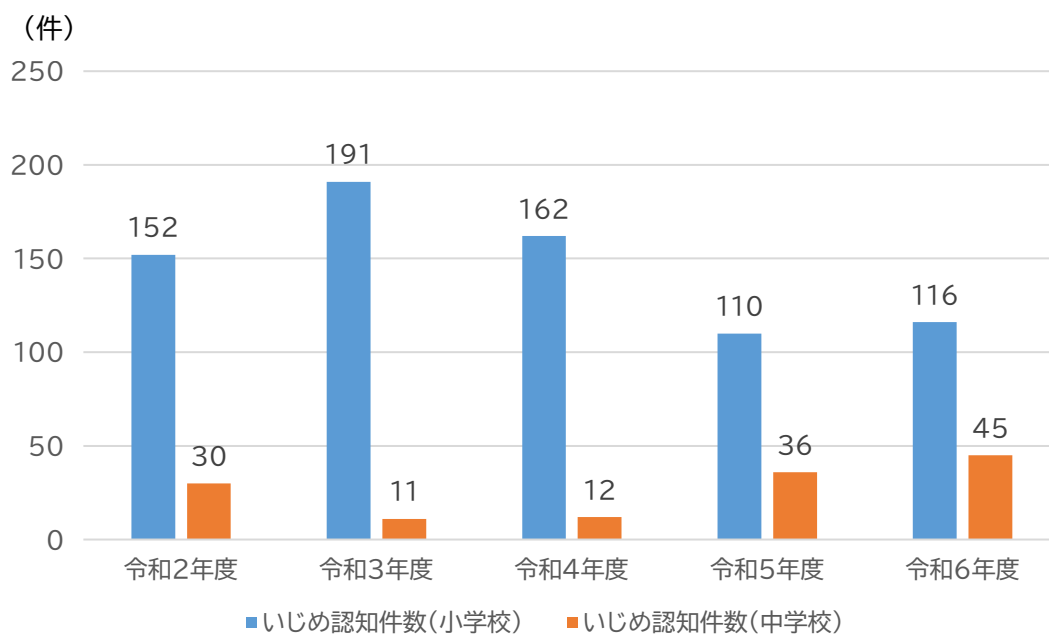


出典：こども未来課

(18) 小学校・中学校におけるいじめ認知件数

小学校では 100 件以上の、中学校では 10～40 件台が報告されています。

(各年度3月末日時点)



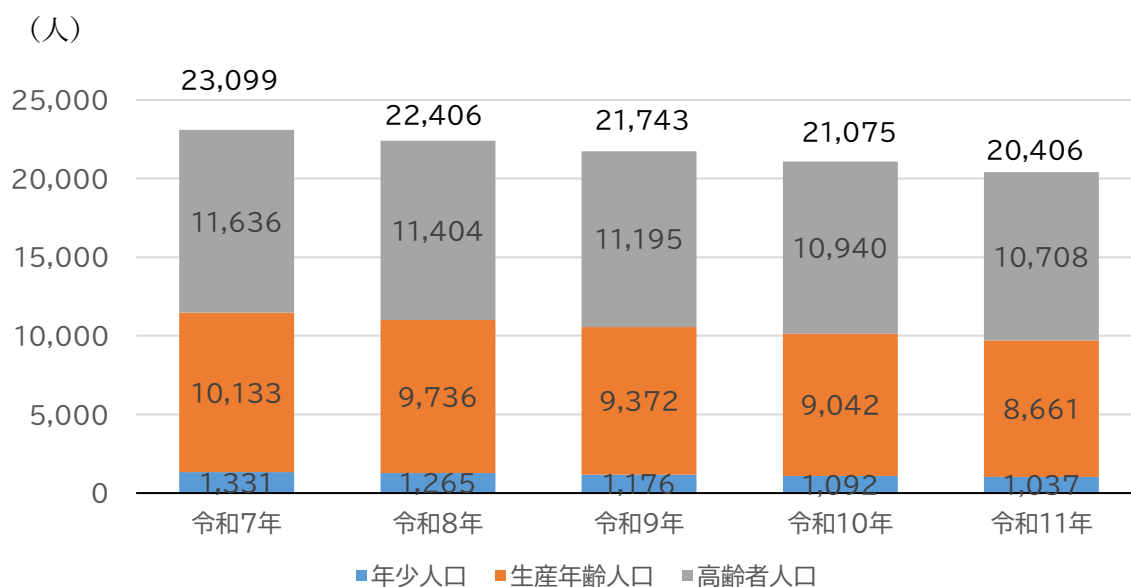
出典：こども未来課

2 計画期間中の人口推計

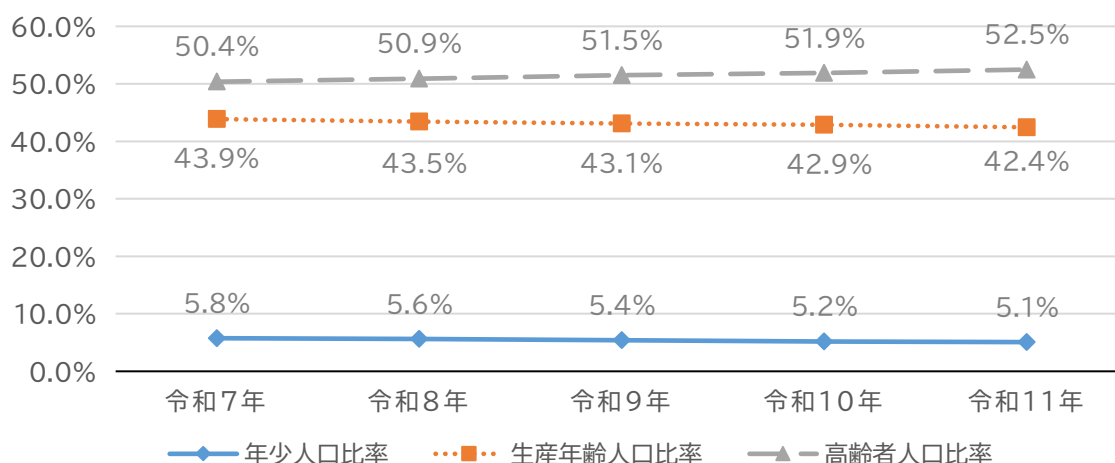
コーホート変化率法により、令和2年～令和6年の住民基本台帳人口の男女別・年齢別の平均変化率の動きから計画期間の人口を推計しました。

(1) 推計人口の推移

総人口は、令和7年の23,099人から令和11年では20,406人に減少し、年齢区分別の割合では、15～64歳の生産年齢人口と高齢者人口が多くを占め、年少人口は5%台で推移すると推計されます。



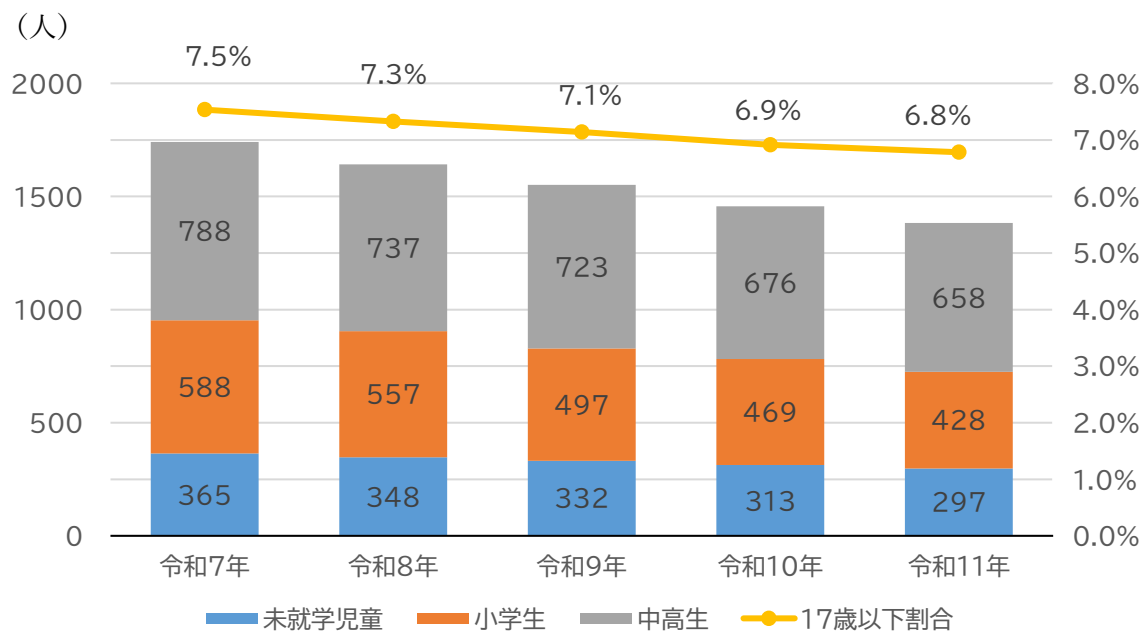
出典：子育て健康課



出典：子育て健康課

(2) 17歳以下の子どもの推計

0～17歳以下の子ども人口は、令和7年の1,741人から令和11年には1,383人に減少し、人口に対する割合は令和7年の7.5%から令和11年には6.8%と減少傾向であると推計されます。



出典：子育て健康課



【0～11歳までの年齢ごとの推計人口】

(人)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	53	50	48	45	42
1歳	50	55	52	50	47
2歳	60	51	56	53	50
0～2歳計	163	156	156	148	139
3歳	68	60	51	56	53
4歳	66	67	60	51	56
5歳	68	65	65	58	49
3～5歳計	202	192	176	165	158
6歳	81	68	64	65	58
7歳	96	81	68	64	65
8歳	97	94	79	67	63
9歳	94	98	95	80	67
10歳	123	94	98	95	80
11歳	97	122	93	98	95
6～11歳計	588	557	497	469	428
合計	953	905	829	782	725

3 調査結果から見るこども・若者・子育て当事者の思い

こども計画に、こども・若者・子育て当事者の意見を反映させるため、下記①～⑥の調査を行いました（第3期子ども・子育て支援事業計画策定のための調査を含みます）。

結果は(1)～(6)のとおりです（P29～）。

<実施調査>

- ① 男鹿市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査
- ② 男鹿市こどもの生活環境把握のためのアンケート調査
- ③ 男鹿市子ども・子育て意見交換会
- ④ 小学生を対象としたこども会議を通じたこどもからの意見聴取
- ⑤ こどもと一緒に遊び場を考えようプロジェクト ワークショップ
- ⑥ こども・若者アンケート調査

① 男鹿市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査

この調査は、就学前児童及び小学生の保護者を対象に、生活実態や子育てに関する意識、要望・意見などを把握し、第3期子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援の事業量を推計する基礎資料を得ることを目的に実施したものです。

項目	区分	配布数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童の保護者	305	135	44.3%
	小学生の保護者	500	179	35.8%
調査期間	令和6年5月14日～5月29日			
調査方法	二次元コードの配布によるインターネットでの調査			

② 男鹿市こどもの生活環境把握のためのアンケート調査

この調査は、子育てに関するニーズと生活実態を把握し、こどもの貧困に関する基礎資料を得ることを目的に、20歳未満のこどものいる母子及び父子家庭世帯を対象に実施しました。

項目	区分	配布数	回収数	回収率
調査対象	母子世帯	213	177	75.3%
	父子世帯	22		
調査期間	令和6年8月1日～8月31日			
調査方法	郵送配布、郵送回収又は持参。			

③ 男鹿市子ども・子育て意見交換会

子育てや子育て支援について、子育て中のお母さんやお父さんに気軽に意見交換していただき、ニーズ調査ではくみ取れない自由な意見を聴取することを目的に実施しました。

時期	参加者数	内容
令和6年5月27日(月)	6名	男鹿市の子育て支援等に関する意見交換 ・こどもの遊び場について ・イベント情報の発信等について ・子育て中の不安や悩みについて ほか
令和6年7月8日(月)	5名	
令和6年8月23日(金)	3名	
令和6年9月25日(水)	6名	

④ 男鹿市こども会議～みんなのおもいを知りたい～(こどもワークショップ)

子ども・子育て支援の主役であるこどもたちが考える理想のまちとは、どのようなまちなのか、こどもたちの意見を聴取しました。

- 【事業名】 子どもわくわくチャレンジ宿泊学習会
 【日時】 令和6年7月26日(金)
 【場所】 船川北公民館
 【参加者】 市内小学校6年生 4名

⑤ こどもと一緒に遊び場を考えようプロジェクト ワークショップ

本市こども・子育て施策について、こどもたちが自身の意見を表明する機会を確保し、その意見を施策に反映させるため、こどもたちと一緒に屋内の遊び場について考えるワークショップを開催しました。

遊び場についてこどもたちに意見を問うと、既存の商業施設を求める声が多く上がりがちですが、ワークショップでは、遊びをさまざまな要素に分解し、それらを新たに組み合わせて新しい発想のあそびの空間を検討することができ、こどもたちはイメージ豊かに男鹿市での遊び場のかたちを考えることができました。

【事業名】 こどもと一緒に遊び場を考えようプロジェクト
「あそび×まなび 小学生ワークショップ」

【日 時】 令和7年10月14日(火)

【場 所】 地域子育て支援センター

【参加者】 市内小学生23名

【主 催】 秋田県(委託先:リベンリ秋田)

【共 催】 男鹿市

⑥ こども・若者アンケート調査

この調査は、男鹿市に住所を置く小学生から39歳(年度年齢)までを対象に、自分自身や生活環境、市政への思いを把握するために行ないました。

項目	区分	対象者数	回答数	回収率(%)
調査対象	小学生	588	571	97.1
	中学生	368	172	46.7
	高校生	412	79	19.2
	19~39歳	2481	509	20.5
	全体	3849	1331	34.6
調査期間	令和7年8月28日~9月30日			
調査方法	二次元コードの配布によるインターネットでの調査			

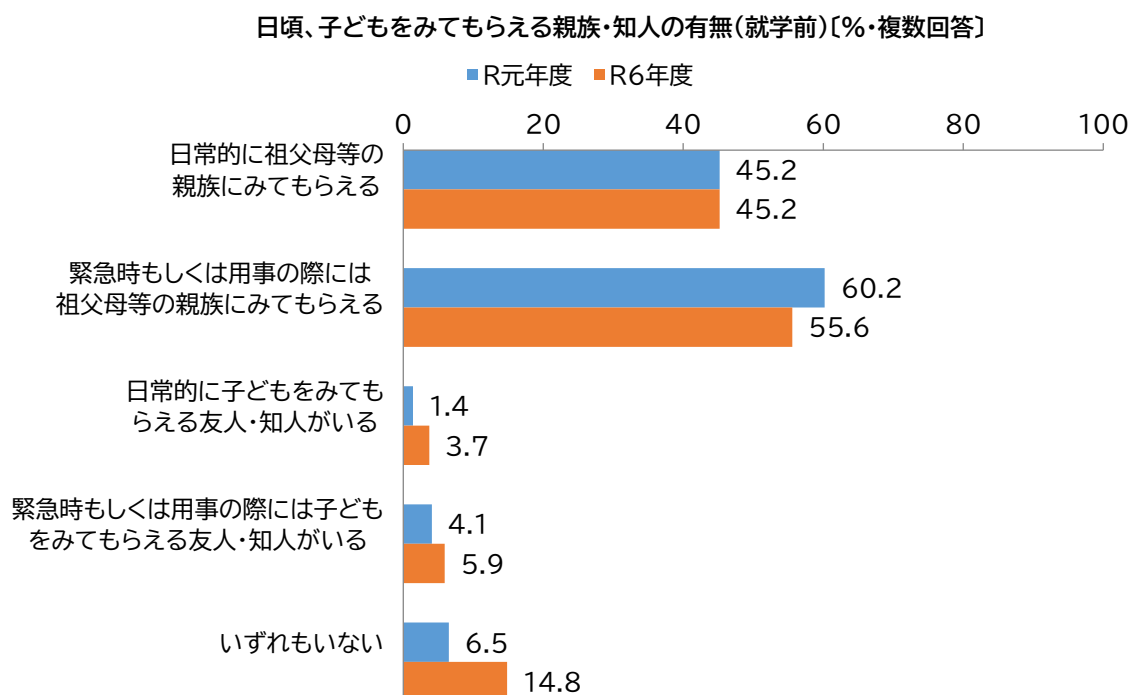
※ 小・中学生については、市内小中学校に在席する他市児童生徒も含む。

結果

(1) 子育て家庭の状況

① 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無(就学前)

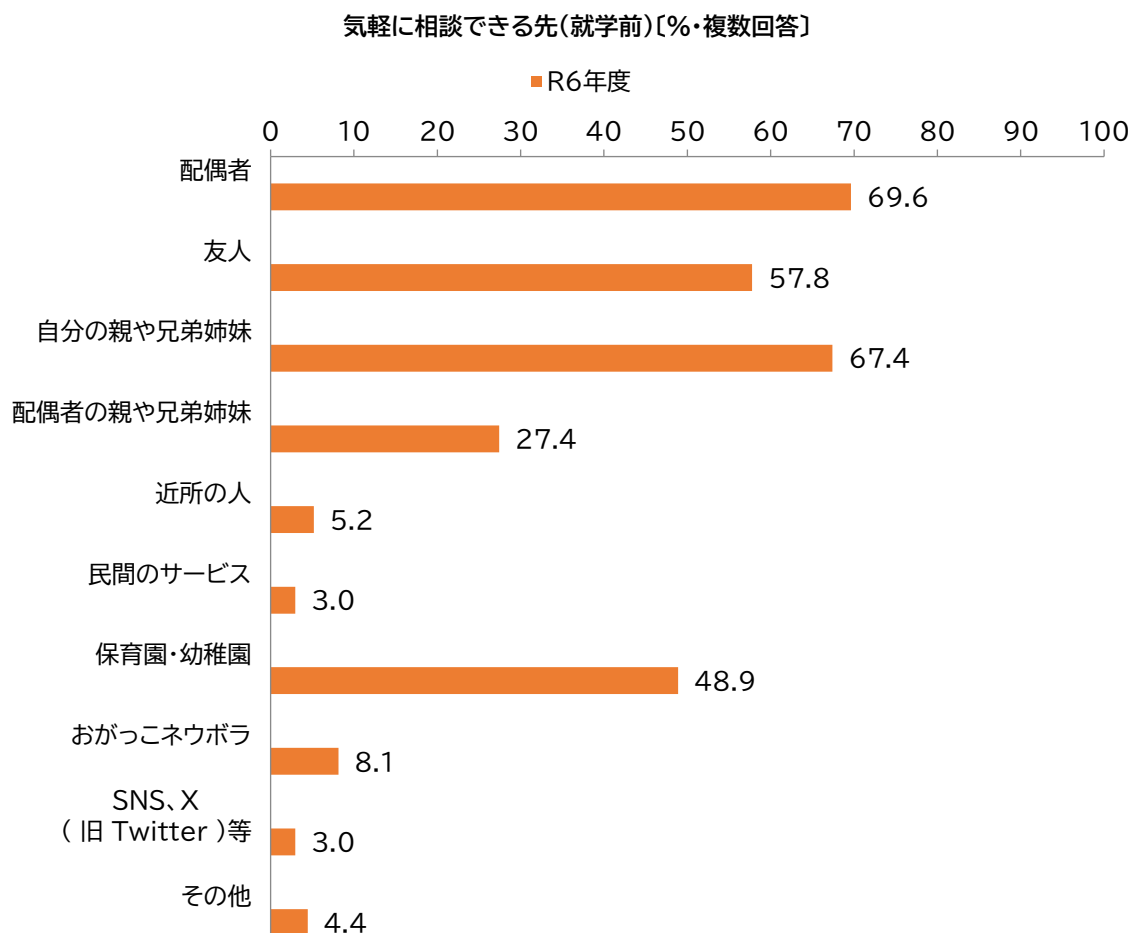
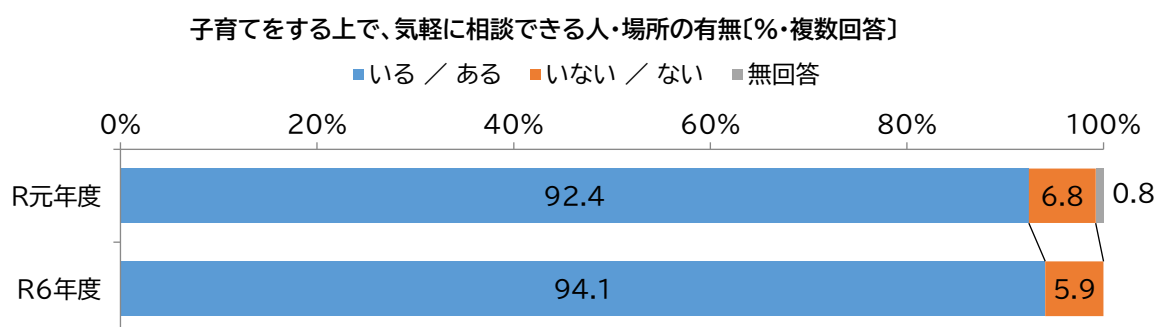
就学前児童の保護者では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が55.6%と最も多く、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が45.2%で続いています。「いずれもない」の割合が前回調査と比較すると8.3%増加しています。



② 子育て(教育)の相談先

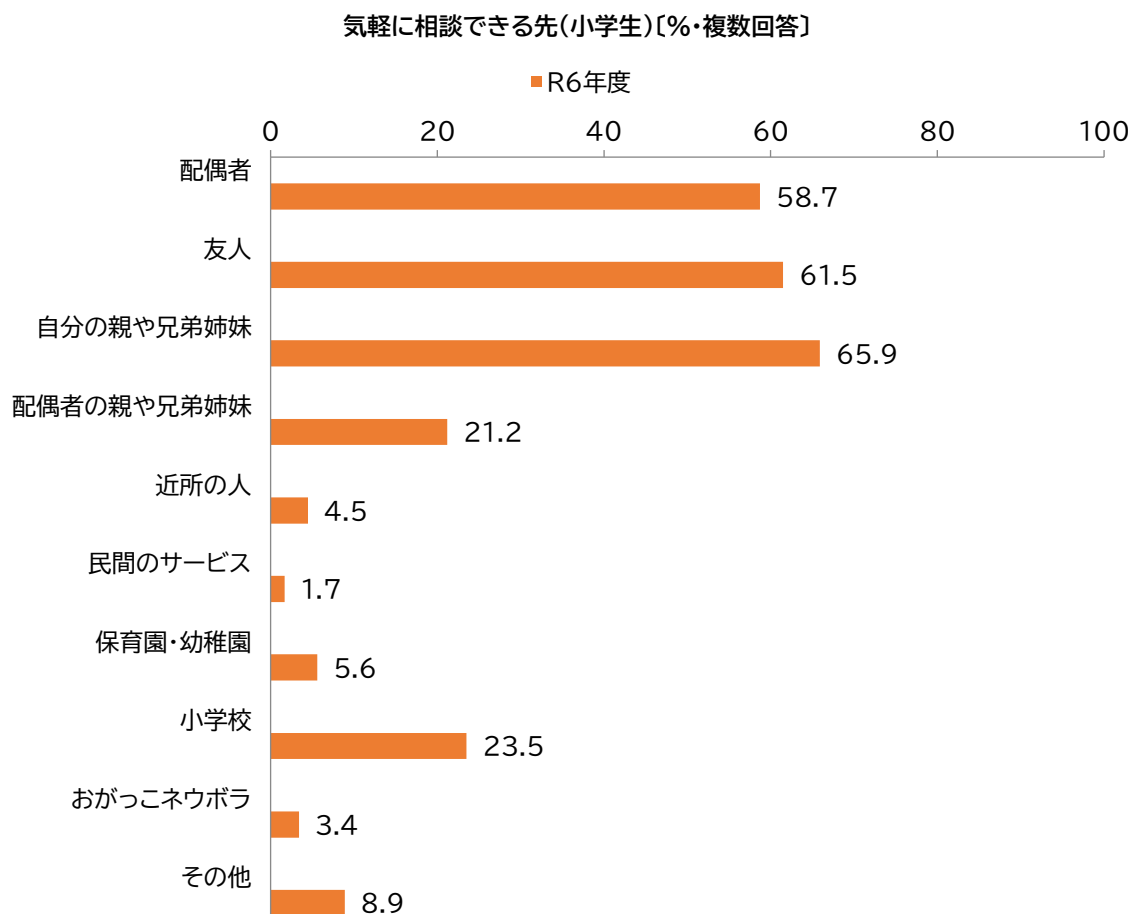
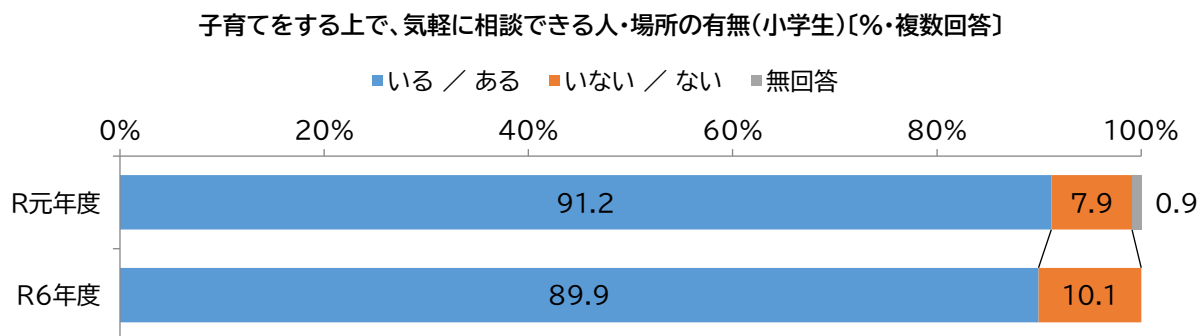
就学前児童では、「いる／ある」が 94.1%でほとんどを占め、前回調査より 1.7%増加しています。

主な相談先は、「配偶者」が 69.6%、「自分の親や兄弟姉妹」が 67.4%と多く、「友人」が 57.8%、「保育園・幼稚園」が 48.9%、「配偶者の親や兄弟姉妹」が 27.4%と続いています。



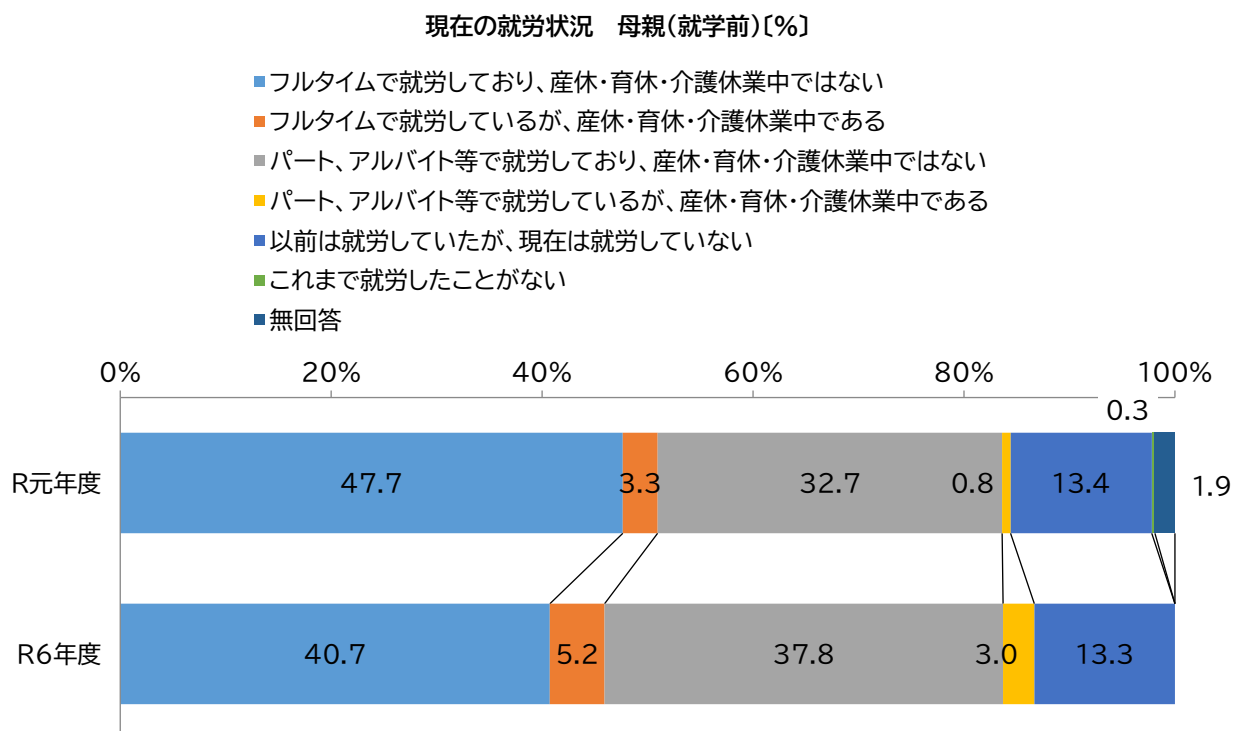
小学生では、「いる／ある」が 89.9%で、前回調査より 1.3%減少しています。

主な相談先は、「自分の親や兄弟姉妹」が 65.9%、「友人」が 61.5%と多く、「配偶者」が 58.7%と続いています。



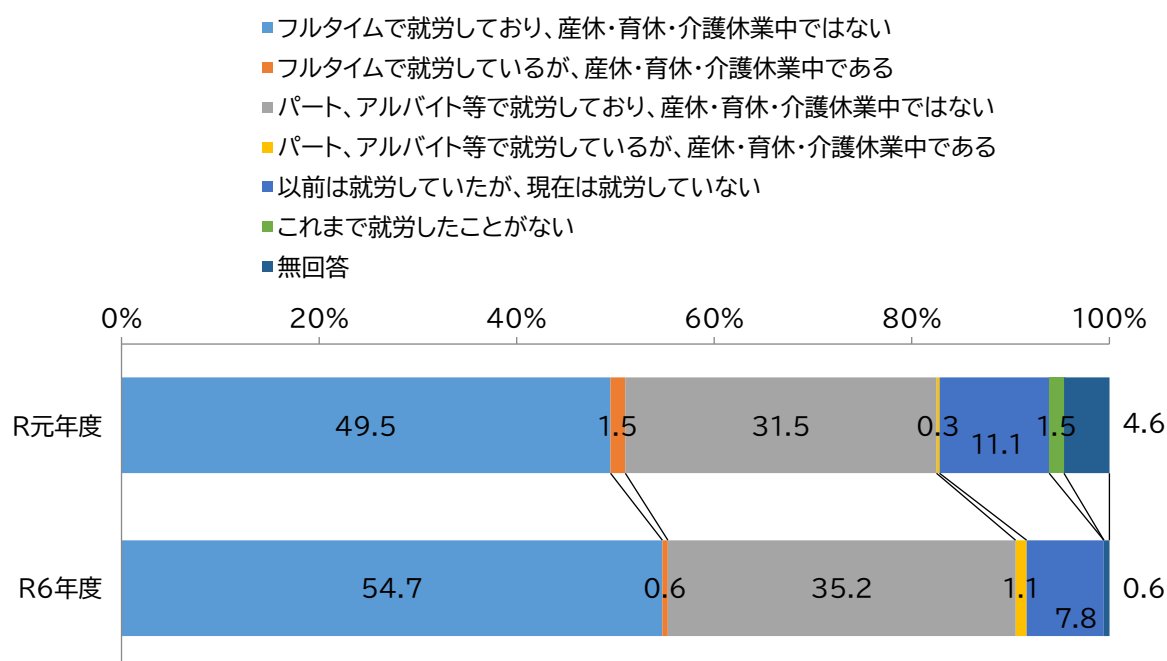
③ 母親の就労状況について

就学前児童では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 40.7%と最も多く、「パート、アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 37.8%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 13.3%と続いています。



小学生では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が54.7%と最も多く、「パート、アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が35.2%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が7.8%と続いています。

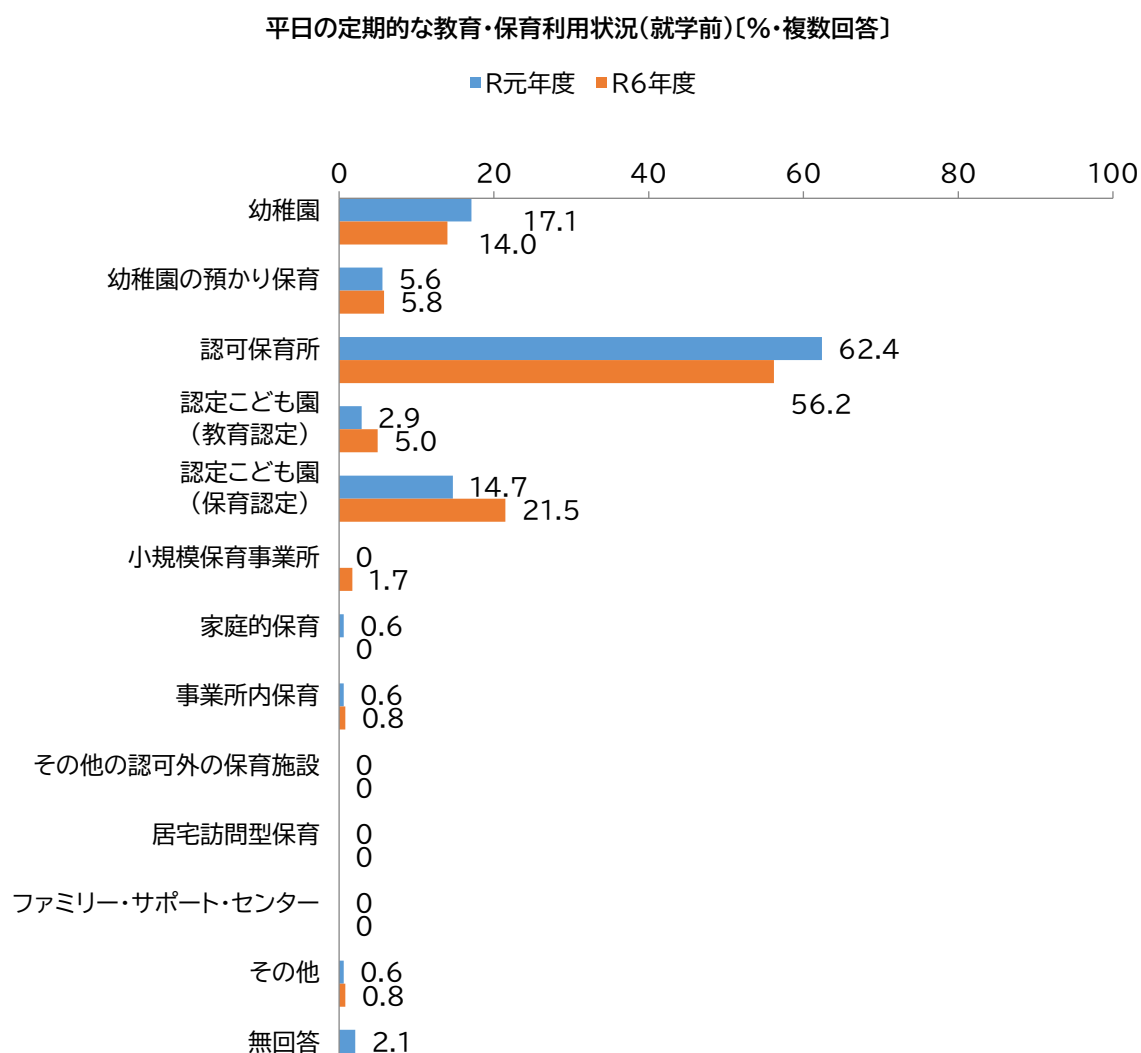
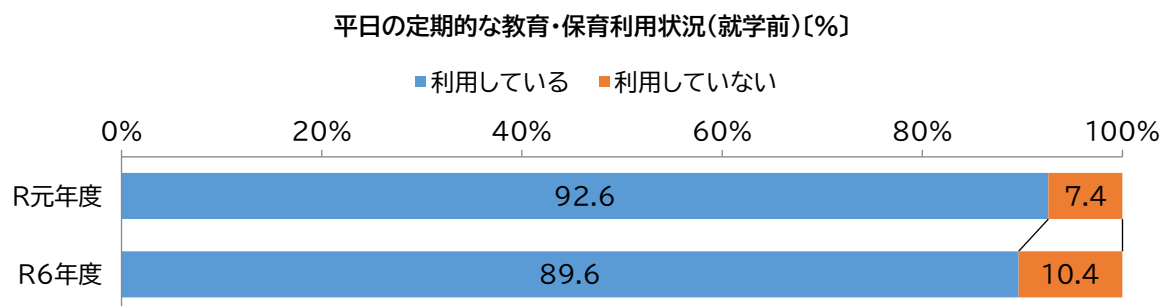
現在の就労状況 母親(小学生)〔%〕



(2) 教育・保育サービス等の利用

① 平日の定期的な教育・保育利用状況(就学前)

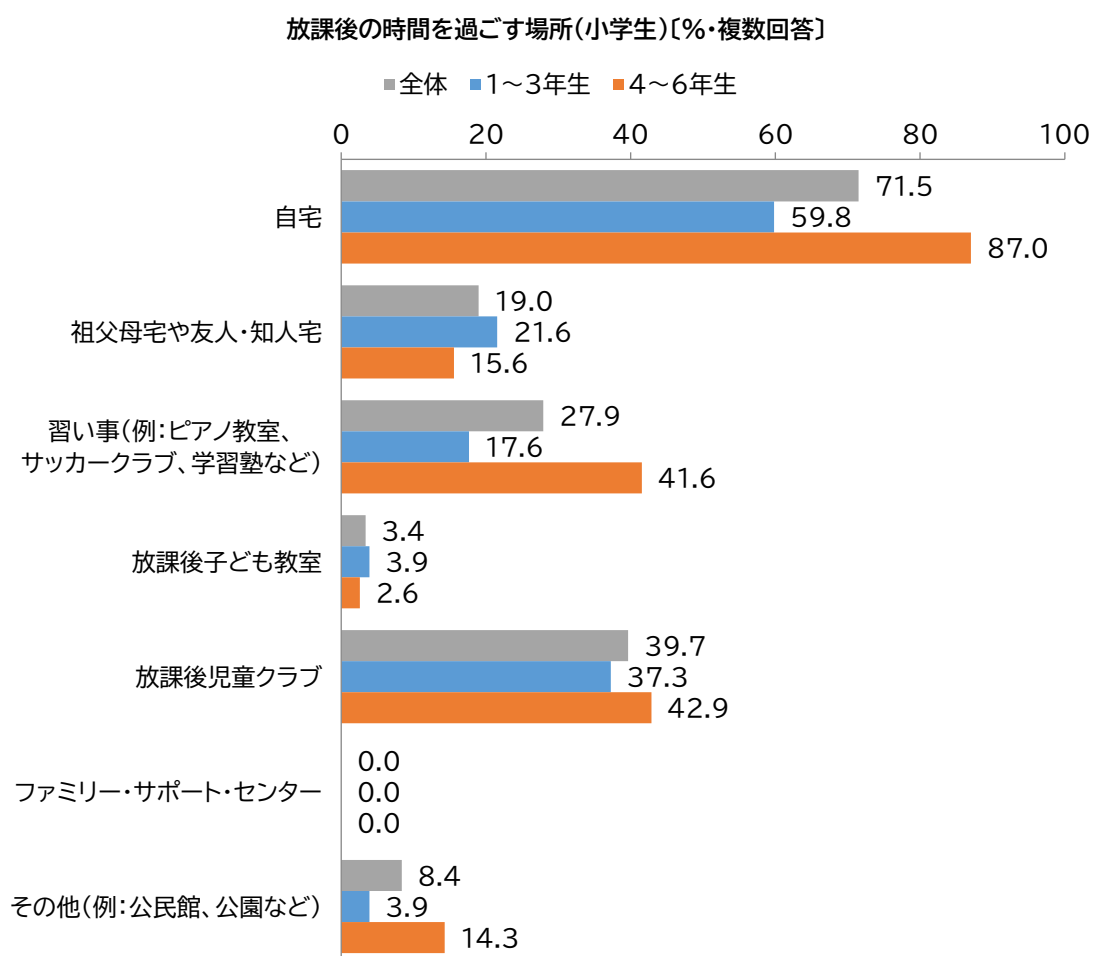
保育所や幼稚園等の「定期的な教育・保育事業」を利用している割合は全体 89.6%となっています。利用している事業は「認可保育所」が 56.2%と最も多く、次いで「認定こども園(保育認定)」が 21.5%、「幼稚園」が 14.0%となっています。



② 放課後の過ごし方について(小学生)

全体では、「自宅」が 71.5%と多く、「放課後児童クラブ」が 39.7%、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が 27.9%と続いています。

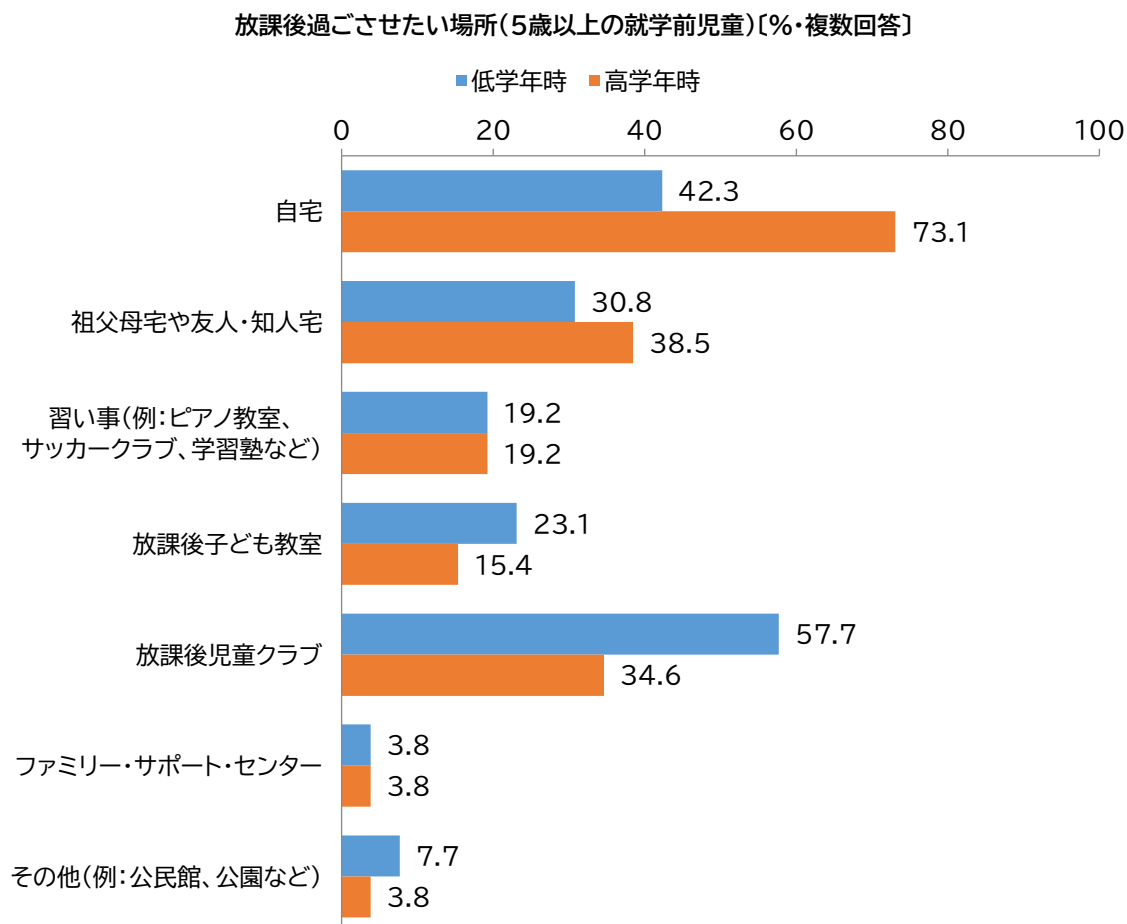
学年別では、1～3 年生で「自宅」が 59.8%、「放課後児童クラブ」が 37.3%と多く、4～6 年生で「自宅」が 87.0%、「放課後児童クラブ」42.9%、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が 41.6%と多くなっています。



③ 小学校就学後に放課後に過ごさせたい場所(5歳以上の就学前児童)

低学年では、「放課後児童クラブ」が 57.7%と多く、「自宅」が 42.3%、「祖父母宅や友人・知人宅」が 30.8%と続いています。

高学年では、「自宅」が 73.1%と多く、「祖父母宅や友人・知人宅」が 38.5%、「放課後児童クラブ」が 34.6%と続いています。

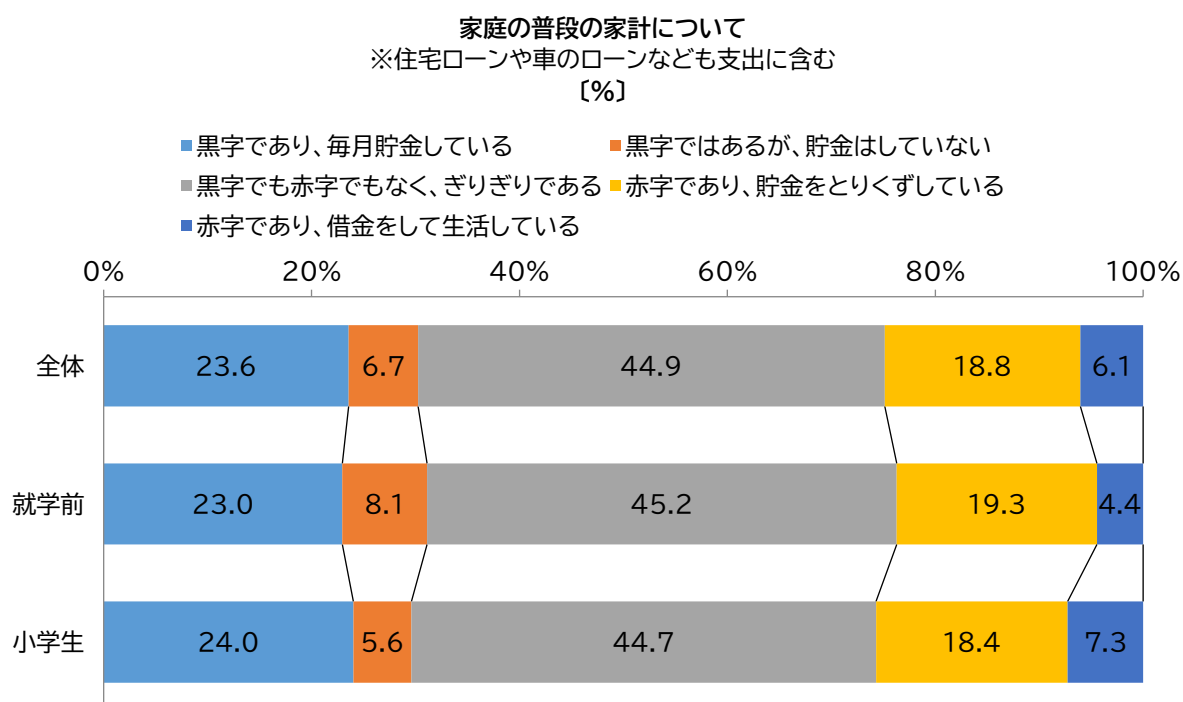


(3) 家計について

全体では、「黒字でも赤字でもなく、ぎりぎりである」が 44.9%、「黒字であり、毎月貯金している」が 23.6%、「赤字であり、貯金をとりくずしている」が 18.8%と続いています。

就学前児童では、「黒字でも赤字でもなく、ぎりぎりである」が 45.2%、「黒字であり、毎月貯金している」が 23.0%、「赤字であり、貯金をとりくずしている」が 19.3%と続いています。

小学生では、「黒字でも赤字でもなく、ぎりぎりである」が 44.7%、「黒字であり、毎月貯金している」が 24.0%、「赤字であり、貯金をとりくずしている」が 18.4%と続いています。

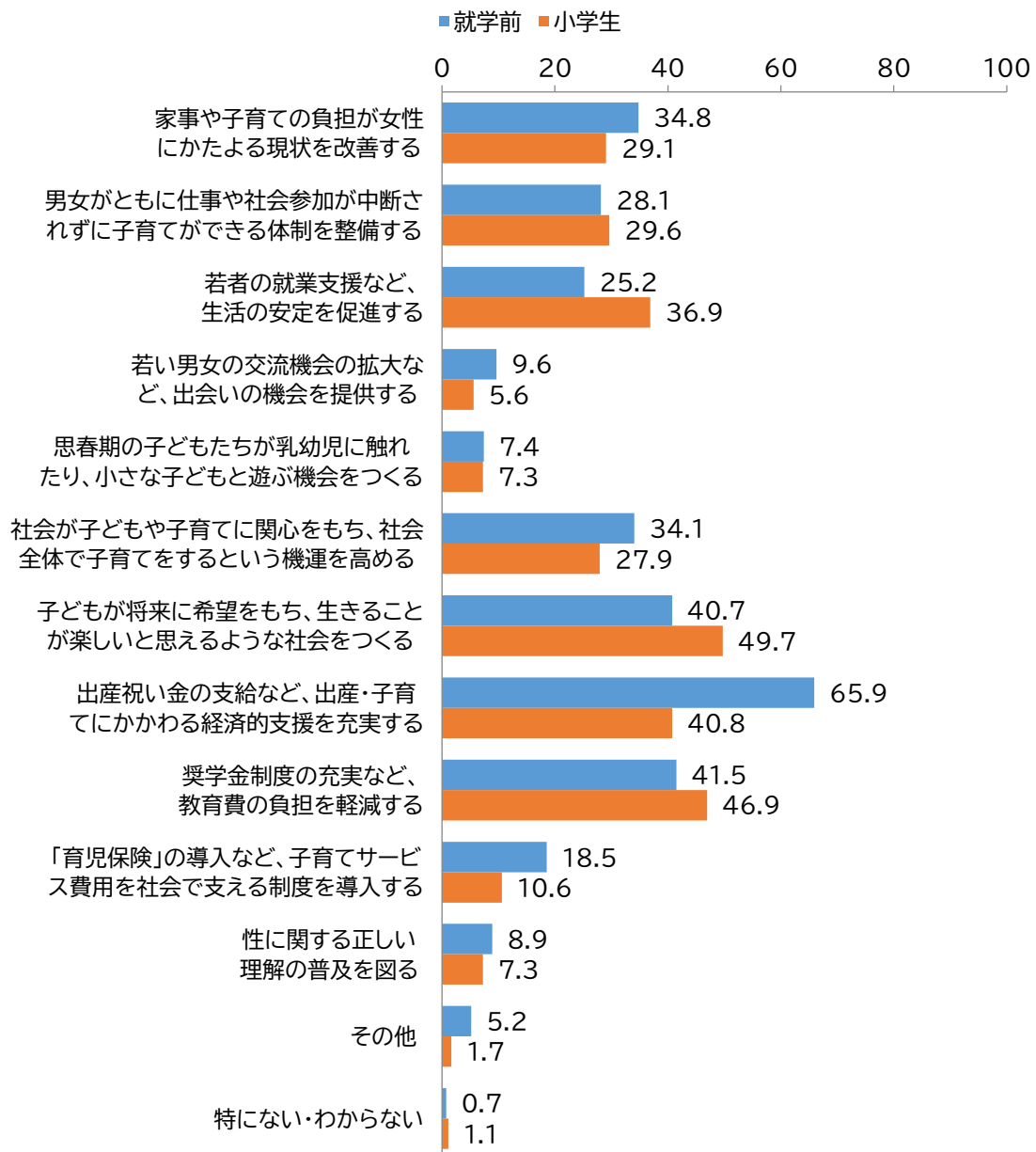


(4) 少子化の流れを変えるために重要なこと

就学前児童保護者では、「出産祝い金の支給など、出産・子育てにかかわる経済的支援を充実する」が65.9%で最も多く、「奨学金制度の充実など、教育費の負担を軽減する」が41.5%、「子どもが将来に希望をもち、生きることが楽しいと思えるような社会をつくる」が40.7%と続いています。

小学生保護者では、「子どもが将来に希望をもち、生きることが楽しいと思えるような社会をつくる」が49.7%で最も高く、「奨学金制度の充実など、教育費の負担を軽減する」が46.9%、「出産祝い金の支給など、出産・子育てにかかわる経済的支援を充実する」が40.8%と続いています。

少子化の流れを変えるために重要なこと[%・複数回答]



(5) 子育ての環境や支援への満足度について

① 市の子育ての環境や支援への満足度について

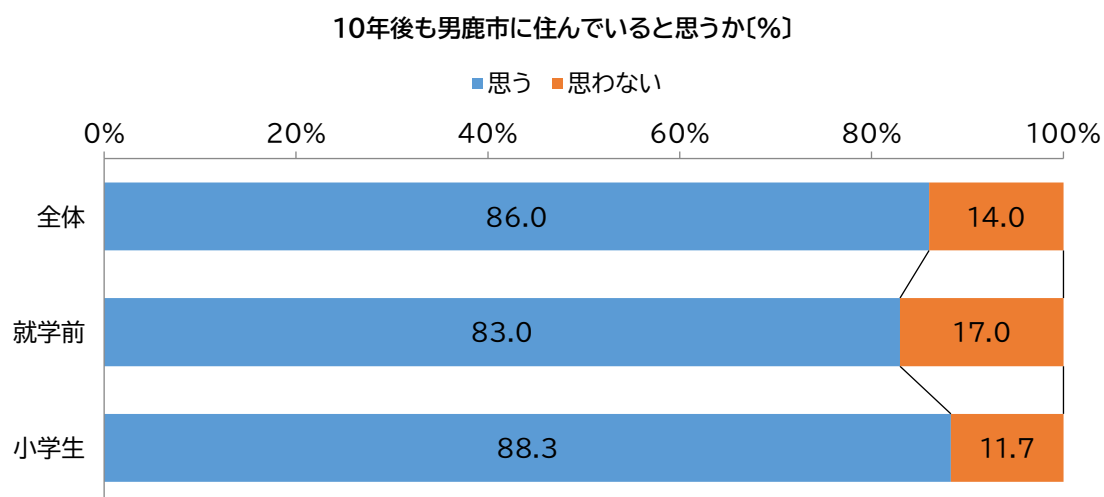
全体で、「高い」と「やや高い」を合わせた“満足”の割合が、46.2%となっており、前回調査と比較して16.9%上昇しています。

満足度 区分	前回調査 (R4.11)		今回調査 (R6.5)		前回 比較
	人数	割合	人数	割合	
高い	49人	6.0%	39人	12.4%	6.4%
やや高い	191人	23.3%	106人	33.8%	10.5%
ふつう	349人	42.7%	109人	34.7%	▲8.0%
やや低い	153人	18.7%	50人	15.9%	▲2.8%
低い	66人	8.1%	10人	3.2%	▲4.9%
記載なし	10人	1.2%	0人	0.0%	▲1.2%
計	818人	100.0%	314人	100.0%	—

(回答数 314名 内訳:未就学児童保護者 135名、小学生保護者 179名)

② 10年後も男鹿市に住んでいると思うか

「思う」の割合は、就学前児童保護者で83.0%、小学生保護者で88.3%とほとんどを占めています。



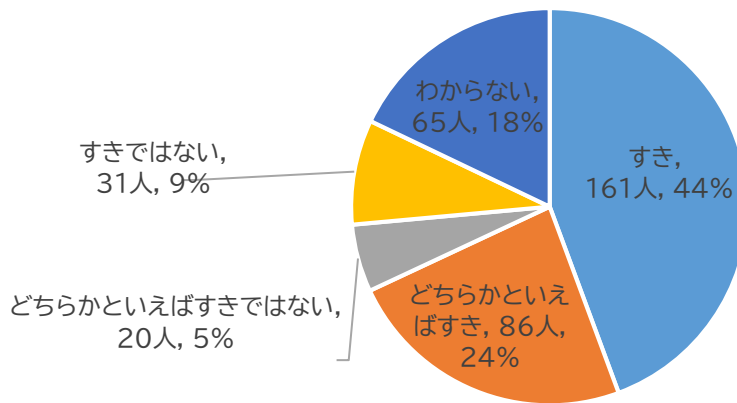
(6) こども・若者アンケート結果

① 「自分のことがすき」と感じているこどもの割合(自己肯定感の高さ)

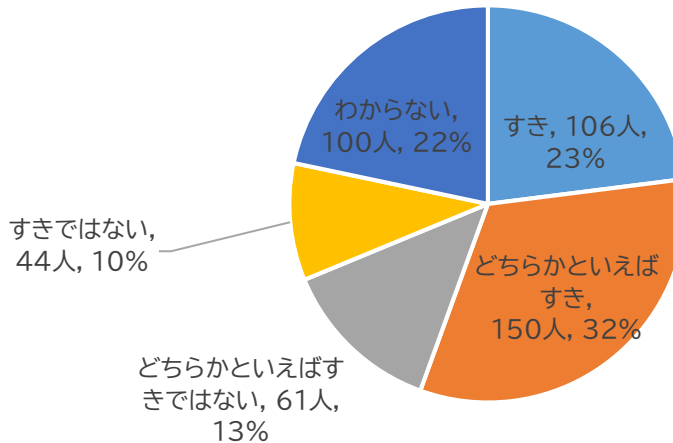
「自分のことがすき」「どちらかといえばすき」と答えているこども・若者の割合は、小1～小4で68.3%、小5～高3で55.5%でした。参考値として、こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」(2022年:15～39歳)では60.0%となっており、こども大綱ではこの目標値(2028年)を70%としています。

自己肯定感とは、こども・若者が健やかに成長し、幸福な生活を送るための土台となるものです。すべてのこども・若者が自己を肯定的に受け止め、大切にできるように育んでいくことが大切です。

あなたは自分のことがすきですか(小1～小4)



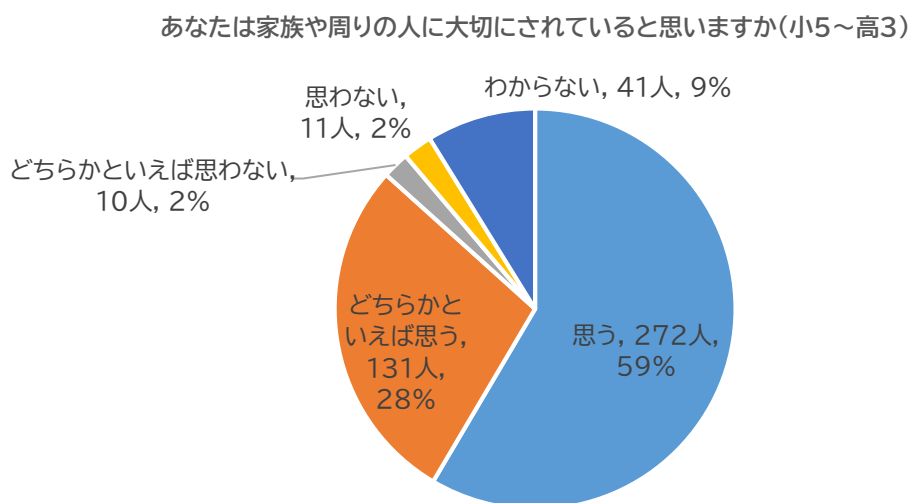
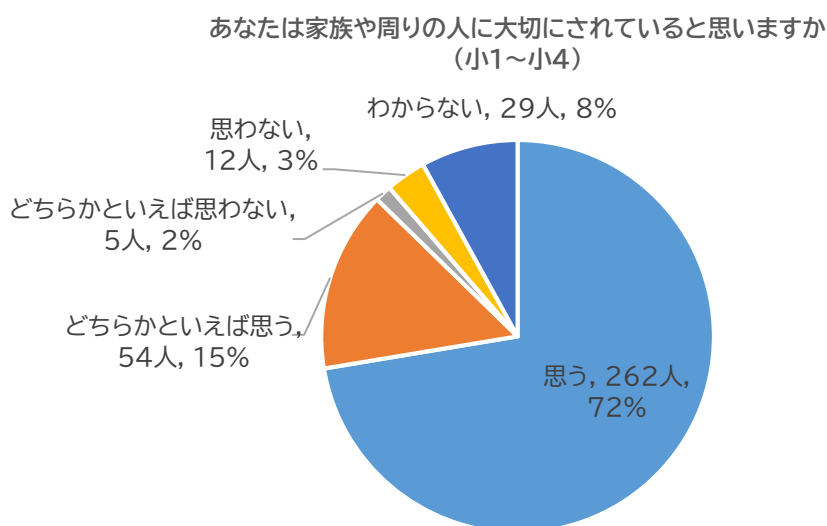
あなたは自分のことがすきですか(小5～高3)



② 家族や周りの人に大切にされていると感じていることも・若者の割合

「大切にされていると思う」「どちらかといえば思う」と答えたことも・若者の割合は、小1～小4で87.3%、小5～高3で86.7%でした。一方で「どちらかといえば思わない」「思わない」と答えたことも・若者は小1～小4で5%、小5～高3で4%でした。

自分が大切にされていると感じることで、自分で自分を大切にしようと感じたり、他者をも大切にしようとする思いへとつながるほか、安心で安全な社会形成の基盤ともなります。すべてのおがっこが「大切にされている」と感じられる男鹿での生活であることが求められます。



- ③ 不安に感じたり、困ったりしていること、相談相手、安心して過ごせる場所
「不安に感じたり困ったりしていること」に対し、「特にない」と答えるこども・若者も多くいる一方、学年が上がると、将来や進路、学業、友人関係などについて感じていることが分かりました。

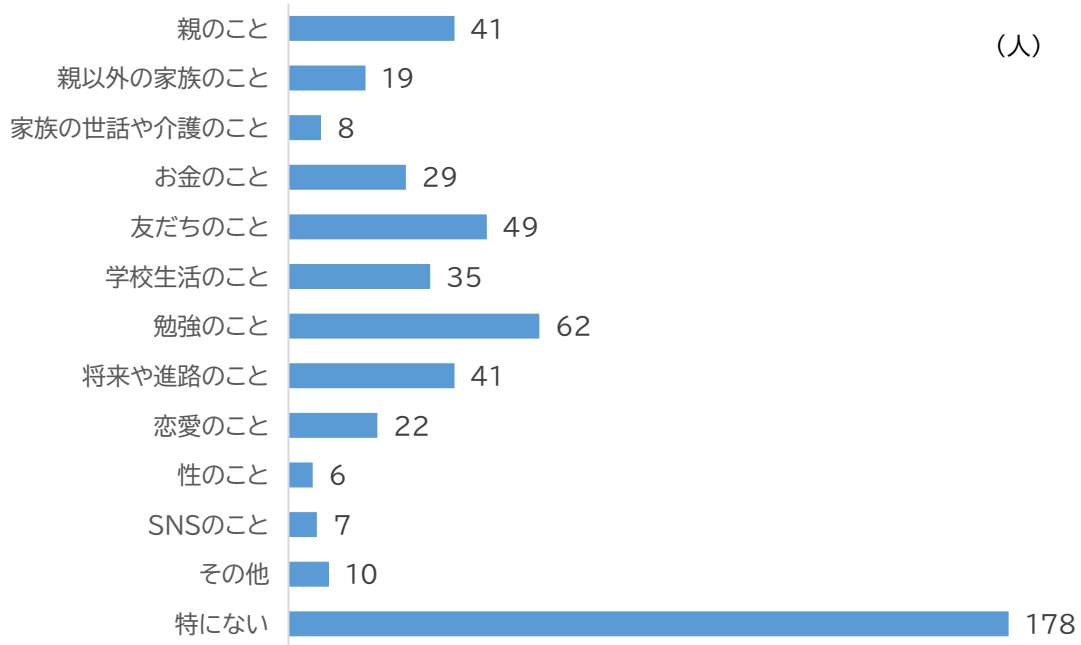
こども・若者の相談できる相手としては母親が最も多く、続いて小 1～小 4 では父親、小 5～高 3 では友達となっています。インターネットで知り合った人も相談相手としているというこどももいました。

安心して過ごせる場所としては、小 1～小 4 が 96.4%、小 5～高 3 が 94.0%の割合で、家又はそれ以外の場所をあげています。一方、「特にない」は小 1～小 4 が 13 名(3.6%)、小 5～高 3 が 28 名(6%)で、安心して過ごせる場所がないと感じているこども・若者もいることが分かりました。

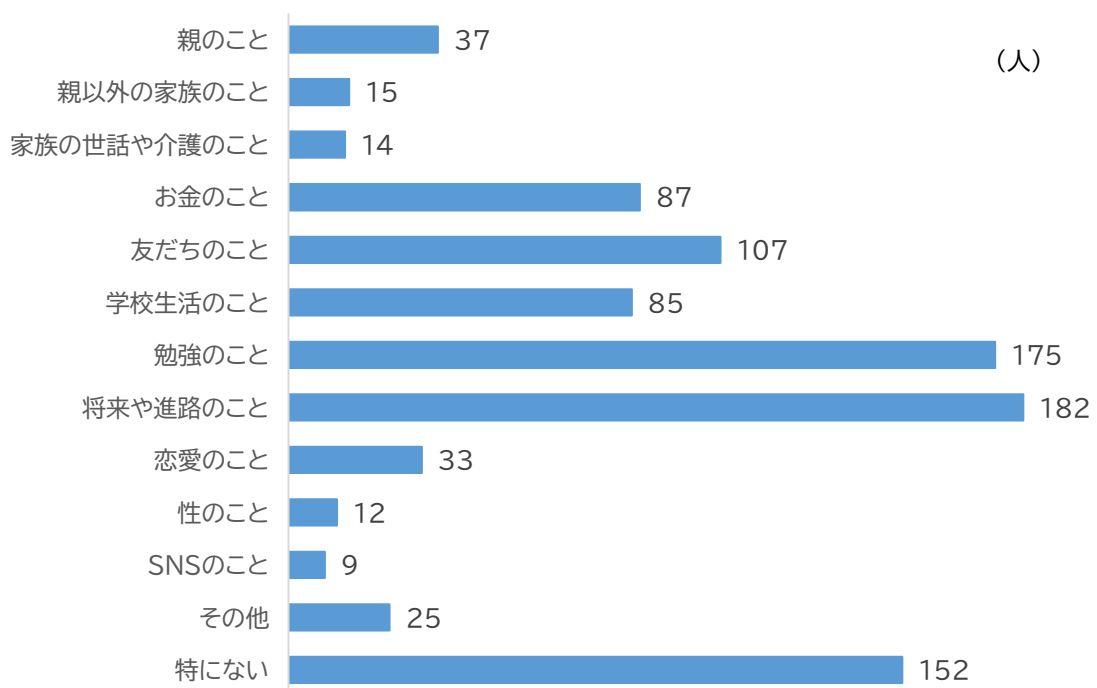
安心して過ごせる家庭環境、家族関係や友人関係・人間関係は、こども・若者が社会で経験する困難さを乗り越える上での助けとなります。こども・若者の成長をサポートする上では、経済的支援・物的支援のみならず、心理的健康をサポートする視点も大切です。



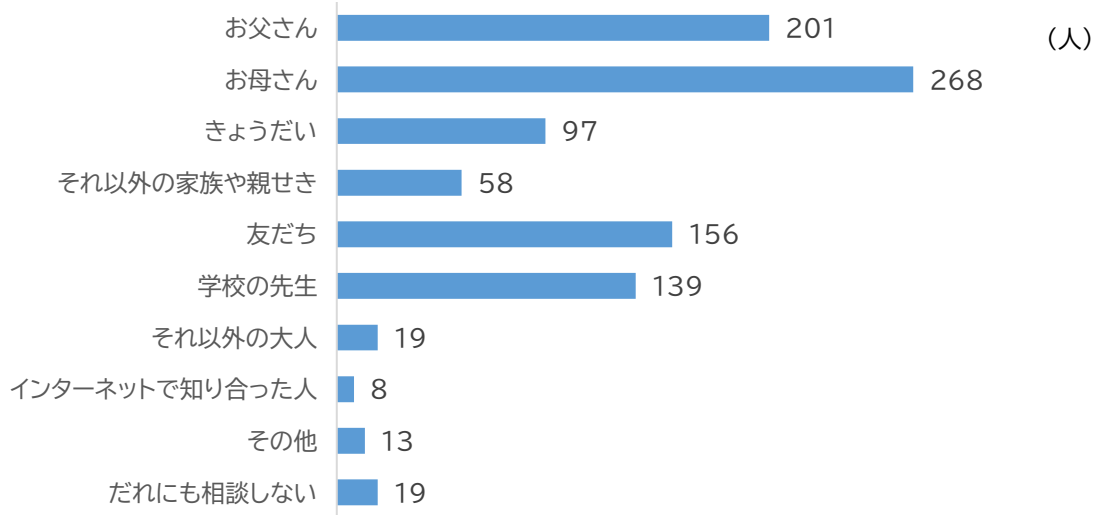
あなたが不安に感じていたり困ったりしていることは何ですか
(いくつでも)(小1~小4)



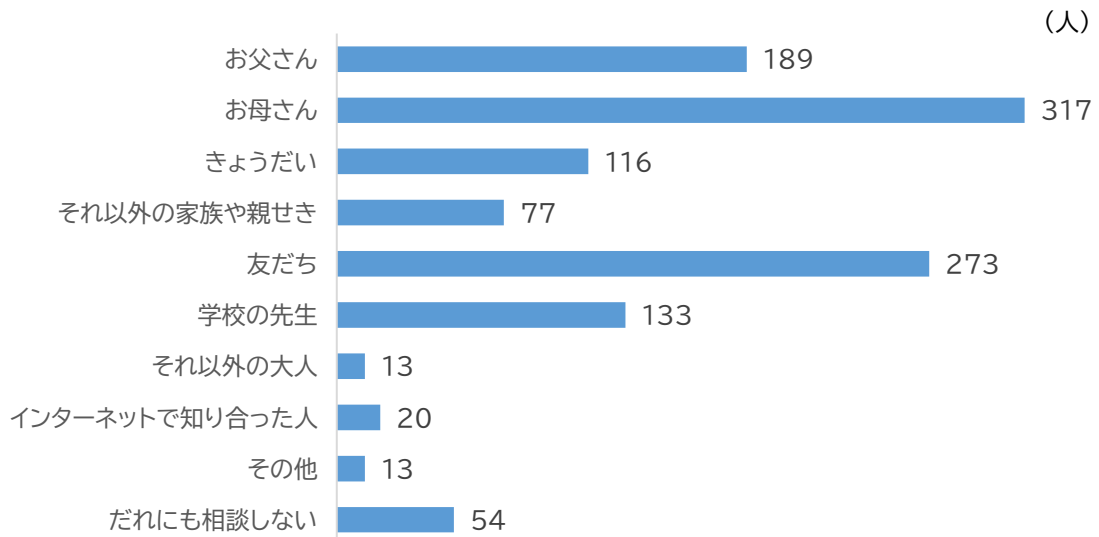
あなたが不安に感じていたり困ったりしていることは何ですか
(いくつでも)(小5~高3)



あなたが困ったときに相談できたり助けてくれたりする人は誰ですか(いくつでも)
(小1~小4)

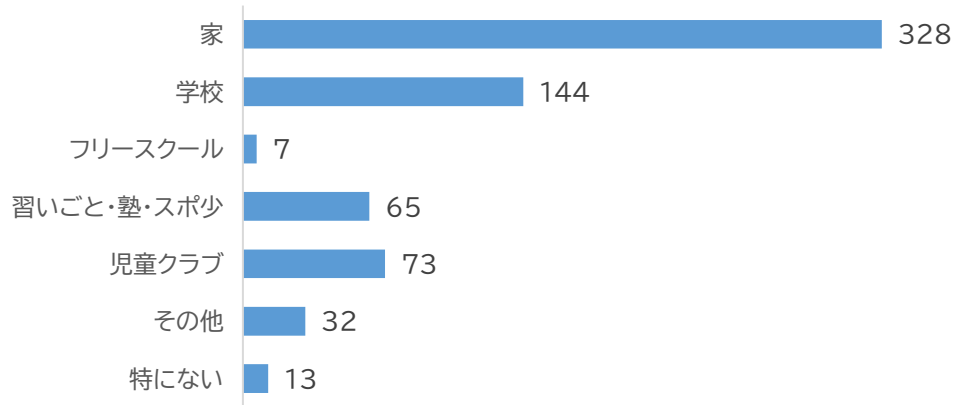


あなたが困ったときに相談できたり助けてくれたりする人は誰ですか(いくつでも)
(小5~高3)



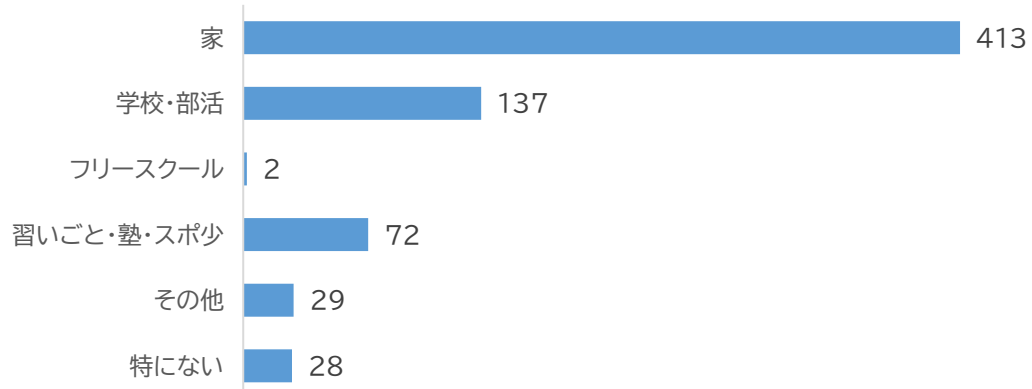
あなたが安心して過ごせる場所はどこですか
(いくつでも)(小1~小4)

(人)



あなたが安心して過ごせる場所はどこですか
(いくつでも)(小5~高3)

(人)

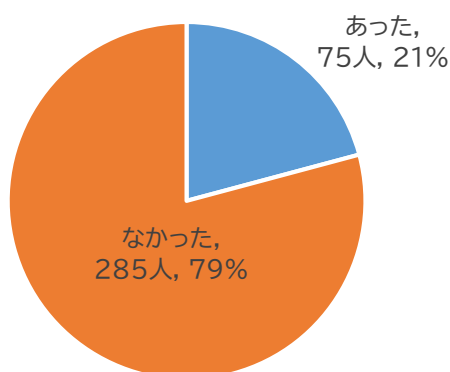


④ 家族のために自分の時間を減らさなければいけなかった割合

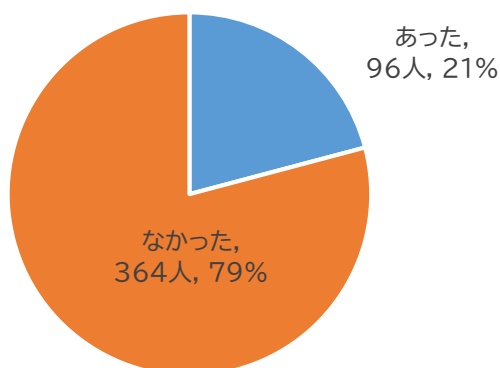
ヤングケアラーとは、本来大人が担うべき家族の介護や家事、日常生活上の世話などを過度に行っているこどもや若者のことをいいます。

この度のアンケートでは、小1～小4、小5～高3 いずれも21%が家族の世話のために自分の時間を減らさなければならなかったと回答しています。その実態を明らかにし、具体的な支援につなげる必要があります。

あなたは家族の世話や手伝いで学校に行けなかったり、自分の勉強時間や遊びの時間を減らさなければならなかったことはありますか
(小1～小4)



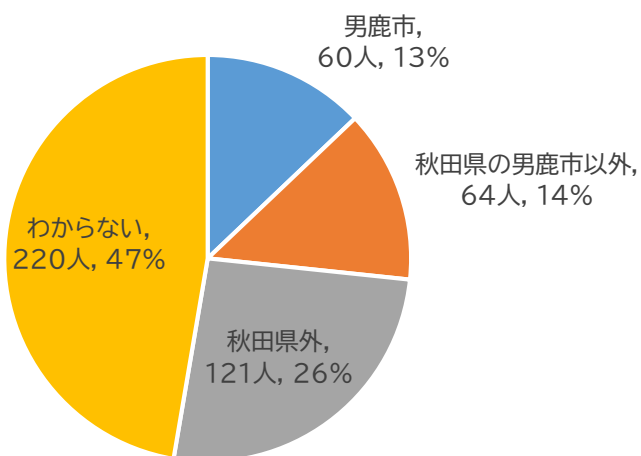
あなたは家族の世話や手伝いで学校に行けなかったり、自分の勉強時間や遊びの時間を減らさなければならなかったことはありますか
(小5～高3)



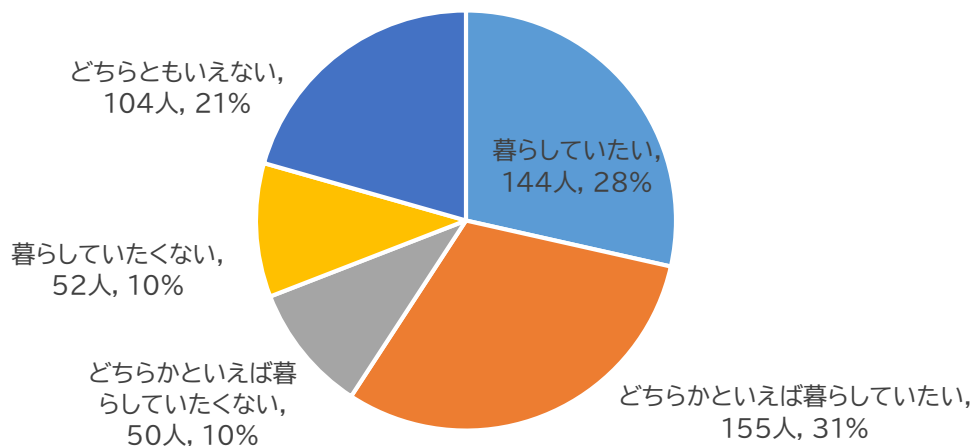
⑤ 将来自分が暮らしている場所について

自分が将来暮らしている場所について、小5～高3では13%が「40歳になったときに男鹿で暮らしていると思う」と答えました。また、19歳～39歳では、半数以上が「10年後も男鹿で暮らしていきたい」「どちらかといえば暮らしていきたい」と答えました。

あなたは40歳になったときにどこで暮らしていると思いますか
(小5～高3)

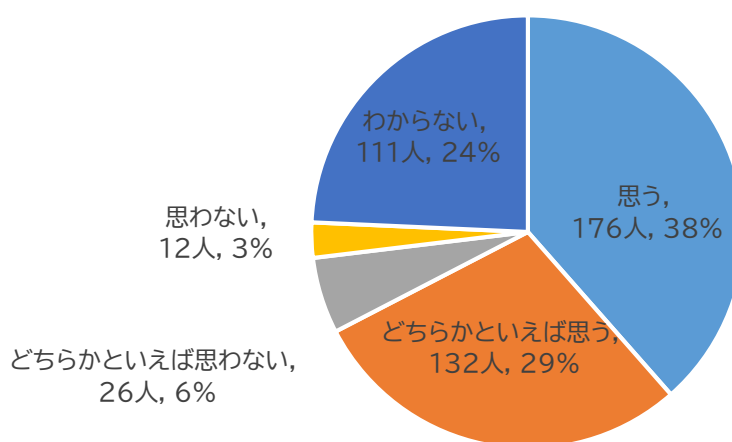


あなたは10年後も男鹿市で暮らしていきたいですか
(19歳～39歳)

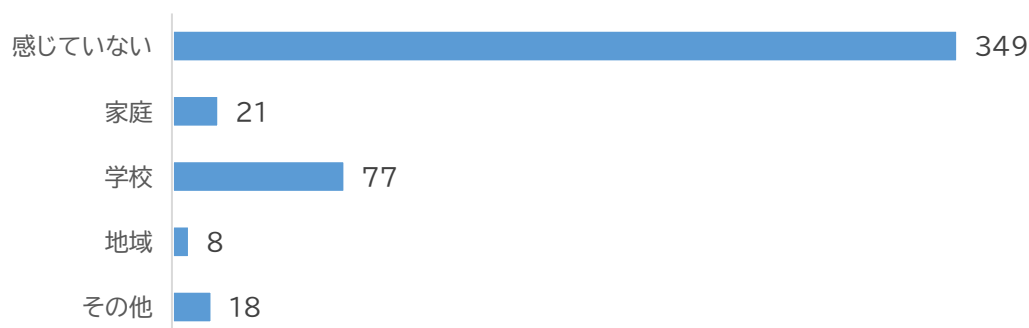


- ⑥ こどもの権利(安心・安全・自由)、差別や性差による生きづらさについて
 小5～高3においては、こどもの権利が守られていると「思う」「どちらかといえば思う」が67%でした。また、差別については、22.6%が差別されていると感じているとの回答でした。
 19歳～39歳における性差についての生きづらさについては、17%が不快感や生きづらさを感じたことがあると回答しました。
 こどもの権利が守られ、差別や生きづらさといった困難さを生み出さない風土の形成が必要です。

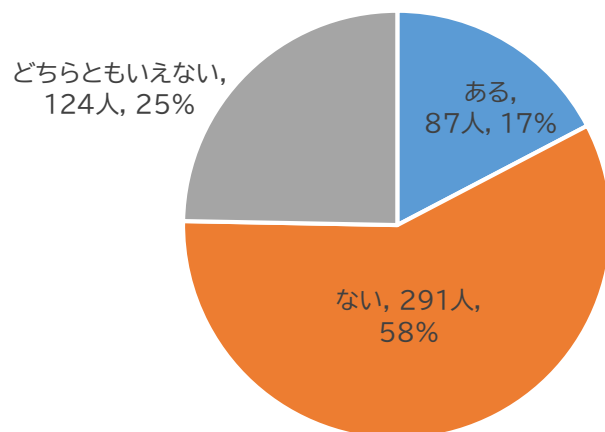
あなたは男鹿市において、こどもの権利(安心・安全・自由)が守られていると思いますか(小5～高3)



あなたはどのような場所で自分は差別されていると感じますか(小5～高3)



あなたは普段の生活で「男だから」「女だから」などの理由で、
不快感や生きづらさを感じたことがありますか(19歳～39歳)

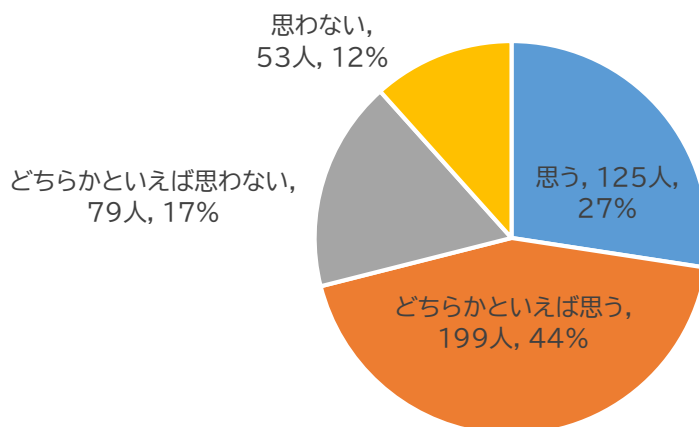


⑧ 市行政における子ども・若者の意見の反映

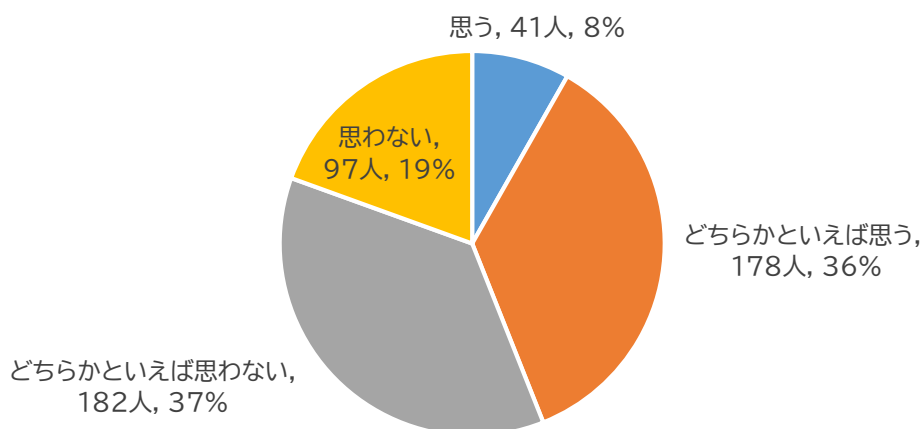
小5～高3では「意見を聞いてもらえていると思う」「どちらかといえば思う」が71%でしたが、19歳～39歳では44%でした。参考値として、子ども家庭庁「子ども・若者の意識と生活に関する調査」(2023年:16～29歳)における「子ども施策に関して自身の意見が聴いてもらえていると思う子ども・若者の割合」は20.3%となっており、子ども大綱ではこの目標値(2028年)を70%としています。

これまでも市民の皆さまのご意見に基づいた施策運営に努めていましたが、ご意見に対するフィードバックの在り方についても検討し対応する必要があります。

あなたは男鹿市の取組について、
子どもの意見を聞いてもらえていると思いますか(小5～高3)



あなたは男鹿市の取組について、子どもや若者の意見を
聞いてもらえていると思いますか(19歳～39歳)

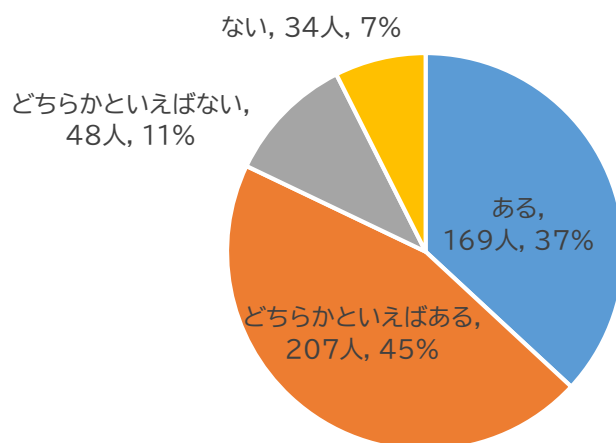


⑨ 自分の将来への希望

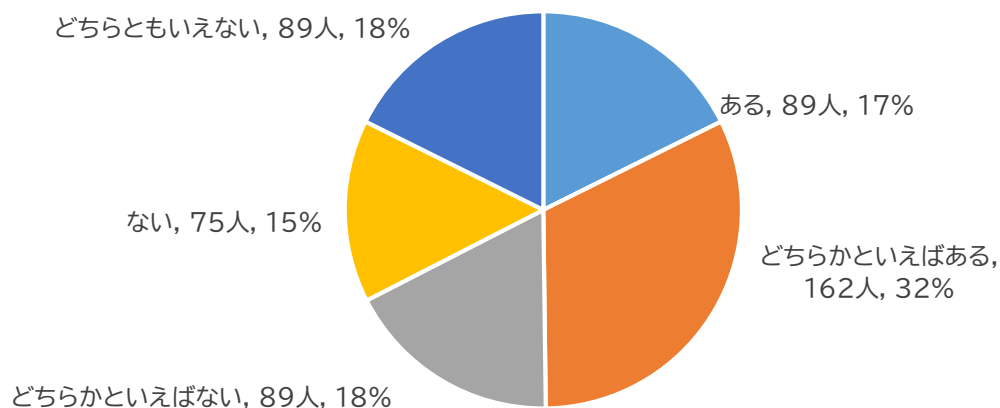
小5～高3では「明るい希望がある」「どちらかといえばある」が82%でしたが、19歳～39歳では49%と著しく低下しました。参考値として、こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」(2022年:15～39歳)における「自分の将来について明るい希望があると思うこども・若者の割合」は66.4%となっており、こども大綱ではこの目標値(2028年)を80%としています。

こども・若者が自分の将来に希望が持てるまちづくりが必要です。

あなたは自分の将来について明るい希望がありますか(小5～高3)



あなたは自分の将来について明るい希望がありますか(19歳～39歳)

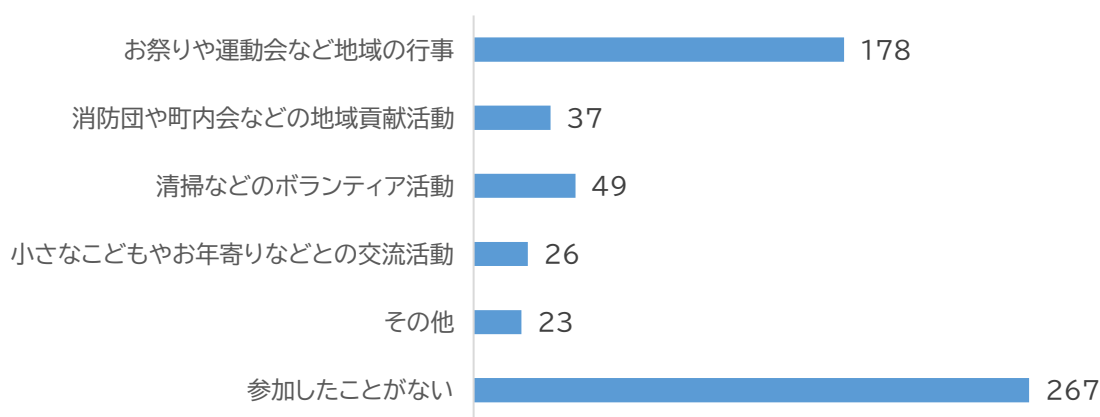


⑩ 地域活動への参加、まちづくりへの協力

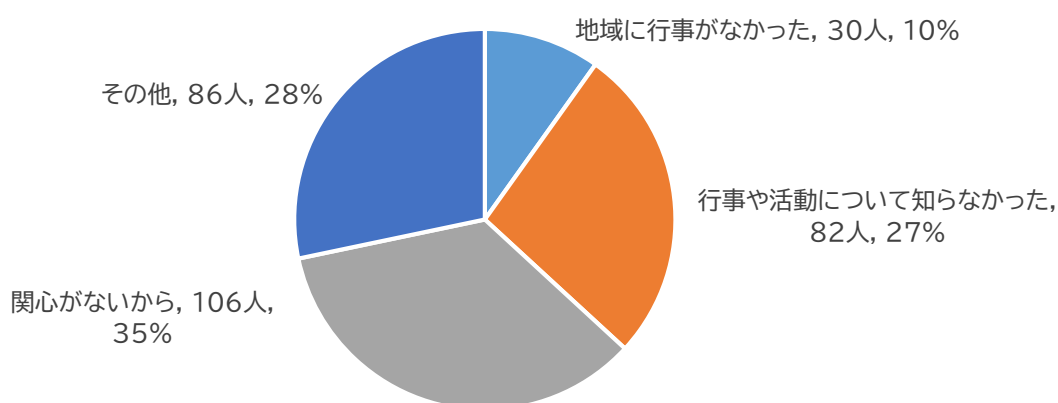
19歳～39歳では、最近1年間で地域の行事に参加したことがないと答えたのは全体の46%(267名)でしたが、住みやすいまちづくりへの協力については、85%が「協力したいと思う」「どちらかといえば協力したいと思う」と答えています。

こども・若者は地域にとって活力を生み出す貴重な存在です。すべての市民が地域に参加し活躍できる仕組みづくりが大切です。

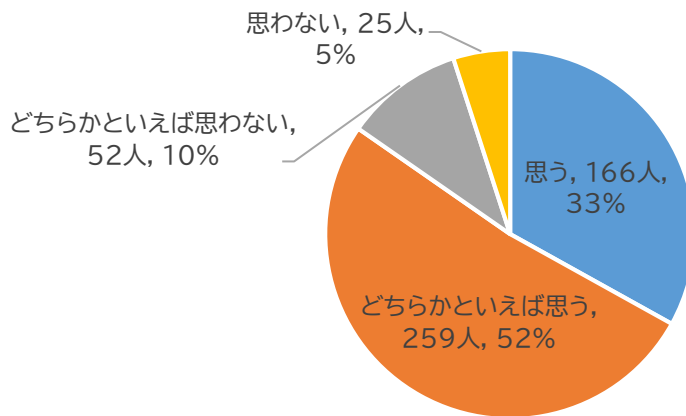
あなたは最近1年間でどのような地域の活動に参加しましたか(いくつでも)



(参加したことがない方にお尋ねします)
参加したことがない理由は何ですか(19歳～39歳)



男鹿市が住みやすいまちであるために、あなたは自分のできることは協力したいと思いますか(19歳～39歳)



(7) 屋内の遊び場へのニーズについて

(こどもと一緒に遊び場を考えようプロジェクト ワークショップより)

- ① 安全性を確保しながら、冒険的な体験を求めるニーズ
 - ・ 屋内でも現実可能なドキドキする体験
 - ・ 安全に管理された疑似的な冒険空間
- ② 自然素材、自然モチーフを屋内で感じたいニーズ
 - ・ デザインや演出としても取り込み可
- ③ 自由度・可変性のある遊び場を望むニーズ
 - ・ 決められた遊具より、組み合わせで遊びを創ることを好む
 - ・ 工作、配置換え、空間変化
- ④ 大人数で遊べる広さと、役割の発生する遊びへのニーズ
 - ・ 追いかける、逃げる、見つける、集めるなど複数人が同時に楽しめる設計
- ⑤ ひとりになれる／隠れられる小空間のニーズ

第3章 計画が目指すもの

1 基本理念

こども・若者は男鹿市の宝です。本市では、「こども基本法」の基本理念、「男鹿市総合計画」における基本理念を踏まえ、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

男鹿のすべてのこども・若者が健やかに成長し、将来に希望を持ち、
幸福な生活を送ることができる社会を目指す

※ こども基本法の基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善利益が優先して考慮されること。
- ⑤ こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

※ 男鹿市総合計画における基本理念

「人口減少社会に対応した 元気で心豊かに暮らす男鹿」

2 施策体系

基本理念の実現に向け、次の4つの視点を柱に、施策を展開していきます。また、こども・若者の成長を考える上では、各成長段階（ライフステージ）を考慮することも重要です。

こども施策の4本柱

- ① こども・若者が健やかに成長できる環境整備
- ② 男鹿の未来を切り拓くこども・若者への支援
- ③ 困難を有するこども・若者への支援
- ④ 子育て環境日本一を目指す取組の充実

(1) こども施策の4本柱

① こども・若者が健やかに成長できる環境整備

こども・若者の健やかな成長には、安全に安心して生活できる基盤づくりが不可欠です。心身の健康のみならず、こども・若者自身が権利の主体として尊重され、社会はこども・若者の最善の利益を図る必要があります。

また、豊かな遊びや体験活動、良好な学習環境などは、学力を含めたこども・若者の持つ能力を伸ばし、自己実現と幸福な生活へと導きます。

犯罪被害や事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、社会全体でこども・若者を見守り、こども・若者が健やかに成長できる環境づくりを推進していきます。

② 男鹿の未来を切り拓くこども・若者への支援

すべてのこども・若者には輝かしい未来があります。夢に向かっていきいきと成長し、なりたい自分になれるよう、社会への旅立ちを積極的に支援していくことが必要です。

また、少子高齢化、人口減少が著しい本市においては、柔軟な発想を持ち、情報への感度が高く、地域の課題に対して新しい視点を持つこども・若者は、活力ある本市を作り上げていくうえで貴重で不可欠な存在であります。主体的に行動するこども・若者の育成や、地域の活性化に貢献する活動等の支援を行っていきます。

③ 困難を有するこども・若者への支援

こども・若者が育つ環境は様々ですが、中には家庭の生活困窮、虐待、いじめ、非行、不登校、ひきこもり、ヤングケアラー、障害や疾患によるケアの必要性など、不利な立場に置かれたり、困難を抱えたりしているこども・若者もいます。

どのような状況にあらうとも、すべてのこども・若者が、支援が必要となった背景やこども・若者自身の思いなどその繊細な状況が理解され、さまざまな条件に阻害されることなく、自らの進路を選択し、自己実現につながるよう関係機関が分野の壁を越えて連携し支援していきます。

④ 子育て環境日本一を目指す取組の充実

「子育て環境日本一」を目指す取組は、子育て当事者だけのものではありません。

こども・若者にとっては、自分の置かれている状況にかかわらず、健やかに成長することができ、助けが必要なときには助けを得られ、なりたい自分になれるよう希望をもって生活できる環境です。

子育て当事者にとっては、こどもの成長や子育てに喜びを感じることができ、孤立せず、「この地域でこどもを育てたい」と思える社会です。

地域・社会にとっては、こども・若者・子育て当事者が集まることで、にぎわいや活力が生まれ、これまで受け継いできた文化や地域の魅力を発展させ、未来へつないでいくことができる社会です。社会を構成する一員として、こども・若者を見守り、支え、子育て当事者とは子育てに伴う喜びや不安、苦労などを分かち合うことができる社会です。

男鹿市は、「オール男鹿」で、「おがっこまんなか、みんなまんなか」社会の実現に向け取り組みます。



基本理念

男鹿のすべてのこども・若者が健やかに成長し、将来に希望を持ち、
幸福な生活を送ることができるとする社会を目指す

こども施策の4本柱

1
こども・若者が
健やかに成長
できる環境整備

2
男鹿の未来を
切り拓くこども・
若者への支援

3
困難を有する
こども・若者への
支援

4
子育て環境
日本一を目指す
取組の充実

項目

- 1-1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有
- 1-2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- 1-3 こども・若者の心身の健康づくりと保健・医療の確保
- 1-4 妊娠・出産にかかわる保健・医療の確保
- 1-5 保育・教育体制の充実
- 1-6 こども・若者を自殺、事件等から守る取組

- 2-1 就学支援、就労支援の充実
- 2-2 地域の活力を担う若者への支援
- 2-3 ライフデザインの形成と実現への支援

- 3-1 虐待や貧困などにより支援を必要とするこどもや家庭への支援
- 3-2 いじめ防止と不登校のこどもへの支援
- 3-3 障害児・医療的ケア児等への支援
- 3-4 社会的自立に困難を有する若者への支援

- 4-1 子育てを支援する生活環境の整備と相談支援体制の充実
- 4-2 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 4-3 ひとり親家庭への支援
- 4-4 共育とワーク・ライフ・バランスの推進

(2) ライフステージ別

<p>誕 生 前</p>	<p>1-4 妊娠・出産にかかわる保健・医療の確保</p>	<p>1-1 こども・若者が権利の主体であること の社会全体での共有</p>	<p>ラ</p>
<p>乳 幼 児 期</p>	<p>1-5 保育・教育体制の充実</p>	<p>1-2 多様な遊びや体験、活躍できる機会 づくり</p>	<p>イ</p>
<p>学 童 期</p>	<p>3-2 いじめ防止と不登校のこどもへの支援</p>	<p>1-3 こども・若者の心身の健康づくりと保 健・医療の確保</p> <p>1-6 こども・若者を自殺、事件等から守る 取組</p>	<p>ス</p>
<p>思 春 期</p>	<p>2-1 就学支援、就労支援の充実</p>	<p>3-1 虐待や貧困などにより支援を必要と するこどもや家庭への支援</p> <p>3-3 障害児・医療的ケア児等への支援</p>	<p>テ</p>
<p>青 年 期</p>	<p>2-2 地域の活力を担う若者への支援</p> <p>2-3 ライフデザインの形成と実現への支援</p> <p>3-4 社会的自立に困難を有する若者への支援</p>	<p>4-1 子育てを支援する生活環境の整備と 相談支援体制の充実</p> <p>4-2 子育てや教育に関する経済的負担の 軽減</p> <p>4-3 ひとり親家庭への支援</p> <p>4-4 共育とワーク・ライフ・バランスの推 進</p>	<p>ー ジ を 通 し て</p>

第4章 具体的な取組

施策1 こども・若者が健やかに成長できる環境整備

1-1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有

具体的な取組

(1) こどもの権利に関する理解の促進

- ホームページへの掲載や各種事業・イベント等において、啓発物を配布するなどして、こども・若者は権利の主体であり、ともに社会をつくる担い手であるという意識の高揚を図ります。

<主な事業>

- 児童虐待防止事業 …子育て健康課(こども家庭センター)
- いじめ対策 …こども未来課
- ヤングケアラー支援 …福祉課
- 人権擁護 …総務課

(2) 差別の解消と人権や多様な文化・価値観を尊重する意識の醸成

- 無意識の思い込みや理解不足の解消に向け、差別や多様な文化・価値観の尊重に関する理解を深める機会を提供します。

<主な事業>

- 広報紙やホームページなどを通じた意識啓発や情報提供 …企画政策課、総務課

(3) こども・若者の意見の表明の場の確保

- 本市の施策に関して、アンケートや対面での意見交換等を通して、こども・若者の意見表明の機会を確保します。

<主な事業>

- こども計画の推進 …各課
- 子ども・子育て会議の開催 …子育て健康課(こども家庭センター)

1-2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

具体的な取組

(1) 児童健全育成の推進

- 小学校の学校区で一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携に努めます。
- 現在全ての小学校で放課後子ども教室を実施しており、今後も引き続き学校と地域の連携を図り、全ての小学校で実施します。
- 学校施設の一時利用や余裕教室等を活用し、実施します。
- 特別な配慮を必要とする児童については、状況に応じ支援員や補助員の配置を行うなど、安全に活動に参加し、安心して過ごせるように適切に対応していきます。

<主な事業>

- 放課後児童健全育成事業 ……こども未来課
- 放課後子ども教室 ……教育総務課

(2) コミュニティ・スクールの取組の推進

- 地域と連携した活動を強化し、「地域と共にある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を進めていきます。
- 伝統行事の継承や地域と合同の防災活動、ボランティア活動などを通し、学校から地域に向けた活動の流れを確立します。

<主な事業>

- ふるさとキャリア教育未来創造事業 ……こども未来課

(3) ふるさとキャリア教育の充実

- 地域の特色を生かした探究活動を進めるなど、地域課題解決型のふるさとキャリア教育の一層の推進に努めます。
- 地域の人材や地元企業と連携した活動を展開し、こどもたちのふるさとへの愛着の醸成を図ります。

<主な事業>

- ふるさとキャリア教育未来創造事業
- おがっこ宿泊体験学習 …… 以上 こども未来課

(4) 生涯学習機会の充実

- 各公民館で開催される学級講座について、地域住民のニーズや地域の特性に合わせた内容、かつ新しいことにも挑戦できるよう支援していきます。
- 多くの学習グループや生涯学習関連団体、企業との連携、協働により、幅広いニーズに対応した学びの場を提供するとともに、大学と連携した講座や講演により、質の高い学びを継続できるよう取り組みます。
- 学校、家庭、地域が連携してこどもたちの成長を支える地域学校連携協働事業において、統括コーディネーターを配置し、地域と学校をつなぎ、こどもたちとさまざまな学習・体験活動の充実強化を図ります。
- こどもから大人までを対象にした「おはなし会」の開催など、本に親しむ機会の充実を図ります。

<主な事業>

- 法務局出前講
 - 地域学校協働活動事業
 - 放課後子ども教室・協働活動
 - 家庭教育支援活動
 - あいさつ運動
 - 図書館ボランティア推進事業
- …以上 教育総務課

(5) 生涯学習推進体制の整備

- 学習相談に携わる生涯学習奨励員等の確保と資質の向上に努めるとともに、公民館、図書館、学校及び関係機関等と連携しながら学習相談体制の充実を図ります。
- 学習機会の情報を提供するため、広報紙、公民館・コミュニティセンター報やホームページ、SNS 等による情報発信の充実を図ります。
- 学習機会や地域活用を推進する関係機関との連携を強化し、様々な世代や地域の交流活動の振興に努めます。

<主な事業>

- 生涯学習奨励員情報交換交流事業
 - 生涯学習奨励員研修会
- …以上 教育総務課

(6) 生涯学習機関等の充実

- 団体貸出先の新規探求、大活字体の購入など図書館に足を運べない高齢者及び障がい者の利用機会を支援し、福祉の視点からも環境の整備について検討します。

- 「3つの市民運動—読書、あいさつ、体力づくり」を市民への一層の浸透に努め、市民参加の元気なまちづくりを目指します。
- 賑わい創出に繋がる交流施設としての図書館の在り方について検討します。

<主な事業>

- 複合交流施設整備事業 ……企画政策課、教育総務課、子育て健康課

(7) 文化芸術に触れる機会の創出

- 市民の文化への興味関心を高めるため、市民文化祭や体験教室を通じて芸術活動に参加したり、新しい体験をする機会を増やしていきます。
- 文化会館公演推進事業や秋田船方節全国大会の開催など、様々な文化事業の実施や民間団体事業への支援を行い、市民が気軽に優れた芸術や話題性の高い事業に触れる機会を創出します。

<主な事業>

- 男鹿市民文化祭(児童生徒文学祭)
- 秋田船方節全国大会(年少の部)
- 三味線教室 ……以上 文化スポーツ課
- 男鹿市民文化会館公演推進事業 ……男鹿市民文化会館



1-3 こども・若者の心身の健康づくりと保健・医療の確保

具体的な取組

(1) スポーツを通じた健康づくり

- 生涯スポーツ活動を推進していくため、あらゆる状況に応じたスポーツ活動の充実・普及を図り、多くの人々がスポーツに親しむことで体力の向上や生活習慣病の予防など心身の健康保持増進に繋げ、市民の運動の習慣化、スポーツ活動の環境整備、スポーツによるまちづくりを目指します。

<主な事業>

- スポーツ団体活動支援補助金
 - 生涯スポーツ促進事業
- …以上 文化スポーツ課

(2) 保健活動への取組

- 特定健診及び各種がん検診事業、健康教育・健康相談等を充実します。
- 健康教室の開催や健康アプリの導入など、健康づくりへの意識の向上を目指した取組を行います。
- 感染症予防のため、接種費用の一部を助成するなど予防接種を受けやすい体制を整備します。
- 食育を推進します。

<主な事業>

- 健康診査事業
 - 健康教育事業
 - 健康相談・訪問指導事業
 - 健幸チャレンジOGA(健康アプリ)事業
 - 感染症予防事業
 - 食育事業
- …以上 子育て健康課

(3) プレコンセプションケアの推進

- 若者が性や健康に関する正しい知識を持ち、主体的に自身の健康に向き合うことができるよう、プレコンセプションケアを推進します。

※ プレコンセプションケアとは

性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う概念。国においては、令和7年5月にプレコンセプションケア推進5か年計画が策定された。

<主な事業>

- 健康診査事業 … 子育て健康課
- 感染症予防事業
- 母子保健教育事業
- こども家庭センター相談支援事業
…以上 子育て健康課(こども家庭センター)

(4) 福祉医療制度の適正な運営

- 県の支援のもと、こどもや障害のある方の心身の健康保持と生活の安定を図り、保険適用となる医療費の自己負担分を助成します。
- 子育て世帯の負担軽減のため、県の助成基準では一部自己負担が発生するこどもについて、市の助成基準を拡大して全額助成します。
- 制度の内容が対象者に伝わるよう周知方法を工夫するとともに、適正な運用に努めます。

<主な事業>

- 対象者への医療費助成
- 制度の周知広報 …以上 生活環境課

(5) 地域医療の確保と診療体制の充実

- 「秋田県自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラム」に基づき医師の派遣を要請するとともに、修学資金貸与制度による医師、薬剤師、看護師など医療従事者の確保により、診療体制の充実を図ります。
- へき地医療拠点病院として、へき地診療所等への応援医師の派遣と訪問看護事業に取り組みます。
- 秋田大学が医療・通信機器を搭載して遠隔診療を行う医療 MaaS について、市民への受診機会の提供等につながるため、本市での活用に積極的に取り組みます。

<主な事業>

- 医師等修学資金貸与制度
- 男鹿なまはげ地域医療・総合連携講座
- 訪問看護事業 …以上 男鹿みなと市民病院

1-4 妊娠・出産にかかわる保健・医療の確保

具体的な取組

(1) 健やかな妊娠・出産と乳幼児の健康への取組

- 安心して安全に妊娠・出産・子育てができ、こどもが健やかに成長できるよう、妊産婦及び乳幼児の心身の健康の保持・増進を図ります。
- 健やかな妊娠・出産のため、妊婦健康診査の受診を促し、相談支援を充実させます。
- 疾病を予防し、異常の早期発見・治療につながるよう、乳幼児の健康診査や予防接種の推進を図ります。
- 母子の健康の保持・増進にかかわる啓発活動に努めます。

<主な事業>

- 未熟児養育医療給付制度
- 妊産婦健康診査事業・妊婦歯科健康診査事業
- 妊産婦家庭訪問事業
- ママ・サポート 119 事業
- 新生児聴覚検査事業
- 赤ちゃん訪問事業
- 乳幼児健康診査事業
- 幼児フツ化物塗布費助成事業
- 相談支援事業
- 産後ケア事業
- 予防接種事業

…生活環境課



…以上 子育て健康課(こども家庭センター)



1-5 教育・保育の質の向上と環境の整備

具体的な取組

(1) 連続した学びを通しての非認知能力の育成

- 市として重視する非認知能力を「粘り強さ」「思いやり・協調性」「言語コミュニケーション力」とし、その育成に努めます。
- 異校種間の発達段階における非認知能力に係る「目指すこどもの姿」を系統的に示し、市全体での共有を図ります。

<主な事業>

- 学力調査等の分析
- 指導プロジェクト委員会 ……以上 こども未来課

(2) 異校種間の円滑な接続

- 「男鹿市版架け橋期カリキュラム」に基づいた各学区版の架け橋期カリキュラムを作成・活用し、必要に応じて随時更新します。
- 幼児・児童・生徒や、保育士・教職員の交流の充実を図るなど、小1プロブレムと中1ギャップの未然防止に向けた取組を進めます。

<主な事業>

- 教育委員会通信
- 指導プロジェクト委員会 ……以上 こども未来課

(3) 確かな学力の育成

- こども同士の学び合いの充実を図り、こどもたちが自らの学びをつなげていく活動を通して、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指します。
- より高い教育効果につながるタブレット端末と電子黒板の活用について検証し、学びの質を一層高める学習過程の構築につなげます。

<主な事業>

- 学力調査等の分析
- 教育委員会通信
- 指導プロジェクト委員会 ……以上 こども未来課

(4) 学習ツールの充実と学びの機会の創造

- 児童生徒の個別最適な学びと協働的な学びを一層推進するため、タブレット端末や電子黒板等の整備・更新を継続します。

- 教職員の校務の負担軽減や業務の効率化の面から、校務支援システムの整備を継続します。

<主な事業>

- 小中学校ICT授業環境高度化事業
 - 統合型校務支援システム整備事業
- …以上 教育総務課

(5) 心地よく学習できる環境づくり

- 通信ネットワーク環境の向上や建物の計画的な改修を推進し良好な学習環境をつくります。
- 電気設備や機械設備も老朽化が進んでいることから、学校生活に支障が生じないように、予防的に設備の更新や修繕を進めます。

<主な事業>

- 校内ネットワークのアセスメント
 - 小中学校電気設備更新事業
- …以上 教育総務課



1-6 こども・若者を自殺、事件等から守る取組

具体的な取組

(1) 自殺対策

- 男鹿市自殺対策計画に基づき、こども・若者の自殺対策を推進します。

<主な事業>

- SOSの出し方講座 ……こども未来課
- メンタルヘルスサポーター養成講座
- ゲートキーパー養成講座 ……以上 子育て健康課
- 各課相談支援事業 ……各課

(2) 安全対策の推進

- 情報モラル教育を含め、防犯、交通安全、防災対策など、地域安全活動を推進します。

<主な事業>

- インターネットセーフティの啓発活動(家庭教育支援活動)
- 青少年育成男鹿市民会議 ……以上 教育総務課
- こども110番の家
- 通学路及び散歩道の合同安全点検 ……以上 こども未来課



施策2 男鹿の未来を切り拓くこども・若者への支援

2-1 就学支援、就労支援の充実

具体的な取組

(1) 就学における経済的支援

- 経済的理由により就学に困難をきたすことがないよう、奨学金制度等を実施します。

<主な事業>

- 就学援助制度
 - 奨学金制度
- …以上 こども未来課

(2) 多様な担い手の育成

- 若齢者の農業、林業、漁業就業者を後押しします。
- 就業資格取得支援制度により求職者の就業や、雇用者のリスクリング及びスキルアップを支援します。
- 洋上風力関連の訓練センター「風と海の学校 あきた」等と連携し、発電事業に対する理解を深める機会の提供と必要な資格取得等を支援します。

<主な事業>

- 農林漁業担い手奨励金事業
 - 農業担い手育成事業
 - がんばる男鹿の漁業応援！経営確立支援事業
 - 男鹿市就業資格取得支援助成金事業
 - 風力発電メンテナンス等関連資格取得支援事業
 - 次代を担う港湾関係人材育成事業
- …以上 農林水産課
- …以上 男鹿まるごと売込課

(3) 創業・継業への支援

- 創業希望者がスムーズに創業できるようサポート体制を充実するほか、事業承継の実現化に向けたマッチングを支援します。
- 規模は小さくても地域外から外貨を獲得する「スモール・ビジネス」に取り組む事業者の起業や創業を支援します。

<主な事業>

- 男鹿でオガル！商工業チャレンジ支援事業 ……男鹿まるごと売込課

(4) 新規産業の立地促進(企業誘致)

- 商工業振興促進制度など市独自の支援策により、企業の立地や事業拡大に対する支援等に取り組み、雇用機会の拡大を図ります。
- IT業やコールセンター等、多様な業種の企業へ誘致を働きかけ、魅力のある働く場を確保することで、若者や女性の地元定着や回帰に努めます。

<主な事業>

- 男鹿市商工業振興促進条例に基づく奨励措置
- サテライトオフィス誘致推進事業 ……以上 男鹿まるごと売込課



2-2 地域の活力を担う若者への支援

具体的な取組

(1) 若者の市内定着・回帰の促進

- 新たな企業立地や事業拡大を支援するとともに、体験型業界研究会や首都圏でのUターンイベントの開催により、若者や女性の地元企業就職の機運醸成を図ります。
- 奨学金の返還について、県と連携して支援します。
- 進学のため市を離れた学生への家族からの仕送りを支援するほか、市からの情報を発信し、学生と市との繋がりを強めます。

<主な事業>

- 企業誘致対策事業
- 男鹿ではたらく！若者等地元就職促進事業・・・以上 男鹿まるごと売込課
- 男鹿とつながる学生仕送り支援事業
- 奨学金返還支援事業 ...以上 企画政策課

(2) 若者が活躍する新たな産業づくりの推進

- 関係機関と連携し、スタートアップや新規起業にチャレンジする事業者の円滑な事業の立ち上がりと早期の経営安定に向け積極的に後押しします。

<主な事業>

- 空き店舗等利活用促進事業 ... 男鹿まるごと売込課
- 日本酒特区への取組 ... 企画政策課



2-3 ライフデザインの形成と実現への支援

具体的な取組

(1) 移住者への支援

- 移住検討段階での下見等のための交通費や、移住に伴う住宅取得等に係る費用などを助成し、男鹿でのライフデザインの形成と実現をサポートします。

<主な事業>

- 移住活動支援補助金
 - 移住体験住宅
 - 移住者住宅取得等支援補助金
- …以上 企画政策課

(2) 結婚支援

- あきた結婚支援センターや結婚サポーターのマッチングを活用するほか、地域コミュニティセンターや市内民間企業と連携し、結婚を希望する男女へ支援事業の情報発信を行います。
- 結婚を希望する男女の出会いを創出するため、広域的に参加できるイベントを開催します。
- インターネットマッチングサービスの利用料助成や結婚支援センターへの登録料助成など、多様化する若者のライフスタイルに合った出会いを支援します。
- 新婚夫婦の住宅購入費や引っ越し費用などを助成し、新生活の経済的負担を軽減します。

<主な事業>

- あきた結婚支援センター入会登録料助成
 - 出会い創出イベントの開催
 - 婚活イベント参加費助成
 - デジタルマッチング促進事業
 - 結婚新生活支援事業
- …以上 企画政策課

施策3 困難を有するこども・若者への支援

3-1 虐待や貧困などにより支援を必要とするこどもや家庭への支援

具体的な取組

(1) 児童虐待の防止

- 相談体制の充実と関係機関の連携等により、虐待予防と早期発見・対応に努めます。

<主な事業>

- 養育支援・児童虐待防止事業
- おがっこの居場所づくり（こども食堂）支援事業
…以上 子育て健康課（こども家庭センター）

(2) 貧困への経済的支援、相談支援

- 貧困や貧困の連鎖により、こどもたちの将来が閉ざされることがないように、「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者の就労支援」「経済的支援」など関係機関が連携し取組みます。

<主な事業>

- 児童扶養手当支給事業
- 母子父子自立支援員による相談支援
- 母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業
- 母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給事業
- 助産施設入所支援
- 初回産科受診料助成事業 …以上 子育て健康課(こども家庭センター)
- 母子・父子家庭の福祉医療制度 …生活環境課
- 要保護・準要保護児童生徒の就学援助
- 奨学金貸付制度 …以上 こども未来課
- 生活困窮者自立相談支援事業 …福祉課
- 家庭教育支援事業 …教育総務課

3-2 いじめ防止と不登校のこどもへの支援

具体的な取組

(1) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

- 社会において直面する可能性のある様々な困難やストレスへの対処方法を身に付け、信頼できる大人や相談機関に支援を求められるよう、具体的・実践的な教育を推進します。
- スクールカウンセラーやソーシャルスクールワーカーなど、学校への専門家の派遣を行い、学校生活や心の健康に関する相談を受ける体制の充実を図ります。

<主な事業>

- SOSの出し方講座 ……こども未来課

(2) 児童生徒が出したSOSを受け止める大人の育成

- 周囲の大人が児童生徒の心の状態に関心を向けサポートすることができるよう、啓発活動を行います。
- 学校運営協議会を開催し、学校と地域が熟議をし、地域と協働してめざすこども像の具現化を図ります。
- 県教育委員会と連携し、問題行動の未然防止を含めた児童・生徒の健全育成のために、研修体制を充実させます。
- いじめ問題対策委員会の開催や、男鹿市生徒指導の重点の配付、いじめ認知定期報告などにより、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図ります。
- こどもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員が対面で応じます。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も対応します。

<主な事業>

- メンタルヘルスサポーター養成講座
- ゲートキーパー養成講座 ……以上 子育て健康課

(3) 相談支援

- 保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携の下で、本人・家族に対する早期からの相談・支援等を行います。

<主な事業>

- 教育支援センター「中央さわやか教室」の運営 ……こども未来課
- こども家庭センター相談支援事業…子育て健康課(こども家庭センター)



3-3 障害児・医療的ケア児等への支援

具体的な取組

(1) バリアフリーの推進と権利擁護の体制づくり

- 市街地や公共施設において、バリアフリー整備基準を十分に考慮しながら整備を進めるほか、「すべての人が利用しやすい」ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設整備を推進します。
- 高齢者や障害者、こども連れの親子など一人ひとりが尊重され、誰もが暮らしやすいまちづくりに努めます。
- 障害のある方への理解や合理的配慮等の普及啓発をするため、事業者や市民を対象とした「障害者サポーター養成講座」を開催します。
- 障害のある人の自己決定の支援や権利擁護のため、中核機関を中心に関係機関の連携のもと、成年後見制度の普及啓発や障害者虐待の防止等に努めます。

<主な事業>

- 障害者サポーター養成講座
- 障害者虐待相談窓口 ……以上 福祉課
- 施設のバリアフリー推進 ……福祉課、建設課

(2) 自己決定に基づき社会のあらゆる活動へ参加できる環境の整備

- 就労継続支援等の障害福祉サービスを活用し、自分に合った訓練や創作活動を選択し、社会活動へ参加することを促進します。
- 特別な支援が必要なこどもにとって適切な保育・教育環境を整え、一人一人の特性や発達段階やライフステージに応じた支援を行います。
- 社会参加に向けた支援として、文化芸術活動・スポーツ等の活動ができる環境を整えます。

<主な事業>

- 障害福祉サービス制度
- 障害者週間記念展示 ……以上 福祉課

(3) 家庭や地域で健やかに安心して生活できる支援体制の充実

- 福祉医療制度や障害者自立支援医療制度を活用し、必要な医療に要する費用を助成します。
- 義肢・義手、電動車いすやストーマ装具等を給付します。
- 相談支援事業所や基幹相談支援センターなどの相談窓口が連携して支援します。

<主な事業>

- 障害福祉サービス制度
 - 障害者自立支援医療制度
 - 補装具費支給制度
 - 重度身体障害者日常生活用具給付事業
 - 難聴児補聴器助成事業
 - 小児慢性生活用具助成事業
 - 福祉医療制度
- …以上 福祉課
…生活環境課

(4) 福祉防災・減災対策

- 自治会や社会福祉協議会等と協働でワークショップ(ひなんさんぽの会)を開催し、地域ごとの避難訓練の実施と個別避難計画作成の推進を図り、地域全体で高齢者や障害者(児)、医療的ケア児等の避難行動要支援者(要配慮者)を見守り、支え合う体制づくりを推進します。
- 災害時に、要配慮者が安心して避難生活を送れるよう、介護や医療などの支援を整えた福祉避難所の開設・運営訓練を実施します。

<主な事業>

- 個別避難計画作成ワークショップ開催業務
 - 福祉避難所開設・運営訓練業務
- …以上 福祉課

3-4 社会的自立に困難を有する若者への支援

具体的な取組

(1) ひきこもり・生活困窮者への支援

- 生活に困窮されている方や、社会的に孤立し孤独を感じている方、ひきこもり状態にある方や家族からの相談に応じます。それぞれの思いに寄り添いながら丁寧な相談支援を実施します。

<主な事業>

- ひきこもり相談窓口
 - 生活困窮者自立相談支援事業
- …以上 福祉課



施策4 子育て環境日本一を目指す取組の充実

4-1 子育てを支援する生活環境の整備と相談支援体制の充実

具体的な取組

(1) おがっこの育ちを地域全体で支える環境づくり

- こども家庭センターとして母子保健・児童福祉機能の連携と相談支援体制の充実を図り、安心・安全な子育て環境の整備に努めます。
- 子育てに関する情報発信や交流活動など、地域での子育て支援の充実に努めます。
- 天候に左右されずに利用できる遊び場の整備、児童遊園整備、こどものえきの設置促進など、子育てを支援する環境整備を進めます。

<主な事業>

- こども家庭センター相談支援事業
- 地域子育て支援事業(地域子育て支援センター)
- 児童遊園等整備事業
- こどものえき設置促進事業・・・以上 子育て健康課(こども家庭センター)

(2) 教育・保育の確保と充実

- 指定管理者制度を活用し、保育ニーズへの効果的な対応や保育事業の充実を図ります。
- 認定こども園を設置し、保護者の就労の有無や形態に左右されず、就学前のこどもに、その時期にふさわしい成長を促すため、適切な幼児教育・保育の機会を提供します。
- 各家庭の状況に応じた選択ができるよう、質の高い教育・保育サービスの提供・体制づくりを進め、延長保育、預かり保育、病後児保育等の充実を図ります。

<主な事業>

- 保育園の指定管理
- 認定こども園の設置(市内2か所)
- 特別保育事業
- 保育送迎ステーション及び小規模保育事業所の設置
- 保育施設等の再編及び老朽化施設の更新
- わか杉っ子！育ちと学び支援事業
- ・・・以上 こども未来課

(3) 児童健全育成の推進

- 小学校の学区で一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携に努めます。
- 現在全ての小学校で放課後子ども教室を実施しており、今後も引き続き学校と地域の連携を図り、全ての小学校で実施します。
- 学校施設の一時利用や余裕教室等を活用し、実施します。
- 特別な配慮を必要とする児童については、状況に応じ支援員や補助員の配置を行うなど、安全に活動に参加し、安心して過ごせるように適切に対応していきます。

<主な事業>

- 放課後児童健全育成事業 ……こども未来課
- 放課後子ども教室 ……教育総務課

(4) 公園・緑地の整備

- 全ての都市公園を長寿命化計画に加え、計画的な維持管理等の実施と整理・統合の検討を行い、利用者の利便性の向上を図ります。
- 地域住民と連携を図りながら安全と快適性を保持するため、適切な維持保全に努めます。
- 良好な居住環境を創出するため、開発行為等宅地造成に際し、緑地の設置を指導するとともに、その保全を図ります。

<主な事業>

- 公園長寿命化事業
- 都市公園管理事業 ……以上 建設課

(5) 公営住宅の整備

- 市営住宅マスタープランに基づき、解体や長寿命化改修を推進します。
- 若者・子育て世帯の定住環境の整備を図るため、住宅の供給を促進します。

<主な事業>

- 市営住宅維持管理事業
- 若者・子育て世帯向け住宅供給促進事業 ……以上 建設課

4-2 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

具体的な取組

(1) 経済的支援

- 子育てに係る経費の無償化、補助金・給付金などの支給により、経済的負担を軽減します。

<主な事業>

- 不妊治療費助成事業
 - 初回産科受診料支援事業
 - 妊婦さん応援給付金支給事業
 - 妊産婦健康診査・妊婦歯科健康診査費助成
 - 妊娠を希望する女性等の風しん予防接種費助成
 - 母乳育児相談補助券交付
 - 新生児聴覚検査費助成
 - 在宅子育て支援給付金給付事業
 - 産後ケア利用料助成
 - お誕生おめでとう祝金支給事業
 - 1か月児健康診査費用助成
 - 2歳児歯科健康診査費助成
 - 幼児フッ化物塗布費助成
 - こどもと妊婦の予防接種費用助成
 - 児童手当支給事業
 - 入学準備助成金支給事業
 - 子育て世帯等住まいづくり応援事業
- …以上 子育て健康課(こども家庭センター)
- 家庭系一般廃棄物処理手数料負担軽減(出生時又は転入時のごみ袋支給)
 - 福祉医療費制度
 - 未熟児養育医療費給付制度
 - 出産育児一時金の支給
- …以上 生活環境課
- 保育施設のおむつ無償化事業
 - 保育料無償化事業
 - 給食費完全無償化事業
- …以上 こども未来課

4-3 ひとり親家庭への支援

具体的な取組

(1) 経済的支援と相談支援

- ひとり親世帯の経済的負担の軽減と雇用の安定に向けた支援、相談・生活支援等を進めます。

<主な事業>

- 母子・父子家庭の福祉医療制度 ……生活環境課
- 児童扶養手当支給事業
- 母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業
- 母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給事業
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金
- 母子父子自立支援員による相談支援 ……以上 子育て健康課(こども家庭センター)



4-4 共育とワーク・ライフ・バランスの推進

具体的な取組

(1) 男女共同参画計画の推進

- 「すべての人が自分らしく活躍でき、みんなにやさしい社会」をめざし、性別による役割分担意識に基づく社会制度や慣行の見直しを呼びかけ、男女共同参画の正しい理解が浸透するよう情報を発信し、学習の機会を提供します。

<主な事業>

- 広報紙やホームページなどを通じた情報提供 ……企画政策課
- 学習講座の開催 ……教育総務課

(2) 保育ニーズへの対応と学校終業後の共働き家庭の児童への支援

- 家事・子育て等の家庭生活と職業生活の両立ができるよう、様々な保育へのニーズに対応します。
- 学校終業後の共働き家庭の児童を含めたすべての児童の多様な体験活動を支援します。

<主な事業>

- 病後児保育、一時預かり保育、休日保育、幼稚園預かり保育
- 放課後児童クラブ ……以上 こども未来課
- 放課後子ども教室 ……教育総務課



第 5 章 評価指標と数値目標

1 こども施策の 4 本柱の評価指標と数値目標

(1) こども・若者が健やかに成長できる環境整備

No.	指標名 1	単位	現状値	目標値			
			(年)	R8	R9	R10	R11
1	妊娠 11 週以下での妊娠届出率	%	90.9 (令和 6 年度)	100	100	100	100
2	乳幼児健診受診率 (1 歳 6 か月)	%	100 (令和 6 年度)	100	100	100	100
3	乳幼児健診受診率 (3 歳)	%	100 (令和 6 年度)	100	100	100	100
4	自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	%	80.4 (令和 6 年度)	—	—	—	90 (国指標)
5	じぶんのことがすきと感じている割合 (小 1～小 4)	%	68.1 (令和 7 年度)	—	—	—	70 (国指標)
6	自分のことがすきと感じている割合 (小 5～高 3)	%	55.5 (令和 7 年度)	—	—	—	70 (国指標)
7	家族や周りの人に大切にされていると感じている割合(小 1～小 4)	%	87.3 (令和 7 年度)	—	—	—	現状値 以上
8	家族や周りの人に大切にされていると感じている割合(小 5～高 3)	%	86.7 (令和 7 年度)	—	—	—	現状値 以上
9	安心して過ごせる場所がある割合(小 1～小 4)	%	96.4 (令和 7 年度)	—	—	—	98.1 (国指標)

No.	指標名 1	単位	現状値	目標値			
			(年)	R8	R9	R10	R11
10	安心して過ごせる場所がある割合 (小5～高1)	%	94.0 (令和7年度)	—	—	—	98.1 (国指標)
11	男鹿市においてこどもの権利が尊重されていると思う割合 (小5～高3)	%	67.4 (令和7年度)	—	—	—	現状値以上
12	自分は差別されていると感じる割合 (小5～高3)	%	22.6 (令和7年度)	—	—	—	現状値以下
13	男鹿市の取組についてこどもの意見を聞いてもらえていると感じる割合(小5～高3)	%	71.0 (令和7年度)	—	—	—	現状値以上 (国70)
14	男鹿市の取組についてこどもや若者の意見を聞いてもらえると感じる割合(19～39歳)	%	43.9 (令和7年度)	—	—	—	70 (国指標)
15	自分の将来について希望があると感じている割合(小5～高3)	%	82.1 (令和7年度)	—	—	—	現状値以上 (国80)
16	自分の将来について希望があると感じている割合(19～39歳)	%	49.8 (令和7年度)	—	—	—	80 (国指標)
17	性差により不快感や生きづらさを感じている割合(19～39歳)	%	17.3 (令和7年度)	—	—	—	現状値以下
18	全国学力・学習状況調査 (粘り強さや思いやりに関する質問に対する肯定的回答)	%	89 (令和7年度)	90	90	90	90

No.	指標名 1	単位	現状値	目標値			
			(年)	R8	R9	R10	R11
19	全国学力・学習状況調査正答率(国語、算数・数学の全国平均との比較)	Pt	-2.35 (令和7年度)	+1	+1	+1	+1
20	全国学力・学習状況調査(地域の貢献に関する質問への肯定的回答)	%	89.3 (令和7年度)	90	90	90	90
21	若い世代におけるプレコンセプションケアの概念の認知度 (小5~39歳)	%	—	—	—	—	80 (国指標)
22	こども・若者の自殺死亡者数	人	0 (令和6年度)	0	0	0	0



(2) 男鹿の未来を切り拓くこども・若者への支援

No.	指標名 2	単位	現状値	目標値			
			(年)	R8	R9	R10	R11
1	就業資格取得支援助成金交付者の就業決定数	件	7 (令和6年度)	8	8	8	8
2	県外の大学等を卒業して移住した人数	人	0 (令和6年度)	3	5	7	10
3	あきた結婚支援センター登録助成数(年間)	件	8 (令和6年度)	10	11	12	13
4	結婚支援施策を通じた婚姻数	件	2 (令和6年度)	3	3	5	5
5	地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合	%	85.8 (令和6年度)	—	—	—	90
6	男鹿市が住みやすいまちであるために、自分のできることは協力したいと考える割合(19~39歳)	%	84.7 (令和7年度)	—	—	—	現状値以上
7	アンケート調査(「学校と地域の結びつきが強くなった」の肯定的回答)	%	3.4 [4点満点] (令和7年度)	3.5	3.5	3.5	3.5

(3) 困難を有するこども・若者への支援

No.	指標名 3	単位	現状値	目標値			
			(年)	R8	R9	R10	R11
1	死亡又は重大な後遺症を残す児童虐待の認知件数	件	0 (令和6年度)	0	0	0	0
2	家族の世話や手伝いで学校に行けなかったり、自分の勉強時間や遊びの時間を減らさなければならなかった割合(小1～小4)	%	20.8 (令和7年度)	—	—	—	現状値以下
3	家族の世話や手伝いで学校に行けなかったり、自分の勉強時間や遊びの時間を減らさなければならなかった割合(小5～高3)	%	20.9 (令和7年度)	—	—	—	現状値以下



(4) 子育て環境日本一を目指す取組の充実

No.	指標名 4	単位	現状値	目標値			
			(年)	R8	R9	R10	R11
1	利用保護者の満足度割合 (教育・保育施設)	%	98.0 (令和7年度)	100	100	100	100
2	利用保護者の満足度割合 (幼稚園預かり保育)	%	98.0 (令和7年度)	100	100	100	100
3	子育て世帯の満足度割合 (一時預かり保育)	%	46.2 (令和7年度)	46.2	70.0	70.0	80.0
4	子育て世帯の満足度割合 (放課後児童クラブ)	%	46.2 (令和7年度)	46.2	70.0	70.0	80.0
5	この地域で子育てをしたい と思う子育て世帯の割合 (3歳児健診)	%	97% (令和6年度)	—	—	—	現状値 以上
6	子育て環境や支援への満足 度 (未就学児・小学生保護者)	%	46.2 (令和6年度)	—	—	—	50.0



2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方法

(1) 幼児期の教育・保育事業

① 教育・保育施設等

保護者の代わりに就学前の子どもの教育・保育を担う施設として、以下の事業が位置付けられています。

区分	施設区分	内容
教育・保育施設	幼稚園	全ての3～5歳児を対象とし、幼児教育を行う施設
	保育所	就労など、家庭で保育できない保護者の事情により保育を必要とする0～5歳を対象に、家庭に代わって保育を行う施設
	認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設
地域型保育事業	小規模保育	少人数(6～19人)を対象に、家庭に近い雰囲気のもときめ細かな保育を行う事業
	家庭的保育	少人数(定員5人以下)を対象に、保育者の居宅など、家庭的な雰囲気のもとできめ細かな保育を行う事業
	居宅訪問型保育	集団保育が著しく困難であると認められる場合(障がい・疾患など)や、保育等の施設がない地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅に保育士が訪問し、保育を行う事業
	事業所内保育	会社や事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業

② 認定区分と提供施設

子ども・子育て支援新制度の下では、保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、子どもの年齢や保育の必要性の状況を鑑みて、次の3区分にそれぞれ認定し、教育・保育を提供します。

認定区分	児童年齢	認定内容	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	教育標準時間認定 (教育を希望する場合)	幼稚園 認定こども園(幼稚園機能)
2号認定	満3歳以上	保育認定 (保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合)	保育所 認定こども園(保育園機能)
3号認定	0～2歳	保育認定 (保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

③ 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法においては、教育・保育提供区域の設定について、実施主体の教育・保育サービスの提供体制を確保するため、教育・保育提供区域の設定を行うこととなっています。地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案し、設定することとされており、全域を1区域と設定します。

④ 計画期間の子ども数（0～5歳）

計画期間中の児童数について、令和2年～令和6年(各年4月1日現在)の1歳ごと男女別人口(住民基本台帳人口)を基に、コーホート変化率法により推計しました。

(人)	実績					計画期間の推計				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	68	67	69	54	48	53	50	48	45	42
1歳	74	78	64	67	59	50	55	52	50	47
2歳	101	78	75	67	67	60	51	56	53	50
3歳	103	105	78	74	67	68	60	51	56	53
4歳	97	106	101	80	70	66	67	60	51	56
5歳	124	94	100	98	81	68	65	65	58	49
計	567	528	487	440	392	365	348	332	313	297

⑤ 教育・保育の量の見込みと確保方策

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を提供します。

なお、この「量の見込み」は、計画策定時における教育・保育の利用状況(幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業などの利用状況)に、保護者のニーズ調査等による「利用希望」を踏まえ、「保育の必要性の認定」ごとに設定しています。

【第2期の状況(1・2号認定)】

(人)	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
見込み量	65	238	59	218	54	198	49	201	42	175
	303		277		252		250		217	
実績	80	252	60	238	58	217	58	193	51	183
	332		298		275		251		234	

【第2期の状況(3号認定)】

(人)	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
見込み量	35	104	31	89	28	90	9	108	15	95
	139		120		118		117		110	
実績	45	127	45	115	42	107	45	106	41	104
	172		160		149		151		145	

【第3期の見込み量(1・2号認定)】

(人)	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
見込み量	26	184	20	173	19	158	17	148	16	142
	210		193		177		165		158	
供給量	26	184	20	173	19	158	17	148	16	142
	210		193		177		165		158	

【第3期の見込み量(3号認定)】

(人)	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
見込み量	39	42	51	37	46	44	35	43	48	33	42	45	31	39	43
	132			127			126			120			113		
供給量	39	42	51	37	46	44	35	43	48	33	42	45	31	39	43
	132			127			126			120			113		

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する次の事業（ア～テ）です。

ア 利用者支援事業

イ 妊婦等包括相談支援事業

ウ 地域子育て支援拠点事業

エ 妊婦健康診査事業

オ 乳児家庭全戸訪問事業

カ 養育支援事業

キ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

ク 子育て世帯訪問支援事業

ケ 児童育成支援拠点事業

コ 親子関係形成支援事業

サ 子育て短期支援事業（シヨートステイ事業）

シ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

ス 一時預かり事業

セ 時間外保育事業（延長保育事業）

ソ 病児・病後児保育事業

タ 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）

チ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

ツ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

テ 産後ケア事業



② 量の見込みと確保方策

事業の量の見込みについては、国から示される基本方針等に沿い、事業の利用実績や現在の供給体制等を踏まえて、必要な地域子ども・子育て支援事業を整備します。

ア 利用者支援事業

利用者支援事業は、妊産婦や子育て家庭が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

令和5年度まで「母子保健型」で実施していましたが、令和6年度より、こども家庭センターを設置し、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め包括的な支援を提供しています。

【第2期の状況】

(か所)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	1	1	1	1	1
実績	1	1	1	1	1

【第3期の見込み量】

(か所)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	1	1	1	1	1
供給量	1	1	1	1	1

イ 妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ事業です。

【第3期の見込み量】

(か所)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	135	126	117	108	99
供給量	135	126	117	108	99

ウ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

地域全体で子育て世帯を支援するため、子育て世帯に対する相談や情報提供、子育てサークル活動の育成支援その他子育て世帯の支援を実施する事業です。

【第2期の状況】

（人回）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	800	750	700	650	600
実績	1,016	1,076	1,284	1,551	1,875

【第3期の見込み量】

（人回）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	1,900	1,850	1,800	1,750	1,700
供給量	1,900 1か所	1,850 1か所	1,800 1か所	1,750 1か所	1,700 1か所

エ 妊婦健康診査事業

妊婦健康診査の定期的な受診を促し、母体や胎児の健康管理を充実させるとともに、妊婦の経済的負担や不安の軽減を図り、母子ともに安全・安心な出産を迎えるため、妊婦健康診査の費用助成や受診勧奨を行います。

【第2期の状況】

（人回）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	1,120	1,022	938	868	812
実績	813	860	667	564	503

【第3期の見込み量】

（人回）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	720	672	624	576	528
供給量	720	672	624	576	528

（妊婦一般健康診査（16回分）の受診延べ人数）

オ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月を迎えるまでの全世帯の乳児と保護者に対し、保健師が自宅を訪問し、子育てに関する情報提供等を行うとともに、母の育児状

況や養育環境等の把握を行い、適切な支援につなげます。

【第2期の状況】

(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	80	73	67	62	58
実績	71	71	55	55	40

【第3期の見込み量】

(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	45	42	39	36	33
供給量	45	42	39	36	33

(訪問延べ人数)

カ 養育支援訪問事業

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭及び出産前から支援を行うことが必要な妊婦に対し、家庭訪問により養育に関する相談・指導・子育て支援についての情報提供や関係機関と連携を図り支援を行う事業です。

男鹿市は実施しておりませんが、今後、必要に応じ実施を検討します。

キ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする事業です。

男鹿市は実施しておりませんが、今後、必要に応じ実施を検討します。

ク 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

男鹿市は実施しておりませんが、今後、必要に応じ実施を検討します。

ケ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況を評価し、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

男鹿市は実施しておりませんが、今後、必要に応じ実施を検討します。

コ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

男鹿市は実施しておりませんが、今後、必要に応じ実施を検討します。

サ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や育児疲れ等の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を預かることで、保護者の育児負担の軽減及び心身のリフレッシュを図ることを通じて子育てを支援する事業です。

【第2期の状況】

(人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	3	3	3	3	3
供給量	0	0	0	0	0

【第3期の見込み量】

(人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	35	35	35	35	35
供給量	35	35	35	35	35

- シ 子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター事業）
 子育て中の方が、仕事や急な用事等でこどもの世話ができないときに、
 地域の方が応援する会員同士の相互援助活動を行う事業です。
 男鹿市では、利用実績をふまえ、令和6年度で事業を終了しました。

【第2期の状況】

（人日）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	6	6	6	6	6
実績	0	0	0	3	0

ス 一時預かり事業

就労形態の多様化や保護者の急な病気やけが、育児等に伴う心理的・
 身体的負担の軽減その他の理由による一時的な保育の需要に対応する
 ため実施する事業です。

【第2期の状況】

（保育園等における未就園児を対象とした一時預かり事業）

（人日）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	285	259	243	223	203
実績	205	318	106	226	249

（幼稚園型）

（人日）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	1,200	1,099	994	912	819
実績	2,549	2,397	2,429	2,509	3,040

【第3期の見込み量】

（保育園等における未就園児を対象とした一時預かり事業）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	250人日	220人日	220人日	220人日	220人日
提供体制	250人日	220人日	220人日	220人日	220人日
施設数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

(幼稚園型)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	2,620人日	2,600人日	2,550人日	2,500人日	2,450人日
提供体制	2,620人日	2,600人日	2,550人日	2,500人日	2,450人日
施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

セ 時間外（延長）保育事業

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育園で早朝の延長と夕方の延長保育を実施しています。

保育標準時間・短時間

実施施設	実施日	時間（早朝）
市内5施設	月から土曜日	午前7時30分～午前8時

保育短時間

実施施設	実施日	時間（延長）
市内5施設	月から土曜日	午後4時～午後7時

【第2期の状況】

(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	120	109	102	93	84
実績	169	224	213	217	225

注) 早朝の延長、臨時又は緊急時の利用人数を含めている

【第3期の見込み量】

(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	220	220	220	220	220
供給量	220	220	220	220	220

※ 18時以降の利用希望

ソ 病後児保育事業

集団保育が一時的に困難な、病気の回復期にある児童の保育及び看護を行い、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。市内では病後児保育事業を1か所で開催しています。

【第2期の状況】

(人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	36	36	36	36	36
実績	56	52	101	42	48

【第3期の見込み量】

(人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	100	90	85	85	85
供給量	100	90	85	85	85

タ 放課後児童健全育成事業／放課後子ども教室

放課後児童クラブは、保護者が日中就労等のために家庭にいない小学校就学児童が、放課後等を安全・安心に過ごせるよう適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

放課後子ども教室は、学校の空き教室等を活用し、放課後等に全ての児童を対象として、学習、体験、交流活動などを行います。

放課後児童クラブと放課後子ども教室は、一体的な実施の推進を目指し、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ります。

■ 放課後児童クラブ

小学生児童を対象に、4か所で放課後児童クラブを開設しています。

名 称	開設場所	開所時間
船川児童クラブ	船川第一小学校内	平 日：放課後～19時 土 曜：7時半～18時半 長期休業日：7時半～19時
船越児童クラブA・B・C	旧船越保育園内	
脇本児童クラブ	脇本第一小学校内	
美里児童クラブ	美里小学校内	

【第2期の状況】

(人)	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
見込み量	196	64	190	62	177	58	173	57	160	53
	260		252		235		230		213	
実績	217		230		216		254		207	

(実人数)

【第3期の見込み量】

(人)	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
見込み量	140	46	124	43	110	43	106	38	98	33
	186		167		153		144		131	
供給量	186		167		153		144		131	

(実人数)

■ 放課後子ども教室

【第3期の見込み量】

(人)	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
見込み量	720	180	660	165	600	150	540	135	480	120
	900		825		750		675		600	
供給量	900		825		750		675		600	

(実人数)

チ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設等に対して保護者が負担する日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等について、保護者の世帯所得の状況等を勘案して助成する事業です。男鹿市は実施しておりません。

ツ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。男鹿市は実施しておりません。

テ 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援します。

【第2期の状況】

(人回)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	—	—	—	—	—
実績	3	6	9	17	10

※令和2～6年度は「母子保健医療対策総合支援事業」として実施

【第3期の見込み量】

(人回)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	10	10	10	10	10
供給量	10	10	10	10	10

(年間延べ利用回数)

(3) 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制

- ① 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

保護者の就労の有無に関わらない施設利用、0歳児から就学前までの一貫した教育・保育・子育て支援の観点から、利用ニーズと利用実績の推移を把握しながら、これからの教育・保育施設の体制等を検討します。

幼児期の教育・保育は、基本的な生活習慣や豊かな情操を育むうえで大きな役割を果たすことから、質の高い教育・保育を推進できるよう、環境整備と指導体制の一層の充実に努めます。

また、地域子ども・子育て支援事業についても、すべての子育て家庭を対象に、こどもの成長に応じた子育て支援策の充実や安心してこどもを産み、育てることのできる子育て環境の整備を進めていきます。

- ② 地域での教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携方策

利用者が効率的に希望するサービスの情報が得られるよう、市が中心となって、教育・保育資源等の情報を総合的に収集・提供します。

- ③ 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

定期的・継続的に関係者の共通理解を図るため、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携を推進します。

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月から始まった幼児教育・保育無償化に伴い、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象として「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

本制度の運用について、「子育てのための施設等利用給付」の給付申請の際は、申請書の取りまとめ等にあたり利用施設と連携することで、主たる目的である、保護者の利便性や経済的負担の軽減等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給の確保に努めます。

また、今後も、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行、利用者に対する当該制度の周知等、利用施設等と連携を図ります。

(5) 「放課後児童対策パッケージ」に基づく行動計画

① 「放課後児童対策パッケージ」の目的

これまで国が定めた「新・放課後子ども総合プラン」に基づいて、すべての児童が放課後を安全、安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、児童クラブと放課後子ども教室の「共通プログラム」を実施してきました。

令和5年度で「新・放課後子ども総合プラン」は最終年度でありましたが、目標の達成が困難な状況であり、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充が課題となっていることから、こども家庭庁と文部科学省が連携し、放課後児童対策の一層の強化を図るため、令和5～6年度に予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、「放課後児童対策パッケージ」をとりまとめました。

② 本市における現状と課題

学校や公共施設において、地域の人材を活用し、こどもたちへ様々な体験活動を提供し「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の連携を図ってきました。小学校に通う全てのこどもたちが安全・安心に過ごしつつ多様な体験・活動を行うことができるよう努めておりますが、放課後児童クラブを利用しており、かつ放課後子ども教室に通っている児童は全体の15%となっております。全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるよう、保護者への周知や支援員との連携を強化し、校内交流型を中心として市町村の行動計画の整備を進めていきます。

③ 行動計画

今後、多様化する各家庭のニーズに対応し、市内の児童の安全・安心な居場所の確保と多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室が一体となり活動していく環境を整備するため、次のとおり、事業を実施していきます。

ア 令和11年度までに達成されるべき目標事業量

現在、全ての小学校区で一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教

室を実施しており、目標は達成しています。今後も放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携に努めていきます。

年 度	実 績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
放課後子ども教室	6校	4校	4校	3校	3校	3校
放課後児童クラブ	7カ所	4カ所	4カ所	4カ所	4カ所	4カ所

※ 小学校の統合による減少

イ 放課後子ども教室の実施計画

現在、全ての小学校で放課後子ども教室を実施しており、今後も引き続き学校と地域の連携を図り、全ての小学校で実施します。

ウ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携

学校区ごとに定期的な打合せの機会を設け、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室の協働活動リーダーが連携し、児童の有意義安全確保に十分配慮して共通プログラムを実施します。

エ 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

現在、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室では、教室、校庭、体育館、地域活動室等の学校施設を利用して活動しています。今後も、学校施設の一時利用や余裕教室等を活用して、実施します。

オ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

特別な配慮を必要とする児童については、状況に応じ支援員や補助員の配置を行うなど、安全に活動に参加し、安心して過ごせるように適切に対応していきます。

(6) その他の事項

① 産後休業及び育児休業後の事業の円滑な利用の確保に関する事項

産後・育児休業後の保育については、入所児童の環境をむやみに変えないよう、状況に応じた継続入所を実施しています。今後も、保護者が希望する時期から、教育・保育施設や地域型保育事業の利用が可能となるよう、子育て支援センターや利用者支援事業により教育・保育施設の利用状況等の情報提供に努め、相談等に対応します。

② こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携

発育の過程や身体上の障がい等により、支援が必要なこどもへの対応として、保育所や放課後児童クラブ等の一般的な子育て支援施策における障がい児の受け入れを進めます。

③ 労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

働く意欲のある男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会の実現に向けて、県や市内事業者、関係機関と連携して啓発活動に取り組みます。

④ 児童虐待防止対策の推進

こども家庭センターを中心として関係機関と綿密な情報共有と連携を図り、支援を必要とするこどもや妊婦の早期把握、要保護児童対策地域協議会の取組の強化に努めます。



(7) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

① 事業概要

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して支援を強化するため、0歳6か月から満3歳未満の子どもを対象に、保護者の就労要件を問わずに、月一定時間までの利用可能枠（月 10 時間上限）の中で、時間単位で利用できる制度です（令和8年度より全自治体で実施）。

男鹿市では通常の利用に加え、子育てに不安や悩みを抱えている家庭、見守りや支援を必要とする家庭などにも「こども家庭センター」と連携しながら利用を促し、子育て家庭の孤立防止や保護者の育児負担軽減、発達支援の早期発見・相談体制の構築につなげていきます。

② 乳児等通園支援の量の見込みと確保方策

令和7年度時点で待機児童はおらず、1歳児に達するまでに約8割の児童が教育・保育施設へ入園する地域の実情を踏まえた上で、計画期間における「乳児等通園支援の量の見込み」を定め、必要な乳児等通園支援事業の提供を行います。

なお、この「量の見込み」は、計画策定時における教育・保育施設の利用状況(保育園、認定こども園、地域型保育事業などの利用状況)や保護者のニーズ調査をもとに算出しています。

(推計単位：利用人月)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込量 (人/月)					
0歳児	-	32	32	32	32
1歳児	-	32	32	32	32
2歳児	-	32	32	32	32
② 供給量 (人/月)					
0歳児	-	32	32	32	32
1歳児	-	32	32	32	32
2歳児	-	32	32	32	32
差異(②-①)		0	0	0	0

③ 乳児等のための支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制について

地域の教育・保育施設との連携し、乳児等通園支援事業の利用を終えるこどもの保護者に対して、教育・保育施設に関する情報提供を行う等、乳児期から幼児期への円滑な移行を支援し、必要な支援が適切かつ途切れることなく提供されるよう努めます。

さらに、事業実施施設やこども家庭センターをはじめとした関係機関との密接な連携を通じて、こどもたちの成長段階に応じたきめ細やかな支援及びこどもを育てる保護者や家庭への支援・相談体制の充実を図りながら、こどもの健全な発達を総合的に支えていく体制を構築していきます。



資 料

1 男鹿市子ども・子育て会議 委員

	区 分	所 属	役 職	氏 名
1	保護者代表	船川こども園保護者会	幹 事	笹淵 良子
2		男鹿市PTA連合会	副会長	石川 雅子
3	事業主代表	株式会社こぼと	代表取締役	船木 直子
4	労働者代表	男鹿市職員労働組合	執行委員長	船木 信彰
5	子育て支援事業者代表	おてら食堂	代 表	寺崎 美紀
6	学識経験者	船越こども園	園 長	佐藤 和久
7	市長が認めるもの	聖園学園短期大学	学 生	大淵 和
8		主任児童委員	主任児童委員	佐藤 美香
9		NPO法人 KOU	理事長	大屋 みはる

2 策定経過

令和7年7月29日	第1回子ども・子育て会議（骨子案）
令和7年8月28日 ～9月30日	市民に向けたアンケート調査の実施及び集計
9月17日	市議会教育厚生委員会への説明（骨子案）
10月14日	小・中学生を対象としたワークショップ（こどもと一緒に遊び場を考えようプロジェクト）の開催
11月13日	第2回子ども・子育て会議（計画素案）
12月11日	市議会教育厚生委員会への説明（計画素案）
2月	パブリックコメント実施（計画案）
3月	市議会教育厚生委員会への説明（計画案）
3月	第3回子ども・子育て会議（計画案）
3月	計画策定

発行 男鹿市
編集 市民福祉部 子育て健康課 子育て支援班

〒010-0595

男鹿市船川港船川字泉台 66 番地 1

TEL 0185-24-9147

FAX 0185-24-3333